令和８年（2026年）６月26日（金曜日）

第　２　号

令和８年第２回北海道議会定例会　予算特別委員会第２分科会会議録

第　２　号

令和８年（2026年）６月26日（金曜日）

出席委員

委員長
滝口直人君

副委員長
岡田　遼君

千葉真裕君
藤井辰吉君
水間健太君
武田浩光君
山根まさひろ君
檜垣尚子君
丸岩浩二君
小泉真志君
白川祥二君
中野渡志穂君
松浦宗信君

交代委員
畠山みのり君

出席説明員

建設部長	関　俊一君
建設部建築企画監	飯沼善範君
建設部次長	牧野幹芳君
建設政策局長	石川博基君
土木局長	上村明弘君
まちづくり局長	今井　健君
住宅局長	芥川昌久君
建築局長	清水浩史君
建設部技監	塩田雅史君
建設企画担当局長	白戸則幸君
施設保全防災担当局長	米谷　功君
建設業担当局長	須田　歩君
総務課長	武田哲也君
建設政策課長	松本大志君
維持管理防災課長	伊藤　忍君
維持担当課長	佐竹利人君
建設業担当課長	山下誠一君
技術管理担当課長	山中広徳君
道路課長	高木広樹君
高速道・市町村道担当課長	工藤実高君
河川砂防課長	伊藤拓郎君
公園下水道担当課長	松田雅宏君
建築安全担当課長	鳥井美奈子君
住宅課長	松岡佳秀君
住宅管理担当課長	小西克治君
建築整備課長	坂井宗司君
水産林務部長	野村博明君
水産林務部森と海の未来づくり推進監	近藤将基君
水産林務部次長	小林靖幸君
水産局長	村木俊文君
林務局長	立原泰直君
森林海洋環境局長	渡辺早人君
水産林務部技監	土屋禎治君
森林計画担当局長	本阿彌俊治君
総務課長	大高和紀君
企画調整担当課長	除村　広君

水産経営課長	坂本達彦君
漁業管理課長	物見文雄君
サケマス・内水面担当課長	川村広之君
林業木材課長	髙松巨樹君
森林計画課長	日比野佑亮君
森林整備課長	佐藤康弘君
森林保全担当課長	加藤伸顕君
森林海洋環境課長	笹岡英二君
成長産業課首席普及指導員兼林業普及担当課長	川鍋博君

農政部長	鈴木賢一君
農政部食の安全・みどりの農業推進監	野口正浩君
農政部次長	黒島誠計君
食料安全保障推進局長	藤田眞美子君
食の安全・みどりの農業推進局長	佐々木秀弥君
生産振興局長	花岡弘毅君
農業経営局長	萱嶋富彦君
農村振興局長	磯嶋光世君
農政部技監	槙研一君
競馬事業室長	庄司好明君
技術支援担当局長	畠山透君
活性化支援担当局長	神田吏君

農政課長	和泉雅也君
食料安全保障推進局参事	中村文信君
食品政策課長	中谷浩樹君
みどりの食料システム戦略室長	柴洋志君
農業付加価値向上担当課長	太田訓英君
農産振興課長	植村一郎君
水田担当課長	松村由貴君
園芸担当課長	横山達人君
環境飼料担当課長	上野健君
家畜衛生担当課長	菅野宏君
技術普及課長	山根敏史君
農業経営課長	佐藤孔則君
農村設計課長	熊井隆二君
指導管理担当課長	藤田幸司君
農地整備課長	岸田隆志君

議会事務局職員出席者

議事課主幹	中川雅年君
議事課主査	丈六辰泰君
同	横内颯太君
同	川崎優史君
同	山口徹大君
同	髙澤良幸君
同	成田忠政君

午前10時４分開議

○滝口直人委員長　これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔丈六主査朗読〕

１．議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、畠山みのり議員の委員辞任を許可し、小泉真志議員を委員に補充選任し、第２分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

１．本日の会議録署名委員は、

藤　井　辰　吉　委員

白　川　祥　二　委員

であります。

○滝口直人委員長　まず、本分科会における審査日程についてお諮りいたします。

本分科会の審査は、配付の審査日程及び質疑・質問通告のとおり取り進めることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝口直人委員長　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

（上の審査日程は巻末に掲載する）

○滝口直人委員長　それでは、議案第１号、第２号及び第16号を一括議題といたします。

１．建設部所管審査

○滝口直人委員長　これより建設部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

千葉真裕君。

○千葉真裕委員　よろしくお願いいたします。

初めに、北海道耐震改修促進計画についてであります。

昨日も、岩手県沖を震源とする最大震度６強の地震が発生したところですが、近年、令和６年の能登半島地震、令和７年の青森県東方沖を震源とする地震など、大規模地震が相次いでおり、本道においても、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などへの備えが重要であります。

道は、本年４月、北海道耐震改修促進計画を改定し、令和８年度から令和17年度までの10年間を計画期間として、住宅や建築物の耐震化を計画的に推進することとしています。

道民の命を守り、安全で安心な生活を確保するためには、計画を策定するだけでなく、目標達成に向けた実効ある取組が重要であります。そこで、以下、伺います。

道の計画では、令和７年度時点の住宅の耐震化率は91.9％で、これまでの目標である95％を3.1ポイント下回っております。これまで、耐震化率は着実に上昇してきた一方、目標には届いていない状況でありますが、道は、住宅及び建築物の耐震化の現状と課題をどのように受け止めているのか、伺います。

○滝口直人委員長　建築安全担当課長鳥井美奈子君。

○鳥井建築安全担当課長　耐震化の現状と課題についてでありますが、住宅の耐震化率は、令和２年度において90.6％であったものが令和７年度では91.9％、多数利用建築物の耐震化率は、93.7％であったものが94.6％、耐震診断義務づけ対象建築物の耐震化率は、80.7％であったもの

が88.6％となっているところでございます。

耐震化率は着実に上昇してきているものの、耐震改修工事のための自己資金を調達できないことや、所有者の高齢化などが要因となり、耐震化が進まない住宅、建築物もあることから、目標の達成に向けたさらなる取組が必要と考えているところでございます。

○千葉真裕委員　住宅については、令和12年度までに耐震化率を少なくとも95％とし、令和17年度までには耐震性の不十分な住宅をおおむね解消することが目標とされています。特に、令和７年度時点で、戸建ての住宅の耐震化率は87.7％である一方、共同住宅は96.6％となっており、戸建て住宅の耐震化が大きな課題であると考えます。

道では、戸建て木造住宅を対象とした無料耐震診断や、市町村を通じた耐震診断、耐震改修への支援を行っていますが、費用負担や所有者の高齢化などにより改修に踏み切れない方も少なくないものと考えます。

住宅の耐震化、とりわけ戸建て住宅の耐震化を進めるため、道として今後どのように取り組むのか、伺います。

○滝口直人委員長　住宅局長芥川昌久君。

○芥川住宅局長　住宅の耐震化についてでありますが、道では、これまで、戸建て木造住宅を対象とした無料耐震診断を実施するとともに、広く住宅の耐震化の重要性を知っていただくため、ホームページやＳＮＳなどにより意識啓発を図ってきたほか、市町村と協調して住宅の耐震改修等の費用を補助する制度を設け、その内容の充実を図ってきたところでございます。

引き続き、こうした取組を進めるとともに、低コストな耐震改修工法の普及に向け、建築技術者への技術情報の提供と住宅所有者への周知に取り組むほか、新たに、高齢者世帯への働きかけを目的とした出前講座を開催するなど、所有者のニーズに合わせた取組を進め、戸建て住宅の耐震化の促進に努めてまいります。

○千葉真裕委員　仮に戸建て住宅の耐震化率がもっと低い割合にとどまるのであれば、ただいまの答弁にあったようなアプローチが効果的であるかもしれませんが、87.7％から95％まで引き上げようとする段階においては、対象者により特化したアプローチや、また、耐震化率を上げる目的が、主にそこに住まう方々が地震等により人身被害を受けるリスクを低減することにあることからすれば、当該住宅を耐震化してもらうよう促すよりも、耐震化された住宅等への住み替えなどを促すという方法も検討の余地があるのではないかという点を指摘しておきます。

さて、学校、病院、ホテル、店舗など、多数の方が利用する建築物や耐震診断が義務づけられている大規模建築物については、災害時の人的被害を抑える上で、耐震化を着実に進める必要があります。

今回の計画では、多数利用建築物と耐震診断義務づけ対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物について、令和12年度までに耐震性の不十分な建築物をおおむね解消することが目標とされています。一方で、目標達成に向けては、多数利用建築物で約1300棟、要緊急安全確認大規模建築物で74棟の耐震化が必要とされています。

道は、こうした建築物の所有者に対し、どのように働きかけ、耐震化を促進していくのか、伺います。

○芥川住宅局長　多数利用建築物等への対応についてでありますが、道では、多数利用建築物等の耐震化を促進するため、建築基準法に基づく定期報告制度などを活用して、公共施設を含め、所有者への働きかけを行うとともに、道、市町村及び建築関係団体で構成する全道住宅建築物耐震改修促進会議において、耐震化に向けた情報共有や意見交換を行ってきたところでございます。

また、要緊急安全確認大規模建築物については、市町と協調して耐震改修等の費用を補助する制度を設けるとともに、市町と協力して、所有者に対し文書や面談により耐震化の意向把握や改修に当たっての課題などの聞き取り、改修事例や改修工法、技術的な相談窓口の紹介、補助制度の説明など、働きかけを行ってきたところであり、引き続き、これまでの取組を継続し、市町村や建築関係団体と連携しながら多数利用建築物等の耐震化の促進に努めてまいります。

○千葉真裕委員　特に、要緊急安全確認大規模建築物に該当する公的施設については、災害時の拠点等となり得る施設ですので、働きかけを強化するよう指摘いたします。

次に、耐震化を進めるためには、道の取組だけでは限界があり、住民に身近な市町村や建築士、建築関係団体との連携が不可欠であります。

計画では、道内全ての市町村で市町村耐震改修促進計画が策定されている一方、今後、道の計画見直しを踏まえ、市町村計画についても見直すこととされています。また、道は、市町村に対し、見直しに必要な情報や揺れやすさマップの更新のための基礎資料の提供などを行うこととしています。

道は、どのように地域の実情に応じた耐震化の取組を進めていくのか、伺います。

○芥川住宅局長　市町村などとの連携についてでありますが、道内全ての市町村で市町村耐震改修促進計画が作成されており、地域の実情に応じた耐震化の取組を促進するためには、市町村において、北海道耐震改修促進計画等を踏まえ、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等に合わせて、市町村耐震改修促進計画を見直すことが重要と考えているところです。

このため、道では、市町村に対し、揺れやすさマップ等の基礎資料を提供するほか、市町村計画の見直しに必要な手引を新たに作成し支援するとともに、全道住宅建築物耐震改修促進会議を定期的に開催し、国の制度改正などの情報提供や施策の連携に関する意見交換を行うなど、市町村や建築関係団体と連携して、地域の実情に応じた耐震化の促進に努めてまいります。

○千葉真裕委員　今回改定された計画では、普及啓発、耐震診断・改修への支援や環境整備、耐震診断・改修を担う人材の技術力向上の三つを基本施策として耐震化を進めることとされています。

地震は、いつ、どこで発生してもおかしくないものであり、耐震化は、道民の命と暮らしを守るための重要な備えであります。道民の安全で安心な生活を確保するため、今回の計画改定を踏まえ、住宅、建築物の耐震化を今後どのように着実に進めていく考えなのか、所見を伺います。

○滝口直人委員長　建設部建築企画監飯沼善範君。

○飯沼建設部建築企画監　今後の取組についてでありますが、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの巨大地震の発生が懸念される中、住宅や建築物の耐震化は、道民の生命、財産を守る上で重要であり、新たな計画に基づき、耐震化の取組を着実に進めていく必要があると考えております。

このため、道といたしましては、ＳＮＳなどを活用した情報発信や高齢者世帯向けの出前講座の開催など、意識啓発の取組を充実させるとともに、住宅の無料耐震診断の実施に加え、耐震改修等の補助を行う市町村への支援や補助制度の創設に向けた働きかけを継続するほか、低コストな耐震改修工法の普及を図るなど、住宅、建築物の耐震化の取組を推進してまいります。

○千葉真裕委員　次に、中東情勢への対応についてであります。

中東情勢をめぐっては、米国とイランとの間で停戦に向けた動きが報じられているものの、情勢はなお流動的な状況にあります。

建設分野においては、これまでの情勢不安を背景として、燃料費の高騰に加え、石油由来の原料を含む建設資材の価格上昇や納期の遅延が報じられており、その影響が直ちに解消される状況にはないものと考えます。特に、公共工事においては、資材価格の急激な変動や納期の遅延は、建設事業者の経営への影響はもとより、今後の入札における不調、不落の増加も懸念されるところです。

道として、このような状況をどのように把握しているのか、また、公共工事の円滑な実施に向け、どのような対策を講じていく考えであるのか、以下、順次伺います。

まず、中東情勢に伴う燃料費や建設資材価格の上昇などについて、建設業界から多くの声が寄せられていると思いますが、道として、具体的な状況やその影響など、どのように把握しているのか、伺います。

○滝口直人委員長　建設業担当課長山下誠一君。

○山下建設業担当課長　建設業への影響についてでありますが、道では、４月中旬から５月中旬にかけて、北海道建設業協会や北海道塗装組合連合会など29の関係団体からメール等で価格高騰等の影響に関する聞き取り調査を実施したほか、また、５月下旬から６月上旬にかけて、10の地方建設業協会との意見交換会を対面で開催し、公共工事への影響等について意見を伺ったところでございます。

各団体からは、アスファルト価格の高止まりや、塗料など一部の建設資材において価格の上昇、出荷制限などが発生しているほか、こうした状況が長期化した場合には、工期の延期や工事費の増加などの影響が懸念されるとの声を聞いているところでございます。

○千葉真裕委員　資材価格の上昇や出荷制限があるとの声が寄せられているとのことですが、実際の市場価格がどのようになっているのかについて伺います。

○滝口直人委員長　技術管理担当課長山中広徳君。

○山中技術管理担当課長　建設資材価格についてでありますが、道では、毎月の市場調査の実施

により、主要資材の実際の取引状況について把握しており、５月上旬から６月上旬にかけて調査を行い、６月下旬に取りまとめた価格調査結果では、中東情勢が緊迫化する前の本年２月に比べ、軽油については約17％増、細粒度アスファルト合材は約23％増、塗料用シンナーは約31％増となっているところでございます。

○千葉真裕委員　こうした急激な資材価格の変動は、公共工事を担う建設事業者の経営に大きな影響を与えるほか、発注者においても、今後の入札における不調、不落の増加が懸念されます。

また、建設資材の納期遅延などにより、当初の工期内での完成が困難となる場合も想定されます。

そこで、各建設管理部や建築局が発注する公共工事において、資材価格の高騰や契約後の価格変動、さらには、資材の納期遅延に伴う工期の見直しについてどのように対応しているのか、伺います。

○山中技術管理担当課長　道の対応についてでありますが、道では、予定価格の算定に当たりましては、積算に用いる設計単価を市況調査などに基づき策定しているところであり、特に燃料油などの主要資材等につきましては、毎月、市場取引価格等を調査し、設計単価を改定するとともに、入札に際し、最新の単価を適用しているところでございます。

契約後におきましては、工期内に資材価格の著しい変動が生じた場合に契約額を変更する、いわゆるスライド条項の運用や、工期の柔軟な延長のほか、遠方からの資材等の調達に係る追加費用を計上するなどして対応しているところでございます。

○千葉真裕委員　道では、原油価格の高騰などに対し、スライド条項を適用しているとのことですが、建設事業者からは、スライド条項に関する手続について煩雑で分かりにくいという声も聞くところです。

道として、建設事業者に対し、どのように対応しているのか、伺います。

○山中技術管理担当課長　建設事業者への対応についてでありますが、道では、５月から、各地域の建設業協会との意見交換を実施し、スライド条項の制度内容について改めて説明するとともに、今月から新たに、建設事業者からの問合せなどに丁寧に対応するための相談窓口であるホットラインを設置したほか、スライド条項の手続などを分かりやすく解説したパンフレットを作成し、各建設業団体へ通知するとともに、道のホームページに掲載したところであり、今後も様々な機会を通じて周知してまいります。

○千葉真裕委員　道内の建設事業者には中小事業者が多く、市町村が実施する小規模な維持修繕工事などを担っている事業者も少なくありません。こうした事業者からは、市町村工事においても資材価格の高騰や納期の遅延に対して適切に対応してほしいとの声が聞かれます。

道として、こうした市町村にどのように対応するのか、伺います。

○滝口直人委員長　建設業担当局長須田歩君。

○須田建設業担当局長　市町村への対応についてでありますが、令和６年度に実施した国の調査によりますと、およそ半数の市町村では、事務処理が煩雑なことや人員も不足していることなど

により、スライド条項等の導入が進んでいない状況にあると承知しております。

道では、これまでも、こうした状況を解消するため、北海道公共工事契約業務連絡協議会において、スライド条項など適切な発注事務に関する研修を毎年行ってきたほか、今般の資材価格の高騰などを踏まえ、国と連携し、今月16日から全ての市町村を対象に改めて説明会を開催し、スライド条項の運用や工期の柔軟な延長などについて再度周知したところであり、今後とも、随時、市町村からの相談に対応するほか、様々な機会を通じ、理解を深めていただくなど、スライド条項等の導入促進に努めてまいります。

○千葉真裕委員　米国とイランとの間では停戦に向けた動きが見られるものの、事態の収束に向かうかどうかはなお見通せず、周辺情勢も含め、引き続き注視が必要な状況にあります。

建設業においては、石油由来製品への依存度が高く、資材価格の高騰等の長期化は、工事の円滑な実施に支障を来すだけでなく、建設事業者の経営環境を悪化させ、人材確保や担い手の維持にも影響を与えることが懸念されます。

道として、公共事業の安定的な実施に向けて、今後どのように取り組まれるのか、伺います。

○滝口直人委員長　建設部長関俊一君。

○関建設部長　今後の対応についてでありますが、道内の建設業は、社会資本の整備や維持管理、災害対応など、地域の安全、安心を支える重要な役割を担っておりますが、原油価格の高騰による建設資材の価格上昇や供給不足が長期化した場合、公共工事の不調、不落が増加するなど、地域の建設業の経営に影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、道といたしましては、最新の資材価格等を反映した予定価格の設定を行うほか、スライド条項の運用や工期の柔軟な延長などにつきまして適切に対応しているところでございます。

また、市町村に対し、こうした取組を再周知するほか、事業者からの相談にも丁寧に対応するなど、引き続き、公共工事の円滑な執行に取り組み、地域の守り手となる建設業の持続的発展に努めてまいります。

○千葉真裕委員　中東情勢に伴う資材価格の高騰や納期の遅延は、公共事業の円滑な実施のみならず、地域の建設業の経営環境や担い手の確保にも関わる重要な課題であります。つきましては、知事に対し、今後の取組について所見を伺いたいと存じますので、委員長におかれましては、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたしまして、私からの質問を終わります。

○滝口直人委員長　千葉(真)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

小泉真志君。

○小泉真志委員　おはようございます。よろしくお願いいたします。

私からは、地元の方から道営住宅の自治会の役員の成り手不足についての相談がございましたので、その点で質問させていただきます。

まず最初に、道営住宅に関わる課題について、どのような課題があると認識しているのか、伺

います。

○滝口直人委員長　住宅課長松岡佳秀君。

○松岡住宅課長　道営住宅の課題についてでありますが、道営住宅の管理戸数は、令和７年度末時点で２万1508戸であり、そのうち、建設後、耐用年数の２分の１である35年を経過した住宅が約53％を占めており、老朽ストックの建て替えや改善といった対応が必要なほか、人口減少などに伴う空き住戸の増加や入居世帯の高齢化による自治会の担い手不足などが課題となっているところでございます。

○小泉真志委員　次に、課題として空き住戸の増加を挙げられておりますけれども、道営住宅の入居率の推移とその要因についてどのように捉えているのか、所見を伺います。

○滝口直人委員長　住宅管理担当課長小西克治君。

○小西住宅管理担当課長　入居状況についてでありますが、建て替えや改善工事を円滑に進めるため募集を停止している、いわゆる政策空き家を除いた過去５年における入居率は、令和３年度が92％、４年度が91.1％、５年度が90.3％、６年度が88.7％、７年度が88.9％で、減少傾向となっているところでございます。

入居率の減少は、人口減少に伴い、応募者が減少していることが主な要因と考えているところでございます。

○小泉真志委員　次に、入居者の高齢者世帯の割合の推移とその受け止めについて伺います。

○小西住宅管理担当課長　高齢者世帯の割合についてでありますが、過去５年間における60歳以上の高齢者世帯の割合は、令和３年度が52.5％、４年度が53.1％、５年度が55.4％、６年度が55.4％、７年度が57％で、増加傾向となっているところでございます。

入居世帯の高齢化により、円滑な自治会活動への影響が懸念されるところでございます。

○小泉真志委員　そこで、入居者の高齢化などにより、道営住宅の自治会の加入率は減少していることも想定をされますけれども、自治会の役割と課題の受け止めについて伺います。

○小西住宅管理担当課長　自治会についてでありますが、道では、道営住宅の良好な住環境を維持するため、入居者の皆様に自治会を運営していただいており、入居時に自治会の役割や必要性を説明の上、加入を促しているところでございます。

自治会には、廊下など共用部の電灯の管理や敷地内の除排雪、草刈りといった共同施設の維持管理など、大きな役割を担っていただいておりますが、入居世帯の高齢化などに伴い、自治会の担い手が不足し、良好な住環境の維持への影響が懸念されているところでございます。

○小泉真志委員　次に、自治会の課題解消には、ミクストコミュニティーの形成が必要だと考えますけれども、これまでどのように取り組んできたのか、また、その取組によって課題が解消されてきているのか、その部分について所見を伺います。

○小西住宅管理担当課長　自治会活動についてでありますが、道営住宅では、入居世帯の高齢化により良好な住環境の維持や自治会活動などへの影響が懸念されることから、様々な世帯が入居するミクストコミュニティーの形成が必要と考えているところでございます。

道では、ミクストコミュニティーの形成に向けた取組として、子育て世帯の募集戸数の拡大や当選率の引上げを実施しているほか、空き住戸の目的外使用により大学生などの入居を認めており、自治会活動などの団地コミュニティーの活性化による良好な団地環境の維持といった効果が期待できると考えているところでございます。

○小泉真志委員　今の答弁では、団地のコミュニティーの活性化による良好な団地環境の維持といった効果が期待できると考えているというふうに答弁がございましたけれども、私は、実際にどうだったのかということも聞いていますので、改めて伺います。

○小西住宅管理担当課長　課題の解消についてでありますが、道では、ミクストコミュニティーの形成に向け、子育て世帯や大学生など様々な世代の入居促進に取り組んでおり、自治会活動への参加や団地内の交流などに一定の効果があるものと認識しているところでございます。

一方で、道営住宅全体では、高齢化が進行しており、自治会活動の担い手不足などの課題も依然として見られることから、その解消に向け取り組んでいく必要があるものと考えているところでございます。

○小泉真志委員　一定の効果はあるだろうということで答弁をいただきました。

次に、道では、道営住宅のコミュニティーの活性化を図るために、自治会活動への参加を条件に大学生などの入居を認める取組、いわゆる目的外使用を実施していると承知をしておりますが、これまでの実績を伺うとともに、目的外使用によってコミュニティーの活性化が図られてきたのか、所見を伺います。

○小西住宅管理担当課長　目的外使用の実績などについてでありますが、道では、若年層の入居やコミュニティーの活性化を促すため、真駒内地区をモデルとして、近隣の大学と連携し、令和５年度から、自治会活動への参加を要件に、目的外使用による道営住宅への大学生の入居を認めているところでございます。

これまで７名の入居の実績があり、花壇の清掃や冬期間の除雪のほか、入居者との交流会など、自治会活動に参加いただくことによりコミュニティーの活性化が図られているところでございます。

○小泉真志委員　大学生の入居によって活性化が図られているという答弁がございました。

数年前になりますけれども、私は、予算特別委員会で階上げの議論をさせていただいたというふうに記憶をしております。オイルサーバーのない道営住宅では、高齢者が灯油を上層階に上げることができない、この階上げが問題になっているということを指摘させていただきました。こういうところも加味していくことが必要かなというふうに思っておりますので、ぜひ、課題解消の一端として指摘させていただきたいことと、それから、目的外使用につきまして、国の承認が必要だというのは私も理解をしていますが、道の裁量もいろいろあるということでありますので、特に空き住戸の多い道営住宅の目的外使用、そういう新たな枠を拡大するよう指摘をさせていただきます。

次に、道営住宅の入居条件は、原則として、同居親族がいること、世帯収入が北海道営住宅条

例で定める基準内であること、かつ、住宅に困窮していることとなっておりますけれども、この収入基準、いわゆる政令月収はいつ定められたのか、伺います。

また、この政令月収の改変は、どのようなスパンで、もしくはどのような状況になったら変えられるのか、併せて伺います。

○小西住宅管理担当課長　入居収入基準についてでありますが、公営住宅の入居対象者の入居収入基準である政令月収については、国が平成８年に公営住宅法施行令で20万円と定め、世帯所得の変化や高齢者世帯の増加などに伴い、平成19年の政令改正において15万8000円に見直しを行ったところでございます。

道では、国の基準を参酌し、平成24年４月に北海道営住宅条例で同額の15万8000円に定めたところであり、見直しにつきましては国の動向を注視してまいります。

○小泉真志委員　十数年前に決まってから動いていないというような答弁がございました。

次に、収入超過者の推移、そして、明渡しの義務のある高額所得者の推移について伺います。

また、高額所得者に対する明渡し請求後に退去した世帯数の推移についても伺います。

○小西住宅管理担当課長　収入超過者などの推移についてでありますが、過去３年間における収入超過者の世帯数は、令和５年度末が1538世帯、６年度末が1481世帯、７年度末が1504世帯となっており、高額所得者の世帯数は、令和５年度末が39世帯、６年度末が33世帯、７年度末が29世帯となっているところでございます。

また、高額所得者に係る明渡し請求による退去世帯数については、令和５年度が３世帯、６年度が５世帯、７年度が９世帯となっているところでございます。

○小泉真志委員　次に、入居者の高齢化によって、道営住宅の自治会の役員の担い手がいなくて困っている、やっとの思いで自治会長を見つけたのに、入居収入基準を超過することになって退去しなければならなくなった、何とかならないのかというのが、私のところに寄せられた要請でございます。

現在の入居収入基準が制定されたのは2007年 —— 平成19年。その当時と比較して賃金は大幅にアップをしております。この基準を見直すべきだというような入居者の訴えは、私は至極真っ当だというふうに思いますけれども、道の所見を伺います。

○滝口直人委員長　住宅局長芥川昌久君。

○芥川住宅局長　入居収入基準の見直しについてでありますが、厚生労働省の令和７年賃金構造基本統計調査によりますと、令和４年以降、一般労働者の給与所得者の平均賃金が上昇傾向となっているものの、平均所得が全世帯より低い高齢者世帯が増加している状況もあることから、基準の見直しについては、世帯所得の変化の状況や国の動向を注視してまいります。

○小泉真志委員　今の答弁では、国の動向を注視するということなのですけれども、この入居収入基準が制定されたのは今から16年前ということですね。毎月勤労統計調査によりますと、北海道の給与は、2008年当時が27万7207円だったものが、2025年には30万8646円と、実に11.34％上昇しております。高齢化が進めば世帯所得が上がらなくなるのは容易に想像できます。それは十

分理解します。

それから、入居収入基準が高くなったら、応募倍率が上昇して、本来入るべき方が入れなくなる、それも十分理解するのです。ただ、そちらに重きを置いてしまうと、自治会の役員をやっていただく方の数が少なくなってきて本当に困っていると。この部分について、今の現状を何とかしなくてはならないというふうに私は思っているのです。

この政令月収なのですけれども、国の基準を参酌して条例で定めると先ほど答弁がございました。例えば、国を乗り越えて条例を変えるというのはなかなか難しいのだと思うのですけれども、だったら、少なくとも全国一律の基準は解消しましょう、都市部と地方は分けましょうとか、そういうことを国にしっかりと意見反映していくべきだというふうに私は考えますけれども、改めて所見を伺います。

○芥川住宅局長　入居収入基準の見直しについてでありますが、公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対する住宅セーフティネットとしての役割を担っており、道といたしましては、入居収入基準は慎重に判断されるべきものと考えております。

一方で、近年の賃金上昇や自治会活動の担い手確保といった観点から、入居収入基準に関する御意見があることは承知しており、道内市町村の住宅事情などについて調査してまいります。

○小泉真志委員　ぜひ、調査をした上で、北海道として国にしっかりと意見を上げていただきたいということは指摘させていただきます。

最後に、道営住宅の自治会は、役員の確保やコミュニティーの低下などの課題を抱えておりますけれども、今後、これらの課題に対してどのように取り組んでいくのか、道の見解を伺います。

○滝口直人委員長　建設部建築企画監飯沼善範君。

○飯沼建設部建築企画監　今後の取組についてでありますが、道営住宅では、団地内の良好な居住環境を維持するに当たり、自治会に大きな役割を担っていただいている一方で、高齢者世帯の増加に伴い、活動を支える担い手不足やコミュニティーの活力低下など、自治会運営の影響が懸念されているところでございます。

このため、道では、子育て世帯の募集戸数の拡大や当選率の引上げ、所得制限の緩和など、各世代のバランスに配慮した公募を行うほか、空き住戸の目的外使用により地域課題に対応した柔軟な活用を図るなど、コミュニティーの活性化に向けた取組を進めているところでございます。

道といたしましては、引き続き、こうした取組を着実に進め、誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会の形成に努めてまいります。

○小泉真志委員　現在の取組について否定するつもりは全くございません。

ただ、道として、自治会の活動を支える担い手不足の懸念を示されておりますから、対策を講じていかなければならないというふうに私は考えます。

地方分権改革推進委員会の第１次勧告でも、公営住宅については、入居者資格要件を緩和するとともに、具体的な基準は地方自治体が地域ごとに条例により独自に決定し得ることとするとい

うふうに明示をされております。

もちろん、本来の入居される方の入居を阻害してはなりませんけれども、自治会役員、もっと言うと、僕は、会長とか、本当に困っている人方に対して、所得制限の緩和などを盛り込んだ目的外使用、こういうものをつくっていくべきだというふうに考えますけれども、その辺りについてどのように考えているのか、もう一度、所見を伺います。

○飯沼建設部建築企画監　今後の取組についてでありますが、道では、各世代のバランスに配慮した公募を行うほか、空き住戸の目的外使用による地域課題に対応した柔軟な活用を図るなど、道営住宅のコミュニティーの活性化に向けた取組を進めております。

また、道内の市町村の住宅事情を調査して、公営住宅の適正な管理を進めていきたいと考えております。

道といたしましては、こうした取組を引き続き着実に進め、誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会の形成に努めてまいります。

○小泉真志委員　香川県では、地元独立リーグ球団の新規入団者には所得制限を設けない、そういう資料もいただきまして、目的外使用を実施しているというふうに承知をしております。

特に積雪寒冷の北海道におきましては、雪かきは必須であるし、夏場の草刈りも必須という状況でございます。道営住宅の入居者の高齢化が進んでいくという状況で、やっぱり、こういう担い手、特に役員の担い手不足、これは道営住宅じゃなくても、ほかもそうですけれども、そういう状況がございますので、コミュニティーの形成という部分では、こういう課題についてしっかりと取り組んでいただいているとは思いますけれども、ぜひ、さらなる一歩を踏み込んでいただくことをお願い申し上げ、指摘とさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○滝口直人委員長　小泉委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

中野渡志穂君。

○中野渡志穂委員　では、通告に従いまして、以下、建設部所管事項について伺います。

初めに、河川におけるヒグマ出没防止対策のための樹木伐採等についてであります。

近年、地球温暖化の影響などから、全国各地で大雨による自然災害が激甚化、頻発化しております。本道においても、同様に浸水被害などの災害が発生していることから、河川における浸水被害のリスクを軽減させるため、河川の樹木を伐採するなど、適切な維持管理が重要と考えます。

地域住民からは、河川の樹木が繁茂していたり、土砂の堆積により、大雨が降った際には氾濫が起きそうで不安だという声が多く寄せられているところであります。

一方、熊による人身被害が全国でも多発しており、熊が市街地に出没する要因には、背の高い草木が河川に繁茂することにより、身を隠しながら移動しやすい環境が形成され、市街地への移動ルートとなっている可能性があるとの意見も聞かれます。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、災害防止のための樹木伐採等の進め方についてであります。

道では、これまでも、大雨による浸水被害を防止するため、河川の樹木伐採や堆積した土砂の除去などを行ってきたと承知しておりますが、どのような考え方で進めているのか、伺います。

○滝口直人委員長　維持担当課長佐竹利人君。

○佐竹維持担当課長　樹木伐採等の進め方についてでありますが、道では、平成28年の台風等による甚大な被害を契機としまして、計画的に樹木伐採などの維持管理を進めるために策定した「河道内樹木伐採などの河川維持管理のあり方」に基づきまして、平成29年度から、道が管理する河川のうち、樹木の繁茂等が著しい約3500キロメートルを優先区間とし、樹木伐採や堆積土砂の除去を進め、令和６年度に完了したところでございます。

また、令和７年度からは、新たに樹木の繁茂等が進行した約1750キロメートルを加えた約5250キロメートルを優先区間といたしまして、おおむね10年をめどに完了するよう計画的に進めているところでございます。

○中野渡志穂委員　優先区間を完了した上で、また、さらに加えて計画的に進めてくださってきたとのことであります。

では、昨年度の河川におけるヒグマ出没防止対策についても伺いますが、昨年度は、道内においてもヒグマによる人身被害などが多発しており、河川の樹木伐採等の要望も多くあったものと承知しております。

昨年度、ヒグマ対策として、道が実施した河川の樹木伐採等の実施状況について伺います。

○佐竹維持担当課長　実施状況についてでありますが、昨年度は、20市町村からヒグマ対策として樹木伐採などの要望がありまして、24河川、約17キロメートルについて実施したところでございます。

○中野渡志穂委員　では、次に、今年度の樹木伐採等の実施予定について伺いますが、ヒグマ対策として実施する河川の樹木伐採等は、今年度においても引き続き取り組んでいく必要があるものと考えます。

また、ヒグマ出没状況によっては、地域から樹木伐採の要望がさらに増加してくることも想定されます。今後の実施予定について伺います。

○滝口直人委員長　施設保全防災担当局長米谷功君。

○米谷施設保全防災担当局長　今年度の実施状況についてでありますが、道では、昨年12月に、改めて市町村からヒグマ対策に関する樹木伐採の必要な箇所等について聞き取りを行ったところであり、要望のあった63市町村、140河川について、市町村と調整の上、今年度実施する予定としております。

また、市町村から出没状況を踏まえた新たな要望があった際には、緊急性などを踏まえ、実施時期等について検討してまいります。

○中野渡志穂委員　では、今後の対応について伺います。

過去には、台風などによる記録的な大雨によって、樹木の繁茂などに起因し、洪水氾濫が発生していることから、河川の適切な維持管理は大変重要であります。

また、ヒグマの市街地への侵入を抑制し、住民の生活を守るため、河川におけるヒグマ対策も必要と考えます。

道として、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○滝口直人委員長　建設部長関俊一君。

○関建設部長　今後の対応についてでありますが、近年頻発している豪雨による浸水被害を軽減するためには、河川の整備はもとより、計画的な河川内の樹木伐採等により河川の流下能力を確保することが重要と考えており、また、全道各地でヒグマの出没が相次いでいる状況を踏まえ、ヒグマの出没を未然に防ぐためにも河川の適切な維持管理が重要です。

道といたしましては、緊急浚渫推進事業を活用し、計画的な樹木伐採や河道掘削等を実施するとともに、ヒグマ対策につきましては、市町村からの要望を踏まえ、優先度の検討や施工順序、箇所の工夫を行いながら効果的に対策を実施するなど、引き続き、道民の皆様の安全で安心な暮らしが守られるよう取り組んでまいります。

○中野渡志穂委員　お願いいたします。

次に、気候変動を踏まえた治水対策について伺います。

豪雨による浸水被害が、全国で毎年のように発生しております。本道においても、昨年９月には北海道で初めてとなる線状降水帯が発生するなど、全道各地で浸水被害が発生しました。

河川の氾濫を防止するためには河川整備を推進することが重要と考えますが、整備には多くの時間がかかります。道が管理する河川において、河川整備をこれまでどのような考えで進めてきたのか、伺います。

○滝口直人委員長　河川砂防課長伊藤拓郎君。

○伊藤河川砂防課長　河川整備の状況についてでありますが、道が管理する１級・２級河川は1538河川、延長約１万2300キロメートルで、全国の約１割の延長を管理しており、延長が非常に長いことから、河川の整備に当たっては、洪水により家屋や農地などに大きな被害が発生した箇所や、甚大な被害が生じるおそれのある市街地の河川などを優先し、進めているところでございます。

○中野渡志穂委員　では、気候変動を踏まえた治水計画の見直しについて伺います。

気候変動の影響により、災害のリスクが高まっていくことが懸念されております。本道は、全国でも気候変動による影響が最も大きい地域とされております。

道として、気候変動を踏まえた計画の見直しを行っていることは承知しておりますが、どのような河川において進めているのか、伺います。

○伊藤河川砂防課長　治水計画の見直しについてでありますが、道では、近年、大きな被害が発生した河川や甚大な被害が生じるおそれのある河川などにおいて、過去の降雨実績に基づく計画から、気候変動による降雨量の増大を考慮した計画への見直しを順次進めているところであります。

昨年度は、小清水町の止別川や伊達市の長流川において計画を策定したところです。

○中野渡志穂委員　では、河川整備以外の流域治水の取組についても伺いますが、気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、河川整備のみならず、流域の関係者による流域治水を進めることが必要と考えますが、河川整備以外の流域治水の主な取組について伺います。

○伊藤河川砂防課長　河川整備以外の主な取組についてでありますが、降雨による河川の氾濫をできる限り防ぐ対策として、農業者が水田の水のはけ口に調整用の板を設置し、時間をかけて雨水を排水する田んぼダムの取組や、民間の駐車場では、舗装などで雨水の浸透が妨げられる場合、事業者が敷地内に浸透ますや浸透管といった施設を設置し、雨水を地下に浸透させる取組などを行っているところです。

また、被害を軽減させる対策として、災害発生時に住民の迅速かつ円滑な避難につながるよう、防災行動を時系列で整理した水害対応タイムラインの活用や、浸水の範囲と頻度を図示した水害リスクマップの作成などに取り組んでいるところです。

○中野渡志穂委員　では、水害リスクマップについて伺います。

流域治水の取組として、道で水害リスクマップの作成に取り組んでいるとの御答弁でありましたが、水害リスクマップはどのようなもので、道が管理する河川においてどのように進めているのか、伺います。

○伊藤河川砂防課長　水害リスクマップについてでありますが、水害リスクマップは、浸水の深さにより、浸水が想定される範囲を発生頻度に応じて異なる色で示したものであり、土地利用や住まい方の工夫、水害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討や企業の立地選択などに活用されることが想定されます。

道では、昨年度より、道管理河川のうち、水防法に基づく洪水予報河川と水位周知河川において、順次、作成を進めているところです。

○中野渡志穂委員　異なる色でリスクが分かるマップということで、とても活用が広がるのじゃないかなと、私も応援していきたいなと思っております。

では、今後の治水対策について伺いますが、今後ますます水害リスクが高まっていくことが懸念される中で、浸水被害を軽減させるためには、流域の関係者が連携し、流域治水を進めていくことが大変重要と考えますが、道として、今後どのように治水対策を進めていくのか、伺います。

○関建設部長　今後の治水対策についてでありますが、道では、近年の豪雨等による災害が激甚化、頻発化している状況を踏まえ、気候変動の影響を考慮した対策への転換が必要との認識の下、河道掘削や田んぼダム、タイムラインの活用など、ハード、ソフト一体となった治水対策を流域全体で行う流域治水を進めてきたところでございます。

また、昨年度からは、気候変動を踏まえた治水計画の見直しを順次行うほか、水害リスクマップを作成するなど、国や市町村等と連携しながら、水害に強いまちづくりを進めているところでございます。

道といたしましては、道民の皆様の安全、安心な暮らしが守られるよう、引き続き、流域のあ

らゆる関係者の皆様と協働し、流域治水を進めてまいります。

○中野渡志穂委員　お願いいたします。

次に、道立公園などのトイレについてであります。

道立公園は、道民の憩いの場であるとともに、近年は観光客の利用も増加しております。特に、ゴールデンウイークや夏休み、紅葉シーズンのほか、大規模イベントの開催時には、利用者が集中し、トイレの待ち時間が長くなることが懸念されます。そして、行列に並ばなければならないことに対する不安は、とりわけ女性用のトイレにおいて顕著な課題となっております。

こうした状況を踏まえ、国土交通省では、令和８年６月 ―― 今月でありますけれども、「トイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドライン」を策定し、トイレの行列問題の改善に向けた考え方を示したところでありますが、道立公園などにおける現在の状況と今後の対応について、以下、伺ってまいります。

まず、道立公園のトイレの待ち時間についてであります。

利用者の快適性の観点からも重要な課題と考えますが、繁忙期等における道立公園のトイレの利用状況について、現状を伺います。

○滝口直人委員長　公園下水道担当課長松田雅宏君。

○松田公園下水道担当課長　トイレの混雑状況についてでございますが、道立広域公園のうち、特に利用者が多い真駒内公園では、各種イベントの開催時などにおいて利用が集中し、とりわけ女性用のトイレにおきまして行列が生じております。

このため、道では、指定管理者とあらかじめ協議を行い、大規模イベントなど多くの利用者が見込まれる場合には、仮設トイレの設置をイベント主催者側に要請するなどしまして対応しているところでございます。

○中野渡志穂委員　真駒内公園で女性用トイレの行列が生じているとのことでありますけれども、さらに現状を伺いたいと思いますが、近年では、生活様式の変化や高齢化の進展に伴って洋式トイレに対するニーズが高まっております。

一方で、道立公園には、現在も和式トイレが残されていると伺っております。観光客を含め多くの方が利用する大規模公園のほか、道の駅のトイレ環境の充実は、利用者の満足度や利便性の向上につながるものと考えます。

そこで、道立公園及び道の駅に併設している道管理のトイレにおいて、和式トイレがどの程度残っているのか、現状について伺います。

○松田公園下水道担当課長　道立公園などのトイレについてでありますが、全11か所あります道立広域公園におきましては、個室トイレが857基あり、そのうち約25％、211基が和式トイレとなっております。

また、道の駅に併設される道管理のトイレにつきましては、「名水の郷きょうごく」など４か所ございますが、34基全てが洋式トイレとなっているところでございます。

○中野渡志穂委員　道立広域公園の個室トイレの４分の１が和式の状況とのことであります。

トイレの洋式化への対応について伺いますけれども、和式トイレは、高齢者や小さい子ども連れ、障がいのある方、さらには、訪日外国人客などにとって利用しづらい場合があります。利用者の利便性向上のためには、洋式化を計画的に進めることが必要と考えますが、これまでの対応状況と今後の考え方について伺います。

○滝口直人委員長　まちづくり局長今井健君。

○今井まちづくり局長　洋式化への対応についてでありますが、道では、これまで、道立広域公園の老朽化対策や改修工事などに合わせてトイレの洋式化に取り組んできたところであり、現在までに野幌総合運動公園や十勝エコロジーパーク、噴火湾パノラマパークにおいて洋式化が完了しており、今年度は、真駒内公園にある屋内競技場で洋式トイレへの改修を予定しているところでございます。

このたび国が策定した「トイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドライン」によりますと、和式に比べて洋式を好む人が増加し、和式の利用を避ける傾向にあることが行列発生の一因となっているとされており、道といたしましては、行列が多く発生している女性用トイレの行列改善のためにも洋式化を進めてまいります。

○中野渡志穂委員　今年度は、真駒内の屋内競技場のトイレの洋式化に取り組み、女性用トイレの行列の改善を進めていただけるとのことで、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、トイレのバリアフリー化についてであります。

道立公園は、子どもから高齢者まで、また障がいのある方を含め、多くの方が利用する公共空間であります。誰もが安心して利用できる環境づくりのためには、トイレのバリアフリー化が重要と考えますが、設置状況と今後の対応について伺います。

○今井まちづくり局長　トイレのバリアフリー化についてでありますが、道立広域公園では、センターハウスなどにおいて、高齢者や障がいのある方など多様な利用者に配慮し、車椅子の利用などが可能となるトイレのバリアフリー化を行ってきたところでございます。

今後は、利用状況や高齢者、子育て世代などのニーズ等を勘案し、バリアフリー化の必要な箇所について検討を行ってまいります。

○中野渡志穂委員　では、次に、今後のトイレ整備についてであります。

トイレは、公園の満足度を左右する重要な施設であり、その快適性や利便性の向上は、公園利用の促進にもつながるものと考えます。

今後、道立公園のトイレ整備をどのような考え方で進めていくのか、伺います。

○関建設部長　今後の対応についてでありますが、道立広域公園は、道民の広域的なレクリエーション需要に応えるとともに、高齢者や障がいのある方、子育て世代など、公園利用者が安心して楽しんでいただける環境づくりが重要であり、道では、こうした多様な利用者のニーズの変化に合わせ、トイレの洋式化やバリアフリー化などに取り組んできたところでございます。

道といたしましては、今後とも、施設の改修に合わせてトイレの洋式化等を進めますとともに、今年度から新たに整備を行う釧路圏道立広域公園におきましては、女性用トイレの行列問題

の改善に向けた対応方針を示した国のガイドラインを踏まえた整備を検討するなどして、誰もが利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

○中野渡志穂委員　道立公園等のトイレについて伺ってまいりました。

公園を利用する様々な年代のニーズを踏まえ、適切なトイレの改修が必要と考えます。この問題については、知事のお考えを直接お聞きしたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○滝口直人委員長　中野渡委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

白川祥二君。

○白川祥二委員　先ほども先生方からお話がありましたけれども、まず、中東情勢の緊迫化に伴い、原油由来のナフサの供給不安が深刻化しております。政府は、総量を確保していると説明しておりますが、現場の不足感や不安との間には大きな乖離があります。供給正常化には半年から１年を要すると試算されており、石油系資材の出荷制限や40％から50％もの価格高騰が道内の現場を直撃しております。

北海道建設業協会の調査でも、８割超の企業が資材確保に不安を抱き、半数以上がコストをほとんど価格に転嫁できていないと回答しています。このままでは、施工不可や入札断念による地域インフラの維持不能、さらには企業の死活問題に発展しかねず、地方の実態に即した実効性のある即応策が急務です。

そこで、以下、伺ってまいりますけれども、まず、ナフサや燃料価格の高騰により、道内の建設業者は自社努力の限界を超えるコスト負担を強いられています。現場からは、申請手続が複雑で敷居が高い、スライド基準の算定が実態と乖離しているといった運用の見直しを求める声が寄せられており、発注者である道が寄り添う姿勢を示すべきです。

ついては、道発注工事における単品スライド条項等の適用に当たり、制度の柔軟な運用、申請手続の抜本的な簡素化を進めるべきと考えますが、道の所見を伺います。

○滝口直人委員長　建設業担当局長須田歩君。

○須田建設業担当局長　道発注工事における対応についてでありますが、道では、スライド条項の運用に当たり、受注者が適切に申請を行えるよう、手続などを分かりやすく解説したパンフレットを作成し、関係団体等に周知したほか、受注者等からの問合せなどに丁寧に対応するため、相談窓口であるホットラインを設置したところでございます。

また、国は、ナフサ由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等により追加の費用が生じた場合には、設計変更する運用を受注者に対して通知したところであり、道といたしましても、同様な運用により対応してまいります。

○白川祥二委員　ナフサ由来の建設資材は、入荷遅延や数量制限が常態化しております。道内の建設業の７割超が工期への影響を懸念しておりまして、現場は資金を確保しても物が入らない深

刻な事態に直面しており、このような不可抗力の資材難を前に、受注者側だけに遅延の責任や工期遵守の負担を課すことは適切ではありません。

ついては、資材調達の遅延に伴う工期延長の要請に対し、柔軟かつ迅速に契約変更の協議に応じること、また、今後の発注案件において、実態に即した工期設定や予定価格の適正化を行い、入札の不調、不落を未然に防ぐべきと考えますが、道の所見を伺います。

○須田建設業担当局長　適切な工期の設定等についてでありますが、道では、工事の発注に当たり、毎月の市場調査の実施により、最新の資材価格等を適切に反映した予定価格の設定を行うほか、工期設定要領に基づき、施工に必要な実日数を計上し、資材調達に必要な日数を含めた準備期間などを加え、実態に即した工期を設定するなどして、入札の不調、不落等の防止に努めているところでございます。

道といたしましては、引き続き、こうした取組を進めるとともに、受注者から資材調達が困難との申出があった場合には、必要な日数に応じ、工期延期の手続を柔軟に行うなど、公共工事の円滑な執行に努めてまいります。

○白川祥二委員　答弁にあったとおり、ナフサ由来の建築資材は供給正常化のめどが立っておらず、長期戦を見据える必要があります。地域インフラと雇用を守るため、現場第一主義の下で道独自の正確な需給把握と迅速な経営支援を行い、発注者として最大限に柔軟な配慮を講じることを強く求めておきたいと思います。

次に、道路の啓開について伺います。

さきの能登半島地震では、幹線道路が各地で寸断され、救援部隊や物資が被災地に届かない事態が発生しました。広大な面積を持つ北海道において、一たび千島海溝や日本海溝を震源とする巨大地震が発生すれば、被害の広域性と孤立リスクは能登を大きく上回ると想定され、多くの道民が強い不安を抱いております。

こうした中、国や道などの道路管理者が共同して、本年３月に、高速道路や主要な国道等の広域移動ルートについて、24時間以内の開通を目指すことや、国などが本来の道路管理者の承諾を得ずに道路啓開を行うことができるといった道路法に基づく道路啓開計画を策定したことは、評価すべき動きであります。そこで、以下、具体的に伺います。

初めに、道内建設業者の担い手不足への対応についてでありますけれども、今回の新たな計画では、発災から時系列に応じて地元の建設業者を具体的に割り当て、速やかに瓦礫を撤去する体制が組み込まれました。

しかし、本道のインフラを支える建設業界は、急速な人口減少と少子・高齢化による深刻な人手不足の渦中にあり、計画どおりの道路啓開を実行するには大きな課題があります。このように、災害時に最前線に立つ建設業において、担い手の確保育成は喫緊に取り組む必要がある施策と考えます。

つきましては、道として、この現状をどのように認識し、今後どのように対応していく方針か、所見を伺います。

○滝口直人委員長　建設業担当課長山下誠一君。

○山下建設業担当課長　建設業の担い手の確保育成についてでございますが、本道の建設業は、就業者の高齢化や若年者の方々の入職が進まず、依然として人材確保が厳しい状況にあることから、担い手の確保育成が喫緊の課題であります。

このため、道では、高校生を対象に、若手建設業就業者との意見交換会、ＩＣＴ体験講習会、建設産業理解促進セミナーなどを開催するほか、子どもから大人まで幅広い年齢層を対象に、建設機械の疑似体験などを行う建設産業ふれあい展やＳＮＳを活用した魅力の発信など、また、建設業団体等に対し、入職促進に向けた魅力発信の動画の作成やデジタル技術に関する現場技術者研修、合同新入社員研修などの人材育成の取組に支援を行っているところでございます。

道といたしましては、引き続き、国や関係団体等と連携し、こうした取組を充実させるなどして、地域の守り手である建設業の担い手の確保育成に取り組んでまいります。

○白川祥二委員　特に広域分散型の本道は、本州に比べて道路ネットワークの密度が低く、高規格道路のミッシングリンクも残されているため、一つのルートが寸断された場合の代替路確保が極めて困難であります。東日本大震災の「くしの歯作戦」のような多角的なルート展開を本道で成立させるためには、道路ネットワークの強靱化が不可欠です。

ついては、代替路を確保し、ネットワークを強靱化するため、道として、高規格道路等の未整備区間の早期解消にどう取り組んでいくのか、伺います。

○滝口直人委員長　建設部長関俊一君。

○関建設部長　道路ネットワークの整備についてでありますが、千島海溝・日本海溝沿いにおける巨大地震やそれに伴う津波の発生が懸念される中、災害時の集落の孤立を防ぎ、緊急車両の通行や支援物資の輸送を可能とするためには、代替性が確保された道路ネットワークの構築は重要と考えてございます。

このため、昨年６月に策定された国土強靱化実施中期計画に基づき、国では、道路ネットワークの機能強化対策などを推進しているところであり、また、道では、緊急輸送道路におけるのり面対策や橋梁の耐震化、無電柱化などに取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、引き続き、こうした取組を一層推進しますとともに、関係団体等と一体となって、高規格道路をはじめとする災害に強い道路ネットワークの早期形成や必要な予算の確保を国に要望するなどして、さらなる北海道の強靱化に向けて取り組んでまいります。

○白川祥二委員　新たな道路啓開計画を実効あるものにするためには、関係自治体、警察、民間建設業者と緊密に連携し、積雪寒冷期や夜間を想定した合同訓練を定期的に実施することが不可欠であります。道の強力なリーダーシップの下、実効性の高い防災体制を速やかに構築されるよう強く要望しておきます。

最後に、公共建築物等におけるトイレの男女格差の是正について伺います。

公共施設やイベント会場等において、女性用トイレの前にだけ長い行列ができている光景は、古くから見過ごされてきた課題であります。国土交通省が本年６月に決定した指針でも明らかな

ように、従来の多くの施設は、外出する人間は男性が多いという過去の固定観念や、男女のトイレ面積が同じであれば平等という形式的な視点で造られてきました。

しかし、衣服の着脱や生理現象といった身体的、実質的な性差を考慮しない設計は、結果として、女性にばかり過度な負担を強いる、見えない格差を生み出しております。トイレの混雑や過度な我慢は、単なる不便にとどまらず、健康被害や災害時の避難所におけるＱＯＬ、いわゆるクオリティー・オブ・ライフ ―― 生活の質を低下し、ひいては尊厳の侵害に直結する重要な課題であります。日常の当たり前として放置されてきた不公平に対し、今こそ正面から向き合い、誰もが快適に安心して暮らせる環境を整えなければなりません。こうした観点から、以下、伺います。

初めに、女性用トイレの便器数の確保について伺います。

国交省のサンプル調査によりますと、公共交通機関等における女性用便器の数は、男性用の７割未満にとどまっている実態が浮き彫りになりました。科学的な動線・時間解析データでも、女性の平均滞在時間は男性の約２倍から2.5倍を要することが立証されており、単に面積を等しくするだけでは、待ち時間の平等は達成できません。

道には、道有建築物の新築や大規模改修において、利用実態に即した基準の導入や民間事業者に対するガイドラインの策定など、実質的な格差是正に向けた旗振り役としての対応が求められております。

ついては、道内の建築行政を所管する建設部として、国交省の新指針をどのように受け止め、今後、道有建築物の整備や民間事業者への働きかけにどのように反映させていくのか、所見を伺います。

○滝口直人委員長　建築整備課長坂井宗司君。

○坂井建築整備課長　道有建築物のトイレの整備などについてでありますが、国は、男女を問わず、誰もが安全で快適にトイレを利用できる環境の実現を目指し、「トイレの便器数に係る基準と運用のあり方に関するガイドライン」を今月12日に公表したところでございます。

道としても、利用状況を踏まえた施設整備が重要であると考えており、今後の道有建築物の整備に当たっては、このたびのガイドラインを踏まえ、適切な面積や便器数を確保するなど、利用者の利便性向上に配慮した設計に取り組むほか、民間事業者に対しては、建築関係団体との意見交換の機会などを通じ、ガイドラインの周知に努めてまいります。

○白川祥二委員　最後に、混雑緩和の取組について伺います。

トイレの増設や全面改修には多額の費用と期間を要するため、財政状況やスペースの制約から一朝一夕には進まない現実もあります。

しかし、積年の課題解消は待ったなしです。例えば、センサーを用いて個室の空き状況をリアルタイムで見える化し、スマートフォン等で利用者に分散を促す仕組みや、需要変動に応じて間仕切りを可動させ、男女の比率を柔軟に切り替えられるマルチバイナリートイレの導入など、最新技術を融合させたソフト面のアプローチが有効とされています。

ついては、費用やスペースに制約がある既存施設において、ＩＣＴの活用や運用の工夫によるソフト面の混雑緩和策をどう進めていくのか、建築企画監の所見を伺います。

○滝口直人委員長　建設部建築企画監飯沼善範君。

○飯沼建設部建築企画監　今後の取組についてでありますが、このたびの国のガイドラインは、待ち時間の男女差の解消や混雑緩和に向けた在り方が示されるなど、不特定多数の方が利用する施設の整備を進める上で重要な指針であり、適切な面積や便器数の確保といったハード面の整備に加え、混雑情報の提供や利用者の分散化に資する設備やシステムの導入など、ＩＣＴを活用した運用面での工夫も有効な方策とされております。

道といたしましては、今後、道有施設の管理者に対してガイドラインの周知を行うとともに、空き室状況の見える化など運用面に配慮した先進事例の情報収集を行い、施設整備に当たりましては、施設管理者と連携して、利用状況を的確に把握し、利用環境の向上に配慮した、誰もが快適に利用できるトイレ環境の整備に努めてまいります。

○白川祥二委員　本当に公共トイレは人間の尊厳と健康を守る重要なセーフティーネットです。本件を形式的な支援の追随にとどめることなく、危機管理や教育、男女平等参画などの他部局とも緊密に連携し、真に優しい北海道のインフラづくりを力強く推進していただくよう要望し、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○滝口直人委員長　白川委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、建設部及び収用委員会所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時36分開議

○滝口直人委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告をさせます。

〔丈六主査朗読〕

１．議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、小泉真志議員の委員辞任を許可し、畠山みのり議員を委員に補充選任し、第２分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

１．水産林務部所管審査

○滝口直人委員長　これより水産林務部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

水間健太君。

○水間健太委員　それでは、順次質問させていただきます。

まず、中東情勢悪化による影響について、近年、ロシアのウクライナ侵攻や円安などを背景に燃油などの物価高騰が続いており、加えて、中東情勢の悪化によって、ホルムズ海峡をめぐる緊張が高まり、原油調達への影響が懸念される中、一部の地域では燃油や資材に供給制限がかかっているほか、資材の入荷遅れが生じていると聞いております。こうした状況を踏まえて、以下、伺ってまいります。

初めに、漁業への影響について伺います。

本道では、昆布・ウニ漁や定置網漁など沿岸漁業のほか、沖合で操業する各種漁業など、多くの漁業で燃油が使用されていると承知しておりますけれども、今回の中東情勢の悪化により、操業などに支障が出ていないのか心配されるところです。

こうした中、本道の漁業にどのように影響が生じているのか、道の認識を伺います。

○滝口直人委員長　水産経営課長坂本達彦君。

○坂本水産経営課長　漁業への影響についてでありますが、中東情勢の悪化を踏まえ、道が６月に漁業協同組合などの関係団体へ行った調査では、ホルムズ海峡が事実上、封鎖される以前の本年２月と比較し、漁業用燃料価格は約1.2倍となっているほか、漁網やロープ、オイル類などの資材価格も上昇し、潤滑油や塗料など一部の資材では、在庫不足による納期遅れや納期未定が発生しているところであります。

また、燃油高騰による漁業生産コストの上昇により、タコ漁業など一部の漁業で、漁期の短縮や出漁回数を減らすなどの状況が見られており、漁業者や漁協等の経営に影響が出ているものと認識しております。

○水間健太委員　国際情勢が不安定な中で、今後どのように推移していくかが見通しにくい状況でありますけれども、本道漁業の経営安定化に向けては、燃油価格の負担軽減や漁業資材の十分な供給が重要というふうに考えます。

道として、今後どのように対応していく考えなのか、お伺いをいたします。

○滝口直人委員長　水産局長村木俊文君。

○村木水産局長　今後の対応についてでございますが、漁業生産活動には、漁船で使用する燃油やオイル類、漁労作業で使用するロープやプラスチック製品などの資材は必要不可欠でありますことから、状況把握に努めているところであります。

依然として中東情勢が不透明であることから、燃油、資材の価格高騰や供給不足が懸念されるところであります。

このため、道では、国に対しまして、影響緩和に向けた緊急要望をするとともに、道の漁業用燃油価格対策事業により、国と漁業者が基金を積み立て、燃油価格高騰時に補塡金が交付される漁業経営セーフティーネット構築事業における漁業者の積立金相当額を支援し、漁業者の負担を軽減するなど、国の動向を注視しつつ、道漁連などの水産関係団体と連携しまして、漁業者の皆

様が安心して経営を継続できるよう対応してまいります。

○水間健太委員　次に、林業・木材産業への影響について伺います。

林業の現場では、作業の機械化が進められており、ハーベスタなどの林業機械を使用する際は、燃油はもとより、エンジンオイルなどの機械油が必要となってきます。

また、苗木生産では、近年、コンテナ苗の生産量が増加しておりますけれども、コンテナ苗を育成する容器は、石油由来のプラスチック製品となっています。木材産業においても、燃油や機械油は製材工場の操業には欠かせませんし、合板や集成材の生産には、接着剤などの石油由来の資材も必要となってきます。

これら燃油や資材の価格高騰や供給の遅れにより、本道の林業・木材産業の現場にどのような影響が生じているのか、道の現状認識をお伺いいたします。

○滝口直人委員長　林業木材課長髙松巨樹君。

○髙松林業木材課長　林業・木材産業への影響についてでございますが、道では、中東情勢の変化を踏まえ、本年５月に、林業事業体、木材加工業者、苗木生産者を対象としまして、燃油や資材の価格動向及び調達の状況などについてアンケート調査を実施したところでございます。

調査結果では、燃油調達価格が上昇している、機械油脂類の調達に不安があるとの回答がいずれも７割以上を占めており、中東情勢の影響による生産コストの上昇分について価格転嫁を実施できている事業者は一部にとどまっている状況にあります。

また、林業事業体では、排ガスを浄化する尿素水の調達、木材加工業者では、接着剤や塗料等の調達、苗木生産者では、コンテナ苗生産に必要な容器等の価格上昇を懸念しているとの回答も見られたところであります。

以上でございます。

○水間健太委員　多くの林業・木材産業の事業者が不安を抱いていることを踏まえて、今後、道としてどのように対応していく考えなのか、お伺いをいたします。

○滝口直人委員長　林務局長立原泰直君。

○立原林務局長　今後の対応についてでありますが、道内の林業・木材産業においても、物価高による経営の圧迫や資材の不足による生産活動の停滞が懸念される中、事業者の方々が今後も安心して事業活動を継続できるよう、地域の声を聞きながら対応していくことが重要であります。

このため、道では、国に対して、原油価格高騰対策の強化や石油化学製品等の安定供給の確保などについて要望するとともに、引き続き、林業・木材産業への影響を把握しながら、相談窓口の設置場所など必要な情報提供を行うほか、道の林業・木材産業物価高対策事業により、低燃費な機械の導入経費に支援し、事業者の経営負担の軽減を図るなど、関係団体と緊密に連携して、国の動向も注視しながら必要な対応を行ってまいります。

○水間健太委員　それでは、続いて、アキサケの資源対策についての質問に移ります。

本道を代表するアキサケは、近年、厳しい来遊状況が続いており、昨年は平成以降で過去最低の来遊数を記録しています。アキサケ資源は、漁業のみならず、流通や加工など関連産業の裾野

も広く、漁獲の減少は、地域経済へ与える影響が大きいものであります。また、来遊状況が悪ければ、親魚も少なくなることから、今後の資源づくりにも大きな影響が心配されるところです。

このような中、先日、道総研水産試験場から本年の来遊予測が公表されたことを承知しておりますけれども、その内容や資源対策などについて、数点伺ってまいります。

先日公表された本年のアキサケの来遊予測は、平成以降過去最低であった前年と比較し、海域別にどのような内容であったのか、お伺いをいたします。

○滝口直人委員長　サケマス・内水面担当課長川村広之君。

○川村サケマス・内水面担当課長　アキサケの来遊予測についてでありますが、６月24日に開催された北海道連合海区漁業調整委員会で道総研が公表した今年の来遊予測は、沿岸漁獲と河川捕獲を合わせて全道で365万尾と、前年実績の686万尾の53％であり、大変厳しい予測となっております。

また、海域別では、えりも以西太平洋は25万尾で前年実績に比べて42％、オホーツク海は211万尾で50％、根室海域は33万尾、日本海は39万尾でそれぞれ52％、えりも以東太平洋は56万尾で88％と、全海域において前年実績を下回る予測となっております。

○水間健太委員　道では、令和６年度に漁業関係者や研究者などで検討し、アキサケ資源の回復に向けた対策を取りまとめ、それに応じた対応を進めていると思いますが、現在、どのような取組を講じているのか、お伺いをいたします。

○川村サケマス・内水面担当課長　資源回復に向けた取組状況についてでありますが、令和６年に開催した検討会議で取りまとめた「資源対策の基本方向」に基づき、道では、稚魚の飼育環境を改善する施設整備への支援や、沿岸水温の予測システムを活用した稚魚の適期放流といった増殖技術の向上に加え、アキサケの回遊に適した海水温に下がる10月以降に来遊する資源づくりの強化に取り組むとともに、本年度から新たに、回帰率向上に向けた大型稚魚の育成、放流を行うなど、増殖事業団体や試験研究機関と連携しながら、資源回復に向けた対策を進めているところでございます。

○水間健太委員　こうした中、来遊資源の減少が続き、今後の資源づくりへの影響が懸念されるところです。

道では、増殖事業に関する検討組織を立ち上げ、対策を検討していると承知しておりますけれども、増殖事業の現状に対する道の認識を伺うとともに、どのような協議を行っているのか、併せてお伺いいたします。

○川村サケマス・内水面担当課長　増殖事業の現状についてでありますが、アキサケの増殖事業は、漁業者の漁獲金額に応じた負担金により、全道９地区にある増殖事業団体が資源づくりを行っておりますが、来遊数の減少に伴い、ふ化放流に必要な親魚の確保や稚魚の育成、放流に必要な費用が確保できない地区も多く、増殖事業の運営が大変厳しい状況であると認識しております。

このため、道では、本年２月に、全道の増殖団体や研究機関などで構成する「持続可能なさけ

増殖事業検討会」を立ち上げ、地域の実情を踏まえた親魚の確保対策や放流数の見直しなどの検討を進めているところであり、５月には２回目の検討会を開催し、資源減少に伴う増殖費用等の現状を踏まえた増殖事業体制の在り方について協議を行ったところでございます。

○水間健太委員　アキサケ資源の悪化は、漁業者のみならず、関連産業の経営悪化、さらには今後の増殖体制維持にも大きく影響することから、アキサケ資源の早期回復と増殖事業の維持安定化が強く求められます。

道として、本道主要魚種であるアキサケ資源の回復と増殖事業の安定化に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○村木水産局長　今後の対応についてでございますが、アキサケは本道を代表する重要な水産資源でありますが、近年の大幅な減少は、漁業経営はもとより、水産加工業など地域経済への影響も大きく、資源の早期回復と増殖事業の安定化は喫緊の課題であります。

このため、道では、令和６年度に取りまとめた基本方向に基づき、アキサケの回帰率を高める取組を着実に進めるとともに、減少要因の解明と海洋環境の変化に対応できる効果的な資源づくりに関する調査研究の充実強化について国に働きかけるほか、本年立ち上げた新たな検討会においては、持続的で安定的な増殖事業を推進するため、中期的な方針の検討を行うなど、アキサケ資源の早期回復に取り組んでまいります。

○水間健太委員　それでは、続いて、トドによる漁業被害の対策についての質問に移ります。

本道周辺では、トドの来遊により、漁獲量の減少や漁具の破損といった被害が例年発生しておりますが、今年の１月には、稚内市宗谷岬沖の弁天島におよそ3000頭のトドが押し寄せたという報道もあり、トドによるさらなる漁業への影響が懸念されることから、被害の現状や対策について、以下、伺ってまいります。

本道におけるトドによる漁業被害額は、一時、減少傾向にあったと承知しておりますが、令和６年度には被害額が10億円を超えており、増加傾向に転じているのではないかと懸念をしています。

そこで、トドによる被害額の推移についてお伺いをいたします。

○滝口直人委員長　森林海洋環境課長笹岡英二君。

○笹岡森林海洋環境課長　漁業被害額についてでありますが、本道におけるトドによる被害額は、平成25年度の19億8000万円をピークに減少傾向となり、30年度の10億600万円を境に10億円を下回り、令和５年度には７億3000万円となりましたが、６年度は10億3000万円と６年ぶりに10億円を超え、７年度は速報値で約９億5000万円と、近年、増加傾向になっています。

○水間健太委員　トドによる漁業被害の軽減に向けては、駆除が最も重要な取組であるとともに、駆除を進めるに当たっては、その実施体制の維持確保が必要と考えます。

そこで、近年の駆除実績と駆除に携わるハンター数の推移についてお伺いをいたします。

○笹岡森林海洋環境課長　駆除実績などについてでありますが、トドの駆除は、本道沿岸に来遊する９月から翌年の６月末までの間に、猟銃資格を有する地域の漁業者ハンターや北海道猟友会

に所属するハンターが行っており、直近３か年の駆除頭数は、令和４年度が440頭、５年度が451頭、６年度が525頭となっています。

また、駆除は、北海道連合海区漁業調整委員会において承認されたハンターが行っており、直近３か年のハンター数は、令和４年度は166名、５年度は160名、６年度は163名となっています。

○水間健太委員　道は、駆除に加え、その他被害防止対策も講じていると承知をしております。

そこで、これまでの具体的な取組内容と、それらの実施に当たっての課題についてお伺いをいたします。

○滝口直人委員長　森林海洋環境局長渡辺早人君。

○渡辺森林海洋環境局長　被害防止対策の取組状況等についてでございますが、道では、被害防止対策として、刺し網や定置網などの漁具において、トドが破りにくい強化網の導入支援に取り組んできたことに加え、漁業者を対象に、猟銃の所持許可や購入に要する費用の一部を支援し、ハンター数の確保に努めてきましたほか、音波などによりトドを網から遠ざける忌避装置や、爆音により休憩場所からトドを追い払う装置を使用した試験などに取り組んできたところでございます。

これらの取組の課題につきましては、強化網のうち刺し網は、破られにくい反面、重くて扱いにくいため普及が進んでいないこと、トドの駆除に当たっては、船上からの射撃となるため、高度な技術の習得が必要なこと、忌避装置等については、音などへの慣れにより効果が持続しないといったことが挙げられます。

以上でございます。

○水間健太委員　トドによる漁業被害の軽減に向けては、引き続き、被害対策の充実強化を図っていく必要があると考えます。

漁業者の皆様が安心して漁業を続けられるよう、今後、道としてどのように被害対策に取り組んでいく考えなのか、伺います。

○滝口直人委員長　水産林務部森と海の未来づくり推進監近藤将基君。

○近藤水産林務部森と海の未来づくり推進監　今後の対応についてでございますが、トドによる漁業被害は近年、増加傾向にあり、主要魚種の生産が減少する中、漁業経営に大きな影響を与えており、被害の軽減は重要な課題と認識してございます。

このため、道としましては、トドを効果的に駆除し、漁業被害の軽減を図るため、引き続き、猟銃の所持許可や購入に必要な経費に支援するとともに、船上での射撃技術向上に向けた研修の開催などにより、漁業者ハンターの育成確保に努めるほか、国に対し、駆除に必要な予算の確保や採捕枠の十分な確保と柔軟な運用、漁業被害を補償する新たな支援制度の創設などを働きかけてまいります。

また、令和８年度から新たに、周波数が不規則に変化する音波発信装置による忌避効果や、空中ドローンを活用した追い払い手法を検証するなど、今後とも漁業者の方々が安心して漁業を営

むことができるよう、トドによる漁業被害対策の充実強化に取り組んでまいります。

○水間健太委員　続いて、森林の保全と適切な利用について伺います。

昨年、倶知安町や釧路市において、森林法に基づく許可を得ずに林地の開発が行われる事案が発生し、大きな問題となったところです。特に、太陽光発電施設においては、関係法令の遵守は絶対などの原則を示した知事メッセージを昨年11月に発出するなど、地域との共生を大前提とした規律強化の取組を、道として全庁的に進めるものと承知をしています。

これらを踏まえた森林の保全と適切な利用に関する道の取組状況について、以下、伺ってまいります。

林地開発許可制度については、昨年、森林法が改正され、規制強化が図られたものと承知をしております。

道として、昨年相次いだ違反開発事案も踏まえ、これまでどのような対策を講じてきたのか、お伺いをいたします。

○滝口直人委員長　森林保全担当課長加藤伸顕君。

○加藤森林保全担当課長　これまでの対策についてでございますが、道では、昨年11月に林地開発の事務処理要領を改正し、市町村との連携の下、違反行為の早期把握や事業者への指導はもとより、悪質性の高い事案につきましては、行政指導を経ずに直ちに監督処分に移行するなど制度運用を見直すとともに、広報紙やホームページを通じて開発行為に必要な手続を広く周知するなど、違反行為の抑止に向けた取組を進めてきたところでございます。

また、昨年５月の森林法改正では、林地開発許可制度の実効性を高めるため、許可条件の違反者に対する罰則が新設されたほか、監督処分に従わない場合に違反箇所の地番等を公表できることとなり、本年４月から施行されているところでございます。

さらに、道は、国に対し、監督処分に従わない者の氏名等を公表できるよう要望してきたところでございますが、本年３月に通知された国の技術的助言に、氏名のほか違反内容などを公表できることが盛り込まれたため、４月１日から運用を開始したところでございます。

○水間健太委員　道では、ゼロカーボン北海道の実現に向け、再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいますが、本道の豊かな森林を損なうものであってはいけません。特に、大規模太陽光発電事業、いわゆるメガソーラーについては、全国各地においてもトラブルが生じているところです。

このような状況を踏まえ、国は、メガソーラーに係る林地開発許可の基準等を見直したと承知をしておりますが、どのような改正であるのか、また、道としてどのように対応しているのか、お伺いをいたします。

○加藤森林保全担当課長　許可基準等の見直しについてでございますが、国では、昨年12月に関係閣僚会議で決定された「メガソーラーに関する対策パッケージ」を踏まえ、本年１月に有識者検討会を立ち上げ、大規模太陽光発電設備の設置に係る林地開発の許可基準について検討し、本年３月に見直しを行ったところでございます。

主な見直し内容としては、開発に係る森林面積が40ヘクタール以上の大規模な太陽光発電事業の場合は、開発区域内の森林として残す面積の割合を従来の約25％から約60％へ引き上げるとともに、市町村長は、必要に応じて、開発行為によって影響を受ける者の意見を聞き取りの上、道に意見書を提出できることなどが定められたところでございます。

道では、こうした国の見直しを受け、事務処理要領を改正して本年４月１日から運用を開始し、道のホームページでも公表を行っているところでございます。

○水間健太委員　本道の貴重な森林を保全し、適切に利用していくためには、開発事業者に森林法をはじめとした法令の遵守を徹底させるとともに、地域との共生を前提とした事業内容を求めていくことが重要であると考えます。

道として、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○滝口直人委員長　森林計画担当局長本阿彌俊治君。

○本阿彌森林計画担当局長　今後の取組についてでありますが、本道の貴重な森林を守るためには、再エネ事業を実施する者に対し、法令遵守はもとより、地域の声への配慮を求めていくほか、違法な開発行為を抑止するため、開発行為に係る関係法令の周知と理解の促進を徹底するとともに、違反行為を早期に把握し、厳正に対処していくことが重要であります。

このため、道では、再エネ事業を実施する者に対し、地域の方々に事業内容を丁寧に説明の上、理解を得ながら事業を行うよう求めるほか、違反行為の未然防止と早期把握のため、ホームページを活用し、関係法令等を幅広く周知するとともに、違法な開発等に関する通報窓口の情報を市町村や関係部局と共有し、連携強化を図りながら対応してまいります。

また、悪質性が高い事案につきましては、行政指導を経ずに直ちに監督処分に移行し、監督処分に従わない場合には、氏名や違反内容等を公表するなど、違反事案に対して迅速かつ厳正に対応し、本道の豊かな森林を次世代へ引き継いでいけるよう取り組んでまいります。

○水間健太委員　それでは、続いて、道産木材の利用拡大についての質問に移ります。

道では、これまで、道産木材製品を「ＨＯＫＫＡＩＤＯ　ＷＯＯＤ」としてブランド化し、道民や企業へ道産木材の魅力を広く発信することにより、店舗や住宅などの建築物から身近な製品に至るまで、道産木材の幅広い活用を進める取組を進めてきました。特に、建築物に使用された道産木材は、炭素を長期間固定することから、地球温暖化の防止に貢献し、ゼロカーボン北海道の実現に資する重要な取組であると考えております。

今定例会での我が会派同僚議員の一般質問において、今後の道産木材の利用拡大について伺ってまいりましたが、より具体的な内容を、以下、伺ってまいります。

まず、店舗や公共施設など非住宅建築物についての木造・木質化を促進する「ＨＯＫＫＡＩＤＯ　ＷＯＯＤ　ＢＵＩＬＤＩＮＧ」の取組について伺います。

令和３年度から登録を開始した「ＨＯＫＫＡＩＤＯ　ＷＯＯＤ　ＢＵＩＬＤＩＮＧ」の施設も増加し、取組の裾野が広がりつつあると認識をしております。

そのような中、国においても、温室効果ガスを一定量以上排出する者を対象とした報告制度を

改正し、建築物の木材利用を後押ししていると承知をしておりますが、具体的にどのように制度が改正されたのか、お伺いをいたします。

○髙松林業木材課長　国の制度の見直しについてでございますが、国では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスを一定量以上排出する企業や自治体などに対し、自らの排出量の算定と国への報告を義務づけ、企業などから報告された情報を公表する、いわゆるＳＨＫ制度を運用し、地球温暖化防止に向けて取り組んでいるところであります。

本年４月の制度改正によりまして、企業等は、新築の建築物や家具に使用された木材の炭素貯蔵量を排出量から差し引いて国に報告できるようになったことから、企業等が木材利用を拡大していくことが期待されるところであります。

以上でございます。

○水間健太委員　このＳＨＫ制度の改正により、建築物への木材利用が環境に貢献する効果が見える化され、企業等が新築するオフィスや店舗などの木造・木質化が促進されることが期待されます。

今回の制度改正を好機と捉え、非住宅分野における道産木材の利用拡大につなげていくことが重要と考えますが、道としてはどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

○立原林務局長　非住宅建築物での木材利用についてでありますが、国の制度改正により、木材利用の効果を定量化し、排出量から差し引くことができるようになったことを踏まえ、企業等に対し、非住宅建築物の木造化、木質化による環境保全への貢献を通じた企業価値向上の効果をＰＲし、木材利用を促進していくことが重要でございます。

このため、道といたしましては、「ＨＯＫＫＡＩＤＯ　ＷＯＯＤ　ＢＵＩＬＤＩＮＧ」の木製登録証に炭素貯蔵量を明示するといった新たな取組により、二酸化炭素の排出削減効果の見える化を進めるとともに、先進的な技術やデザインを採用した「ＨＯＫＫＡＩＤＯ　ＷＯＯＤ　ＢＵＩＬＤＩＮＧ」の表彰や、モデル的な店舗などの建設費への支援を行うほか、冊子やＳＮＳ等を活用し、波及効果が高い建築物をＰＲするなど、企業等による木材利用を一層促進してまいります。

○水間健太委員　次に、建築物のもう一つの柱である住宅についてです。

道では、昨年度から「ＨＯＫＫＡＩＤＯ　ＷＯＯＤ　ＨＯＵＳＥ」の認定制度を開始し、住宅における道産木材の利用拡大を図っているところです。

本制度により、これまでの「ＨＯＫＫＡＩＤＯ　ＷＯＯＤ」をブランド化する取組が住宅分野にまで広がり、道産木材のさらなる利用拡大につながることが期待されますが、道として、今後どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

○髙松林業木材課長　住宅における道産木材の利用についてでございますが、中東情勢の変化などにより輸入材の調達に対する不安がある中、道内工務店では、道産建築材への転換の動きも見られますことから、こうした工務店の方々と連携しながら道産建築材の利用を拡大していくことが必要であります。

このため、道では、道産木材を使用した住宅を積極的に建築する工務店等を建築推進業者として認証し、建築された住宅を「ＨＯＫＫＡＩＤＯ　ＷＯＯＤ　ＨＯＵＳＥ」として認定する制度を創設しており、令和８年５月末までに52者の事業者を認証し、76戸の住宅を認定してきたところです。

今後、道としては、建築推進業者の認証をさらに進めるとともに、道産木材を使用した住宅の建設費への支援を行うなど、工務店などと連携し、住宅分野での道産木材の利用を進めてまいります。

以上でございます。

○水間健太委員　森林資源を有効に活用して、本道の林業・木材産業が成長産業として発展していくためには、道産木材の利用を一層拡大していくことが重要であると考えます。

道として、今後どのように取り組んでいくのか、最後にお伺いをいたします。

○滝口直人委員長　水産林務部長野村博明君。

○野村水産林務部長　今後の取組についてでありますが、近年、住宅着工戸数の減少が続くなど、道内の林業・木材産業を取り巻く環境が厳しい状況にある中、企業の環境意識の高まりを捉え、道産木材の利用を一層推進することが重要であります。

このため、道では、「ＨＯＫＫＡＩＤＯ　ＷＯＯＤ」ブランドを活用して道産木材の認知度向上を図るとともに、新たに、モデル的な「ＨＯＫＫＡＩＤＯ　ＷＯＯＤ　ＨＯＵＳＥ」の設計者や施工者を表彰する取組を実施するほか、道有施設における木造化、木質化と、その効果の見える化を進め、市町村が整備する学校や児童館など公共施設への波及を図るとともに、新たに施設を建築しようとする施主や工務店に対し、環境負荷の少ない木材の利用を促すなど、道産木材の利用拡大を推進し、本道の林業・木材産業の振興につなげてまいります。

○滝口直人委員長　水間委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後０時10分休憩

午後１時18分開議

○岡田遼副委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

水産林務部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

畠山みのり君。

○畠山みのり委員　まず、アキサケ資源について、先ほど水間委員も質問されていましたけれども、私からも質問したいと思います。

アキサケは、北海道を代表する水産資源でありまして、その資源はふ化放流事業によって支えられてきたというところですが、来遊量は、2023年以降、３年連続減少ということで、今年の来遊状況も心配なところです。

今朝も新聞に出ていましたが、先日、道総研水産試験場から今年の来遊予測が公表されまし

た。来遊予測につきましては、漁業者をはじめとして関係機関が大変注目する重要なデータと認識しておりますが、この来遊予測というのはどのような手法で算出されているのでしょうか。また、昨年の予測と実績はどのような状況であったのか、さらに、先日公表された今年の来遊予測は、昨年と比べてどのような内容となっているのかを伺います。

○岡田遼副委員長　サケマス・内水面担当課長川村広之君。

○川村サケマス・内水面担当課長　来遊予測の手法と実績についてでありますが、道総研さけます・内水面水産試験場が公表しているアキサケの来遊予測は、過去の来遊実績から蓄積された年齢別の来遊数の相関関係式を用いるシブリング法により算定しております。

具体的には、４年魚や５年魚といった年齢ごとの来遊数を、オホーツク海、日本海、えりも以西太平洋、えりも以東太平洋、根室海域ごとに推定し、その結果を合算して全道の来遊数を予測しております。

また、昨年の予測と実績は、沿岸漁獲と河川捕獲を合わせて1141万尾との予測に対し、実績は686万尾と大きく下回っており、本年の来遊予測は、６月24日に開催された北海道連合海区漁業調整委員会で公表され、全道で365万尾と昨年実績の53％となり、平成以降最低の大変厳しい予測となっております。

○畠山みのり委員　ここ数年、来遊が減っているということですが、今年は、平成以降で過去最低だった昨年よりさらに少なくなるということです。昨年の半分です。

もし、この少なくなるという予測どおりとなった場合、ふ化放流事業などにどのような影響が生じると懸念されるのでしょうか、伺います。

○川村サケマス・内水面担当課長　ふ化放流事業への影響についてでありますが、アキサケの増殖事業は、全道９地区にある増殖事業協会が、河川で捕獲した親魚から採卵し、ふ化場で稚魚に飼育した後に全道の190河川などから放流しておりますが、捕獲から放流までの増殖費用は各地区の漁業者がアキサケの漁獲金額に応じて負担しており、公表された予測値どおりとなった場合、本年の増殖費用の確保はもとより、多くの地区で採卵に必要な親魚の確保が困難になるなど、養殖事業の運営が大変厳しい状況になると認識しております。

○畠山みのり委員　様々なデータを用いて算出された数字、予測ですので、外れるということは考えにくいのかもしれないのですけれども、そうであるならば、増やすことはできないのかと思うわけであります。道では、これまでも資源回復に向けて様々な取組をしてこられたものと認識をしています。それでも、今年はこのように厳しい状況ということで、それが続いています。

北海道のアキサケ漁業はもとより、民間増殖団体が行うアキサケ増殖事業の将来も心配なところです。宮城県や福島県では、長く続いたふ化放流事業の終了を決めたり、それから、今年度は取りやめにするとか、そういったようなことも聞いております。

このような状況を踏まえて、道では、今後どのようにアキサケ資源の回復に取り組んでいこうと考えているのかを伺います。

○岡田遼副委員長　水産局長村木俊文君。

○村木水産局長　今後の取組についてでございますが、アキサケは、全道の各海域で漁獲され、漁業はもとより、水産加工業など地域経済を支える重要な資源でありますが、近年、来遊数が大幅に減少する中、資源の早期回復を図るためには、安定的に増殖事業を推進していくことが重要であります。

このため、道では、本年２月に設置した検討会において、地域の実情に応じた適切なふ化放流計画数や親魚の安定確保対策など、増殖事業の安定化に向けた中期的な方針について検討を進めるとともに、令和６年に取りまとめた「資源対策の基本方向」に基づき、アキサケの回遊に適した10月以降に来遊する親魚からの資源づくりの強化や、大型で健康な稚魚の適期放流など、回帰率を高める資源づくりを行い、アキサケ資源の早期回復に取り組んでまいります。

○畠山みのり委員　サケといえば、以前、福島県の会津若松市に行ったときに、偶然乗ったタクシーの運転手さんから、北海道の人はサケばっかり食べているんでしょうというふうに言われたことがありまして、北海道には、サケばかりではなくて、ほかにもたくさんおいしい海産物はあるのですけれども、それくらい北海道はサケというイメージがついているのだなということを改めて知りました。少なくとも、その運転手さんのイメージが払拭されることのないように、資源回復をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、スマート林業について伺います。

令和７年度の森林づくりの動向等に関する年次報告、いわゆる北海道森林づくり白書によりますと、道内の林業従事者数はおおむね横ばいで推移しているものの、高齢者の割合が高いですとか、植林や下草を刈るなどの造林作業に従事する人が減少しているなどの課題があるということが示されていました。

今後、大手の木材加工施設の北海道進出などによりまして、原木の供給力の底上げと、伐採後に再び植林するまでの体制構築が必要であることは、既に今定例会の代表格質問でも私ども会派から指摘したとおりですが、北森カレッジなどによります担い手の確保はもとより、スマート林業の普及によります作業の効率化、省力化を進めて、限られた担い手でも今後増加する事業量に対応することも重要だと考えています。

道では、北海道スマート林業推進方針を今年３月に改定しまして、今年度から新たな取組を展開していくところだと承知していますが、その中の具体的な取組内容や進め方について伺ってまいります。

まず、森林資源の情報管理につきまして、これは、以前、私が予算特別委員会で伺ったときに、航空レーザーやドローンの活用、ＡＩによる樹種の自動判別など、効率的な森林資源の把握方法の実証に取り組むとのことでした。

今回改定された推進方針のこれまでの成果を見ますと、新技術を活用し把握した森林資源の割合が13％となっていました。これは、多いのか、少ないのか、どう捉えるべきなのか、伺います。

○岡田遼副委員長　森林計画課長日比野佑亮君。

○日比野森林計画課長　森林資源の情報管理についてでありますが、道では、道総研林業試験場などと連携し、航空レーザーを活用した材積の推計など、効率的な森林資源の把握方法の実証やその成果の発信に取り組んできたところであり、近年、道や市町村により、山地災害の調査など防災対策への活用や、森林整備に必要な森林資源の把握に向けた衛星や航空機、ＵＡＶによる計測、解析が進められており、その実績は、令和５年度末現在で民有林の13％でありますが、面積では33万ヘクタールとなっており、着実に取組が広がりつつあるものと認識しております。

道としては、引き続き、航空レーザーなど新技術を活用した森林資源把握の取組事例や手法ごとの特徴、費用などについて、ホームページや各種研修会等で積極的に発信を行うほか、道有林においてＪクレジット創出のためのレーザー計測、解析を進めるなど、12年度の目標40％の達成に向けて取り組んでまいります。

○畠山みのり委員　面積的には33万ヘクタールということで、進んでいるということだと思います。

次に、立木を伐採して木材を生産する作業につきましては、これまでもハーベスタなどの林業機械の活用によります効率化が比較的先行している分野だと考えますが、今後どのような取組を進める考えなのか、また、それによってどのような効果が期待されるのか、伺います。

○岡田遼副委員長　成長産業課首席普及指導員兼林業普及担当課長川鍋博君。

○川鍋成長産業課首席普及指導員兼林業普及担当課長　木材の生産や流通の効率化についてでありますが、今後見込まれる木材需要の増加に対応し、原木を安定的に供給していくためには、木材生産の流通のさらなる効率化を図ることが重要であります。

このため、道では、経験が浅いオペレーターでも、ハーベスタのＩＣＴ機能を活用して、丸太を収益が高くなる長さに自動で切り分けて生産する方法や、伐採事業者から木材加工事業者までの関係者が、丸太の長さや太さなどをデジタル化した情報を共有し、木材の輸送や取引に活用するシステムの普及に取り組んでまいります。

こうした取組による効果としては、伐採作業の効率化や木材輸送の合理化により、林業の生産性の向上や生産コストの削減が図られると期待されます。

○畠山みのり委員　伐採後の跡地には、植林や下草刈りなどの造林作業を着実に実施することが必要だと思います。しかし、造林作業の機械化は伐採に比べてあまり進んでいるとは言えず、伐採後の植林の担い手も減少傾向にあるということです。

今後、増加が見込まれる事業量に対応していくためには、植林作業などの省力化や作業時の身体的負担を軽減することが必要であると考えますが、今後どのように対応していくのでしょうか、伺います。

○岡田遼副委員長　森林整備課長佐藤康弘君。

○佐藤森林整備課長　植林等の省力化についてでありますが、本道の人工林が本格的な利用期を迎える中、伐採後の着実な植林を進めるためには、特に、人力による作業が多い植林や下草刈りなど、造林作業の省力化を進めることが重要でございます。

道では、これまで、手持ちの電動器具で穴を掘り植林を行う実証や、衛星から取得する植林位置データを活用して機械を遠隔操作し、下草を刈る実証などに取り組み、従来の人力による作業に比べ、機械化により作業時間が全体で約３割削減するといった効果があったところでございます。

道としては、こうした実証の成果に加え、植林や下草刈りの機械の導入事例を広く周知、普及するため、林業事業体を対象とした講習会を開催するほか、作業の省力化に必要な機器の導入に支援するなど、造林作業の機械化に向けた取組を進めてまいります。

○畠山みのり委員　これまで伺ってきました作業の効率化や省力化を図る様々なツール、これは誰でも使いこなせるものであるべきだと思いますが、山林など、そういった場所で作業する林業におきましては、なかなか難しい面もあるのかなとちょっと感じます。

技術はどんどん進化していきます。５年後には全く新しいツールが生まれているかもしれません。その新たな技術を抵抗なく活用できる、そんな人材の育成、そういったことも踏まえながら取り組んでいけるような体制づくりもまた重要であり、必要なことだと考えています。

道として、スマート林業に今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○岡田遼副委員長　水産林務部森と海の未来づくり推進監近藤将基君。

○近藤水産林務部森と海の未来づくり推進監　今後の取組についてでございますが、スマート林業の推進に当たりましては、新たな技術や機器を現場で活用できる人材を育成しながら、現場への定着を図っていくことが重要でございます。

このため、道といたしましては、ＵＡＶによる資源の把握方法などを分かりやすく解説したマニュアルを作成するとともに、ＩＣＴハーベスタによる生産データを活用した木材の取引事例や、将来の機械作業を見据えた植林の方法等を周知する林業事業体向けの技術講習会を全道各地で開催いたしますほか、北森カレッジでの講義や実習を行うなど、森林の管理経営から木材生産、造林までの各分野において、現場の状況に応じたスマート林業を実践できる人材の育成を進めてまいります。

また、北海道スマート林業推進方針に基づき、安全で効率的な森林施業と需要に応じた木材の安定供給が図られるよう、ＡＩ等を活用した高精度な森林資源の把握の実証や、先進的な機器の導入支援にも取り組むなど、市町村や試験研究機関などが参画する協議会とも連携しながら、北海道らしいスマート林業の導入、定着に向けて取り組んでまいります。

○畠山みのり委員　ぜひお願いしたいと思います。この作業の省力化、効率化を、安全にどんどん進めていってほしいと思います。

その一方で、こういったスマート技術の力を最大限発揮させるためには、やはり、安定した高速で大容量の通信環境も不可欠でありますので、ぜひ、水産林務部としても声を上げていっていただきたいなと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○岡田遼副委員長　畠山委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

中野渡志穂君。

○中野渡志穂委員　通告に従いまして、以下、水産林務部所管事項について伺います。

初めに、水産業の持続的発展に向けた取組についてであります。

我が国の水産業は、海水温の上昇など海洋環境の変化や国際的な漁業情勢の変動などにより漁業生産量の減少が続くなど、漁業を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。

こうした中、本道は、全国の漁業生産量のおよそ４分の１を占める我が国最大の水産物供給基地として、国民への安定的な水産物の供給に大きく貢献しております。また、本道の沿岸漁業生産量の約７割は、種苗生産、放流、資源管理などの取組により資源の増大を図る栽培漁業対象種が占めており、本道水産業において、栽培漁業や養殖漁業は重要な役割を果たしております。

しかしながら、海水温や海流など海洋環境の変動などにより、本道の漁業生産は大きな影響を受けており、将来にわたり安定的に水産物を供給していくためには、資源の適切な管理に加え、栽培漁業や養殖漁業のさらなる推進による資源の増大が重要と考えます。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、魚種別の生産状況についてであります。

栽培・養殖漁業等により資源の維持増大が図られている魚種のうち、近年、資源量の減少が懸念されているサケ・マス、シシャモ、昆布、及び、令和３年に発生した大規模な赤潮被害等で影響を受けたウニについて、これら直近の漁業生産の状況について、推移を含めて伺います。

○岡田遼副委員長　企画調整担当課長除村広君。

○除村企画調整担当課長　魚種別の漁業生産の状況についてでありますが、北海道水産現勢によりますと、直近で公表されている令和６年１月から12月までの生産量は、サケ・マス類が４万9634トンで対前年比82％となっており、シシャモが113トンで97％、昆布が8636トンで71％、ウニ類が480トンで88％となっています。

また、過去５か年平均の生産量と比較しますと、サケ・マス類が78％、シシャモが44％、昆布が70％、ウニ類が83％となっており、いずれも減少傾向で推移しています。

○中野渡志穂委員　いずれも減少傾向にあるとのことでありますけれども、では、魚種別の養殖・栽培漁業の取組状況についても伺います。

本道の水産業を持続的に発展させるためには、魚種ごとの特性や資源状況に応じた対策が必要であります。

そこで、サケ・マス、シシャモ、昆布及びウニについて、資源の回復、増大に向けた道の取組状況と今後の方向性について伺います。

○除村企画調整担当課長　水産資源の回復、増大についてでありますが、近年、海洋環境の変化などにより本道水産業を取り巻く状況は厳しさを増す中、水産資源の回復と生産の安定化を図るためには、増養殖を含む栽培漁業を推進していくことが重要と認識しております。

このため、道では、関係業界や試験研究機関と連携し、サケ・マス類については、大型で健康な稚魚の適期放流や親魚の確保対策に加え、サクラマスの海面養殖試験、シシャモについては、

道総研の研究成果を踏まえた効果的な放流手法の検討、昆布については、漁場造成や高水温に強い育種の研究、ウニについては、自然環境の影響を受けにくい陸上養殖の実証試験などにそれぞれ取り組んでいるところです。

道としましては、引き続き、魚種ごとの特性に応じた取組を推進し、本道を代表する重要な水産資源の回復、増大を図ってまいります。

○中野渡志穂委員　魚種ごとに御答弁いただきました。大変な御苦労や専門性を駆使した挑戦の日々であると思います。また、地元の皆様の願いがあります。前進いただきますようお願いを申し上げます。

次に、トドによる漁業被害について伺います。

厚田、浜益など石狩管内の漁業者からは、トドによる被害が地域の漁業に大きな影響を与えており、漁業者自らが駆除に取り組んでいるものの、被害が減少しないとの切実な声を伺っております。道では、今年度、ドローンによる忌避対策など、駆除以外の対策にも取り組むと承知しておりますが、道の対策について、以下、伺ってまいります。

まず、トドによる被害についてであります。

近年の石狩管内におけるトドによる被害状況について伺います。

○岡田遼副委員長　森林海洋環境課長笹岡英二君。

○笹岡森林海洋環境課長　トドによる漁業被害についてでありますが、石狩管内では、ニシンやカレイ刺し網漁業などにおいて、漁具の破損や漁獲物の食害といった被害が発生しており、近年の被害額につきましては、令和４年度は２億6000万円、５年度は１億9000万円、６年度は２億8000万円と、いずれも全道の３割程度となっておりまして、道内でも被害額の大きい地域となっています。

○中野渡志穂委員　石狩管内は、全道でもトド被害が大きい地域との御答弁でありました。

道では、駆除以外にも被害防止対策に取り組んでいると承知しておりますが、特に石狩管内での取組状況について伺います。

○笹岡森林海洋環境課長　被害防止対策の取組状況についてでありますが、石狩管内におきましては、これまで、国の試験研究機関が実施する、トドに破られにくい強化網を導入した試験操業に取り組んできたほか、鳥などの追い払いに用いる爆音機をトドに活用する試験や、トドが嫌う音波やトドの天敵であるシャチの鳴き声を利用した装置の忌避効果の試験に取り組んできたところです。

これらの課題といたしましては、強化網については、重量があって扱いづらく普及が進んでいないこと、爆音機や忌避装置については、いずれも効果は認められたものの、慣れにより持続しないことが課題となっています。

○中野渡志穂委員　ただいま、慣れにより追い払いの効果が持続しないなどの課題があると伺いました。

地域の漁業者からは、ハンターによる駆除対策の充実についても要望のあるところであり、こ

れも含めて、道として今後どのように被害対策に取り組んでいくのか、伺います。

○岡田遼副委員長　水産林務部森と海の未来づくり推進監近藤将基君。

○近藤水産林務部森と海の未来づくり推進監　今後の対応についてでございますが、トドによる被害は、石狩管内をはじめとした本道の漁業経営に甚大な影響を与えておりますことから、被害防止対策に取り組むことが重要と認識してございます。

このため、道では、引き続き、経験の浅いハンターを対象に技術の向上を目的とした講習会を開催するなど、ハンターの確保育成に取り組んでまいります。

また、刺し網などの漁具や漁獲物の被害を補償する新たな支援制度の創設などを国に対し働きかけるほか、令和８年度から新たに、音波の周波数を不規則に変化させる発信機の忌避効果や、ドローンによる追い払い手法の検証を実施するなど、トドによる漁業被害の軽減に一層取り組んでまいります。

○中野渡志穂委員　では、次に、新規漁業就業者対策についてであります。

本道の漁業就業者数は減少傾向にあり、令和６年度の就業者数は１万9170人と、平成20年度の３万3568人から、およそ１万4000人が減少しております。漁業就業者の減少は、水産業の産業基盤の弱体化のみならず、漁村地域の活力低下などを招き、本道の漁業と漁村の持続的な発展に大きな影響を及ぼすことが懸念されると考えます。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、新規漁業就業者の推移についてであります。

道では、鹿部町にある漁業研修所において、漁業後継者や新規就業希望者の育成を目的とした研修を実施するとともに、就業を希望する者と受入れ漁業者とのマッチングを行う漁業就業支援フェアの開催などを通じて、新規漁業就業者の確保に向け取り組んでいると承知をしております。

そこで、近年の新規就業者数の推移をどのように認識されているのか、伺います。

○岡田遼副委員長　水産経営課長坂本達彦君。

○坂本水産経営課長　新規漁業就業者数の推移についてでありますが、道が毎年実施しております新規漁業就業者に関する調査によると、令和２年度は156人、３年度は144人、４年度は129人、５年度は138人、６年度は127人となっておりまして、減少傾向が続いております。

道では、本道の漁業を支える担い手の確保は重要な課題であると認識しておりまして、道内外における幅広い層の方々へ漁業への就業を働きかけるなど、各関係機関と連携し、漁業就業者の確保育成に努める必要があると考えております。

○中野渡志穂委員　最後に伺います。

新規就業者の確保、定着についてであります。

石狩市の厚田漁協青年部の方々からは、漁業への就業を希望する若い方が増えてきている、住まいが確保されていると、より積極的な定着が見込まれるとの声を伺ってまいりました。

新規就業者の定着に向けては、就業機会だけではなく、研修期間中を含めた居住環境の確保も重要と考えます。道は、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○岡田遼副委員長　水産林務部技監土屋禎治君。

○土屋水産林務部技監　今後の取組についてでありますが、新規就業者の定着を図るためには、漁労技術の習得はもとより、居住環境の確保も含め、就業者が安心して漁業に従事できる体制を整備することが重要と考えております。

　このため、道では、漁業者の下で漁労技術を習得する長期研修を実施するとともに、新規就業者を受け入れる漁業者を対象とした講習会を開催するほか、住宅に関連する各種助成制度といった住まいや暮らしに関する情報の発信など、関係団体や市町村と連携し取り組んでいるところでございます。

　道といたしましては、今後とも、新規就業者の育成や就労環境の向上などに努めるとともに、支援制度の充実強化を国に働きかけるなど、本道の漁業を担う人材の確保育成や就業の定着に取り組んでまいります。

○岡田遼副委員長　中野渡委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

　白川祥二君。

○白川祥二委員　それでは、通告に従い、順次質問してまいります。

　初めに、国産材の安定供給に向けた苗木の生産強化について伺います。

　地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの吸収源対策として、また、ウッドショック以降、高止まりする輸入材に代わる国産材の安定供給基盤として、本道林業の果たすべき役割はかつてないほど高まっています。

　しかし、その根幹たる苗木の生産現場では、深刻な人手不足や気候変動に伴う生育不良、設備投資に伴う多大な自己負担など、事業継続を揺るがす構造的な課題に直面しております。一刻も早い対策が必要だと思っております。以下、伺います。

　まず、苗木生産に対する支援について伺います。

　道内の一部では、労働力不足から移植作業が数週間遅れるなど、苗の定着や生育に悪影響が出始めています。省力化の切り札とされるコンテナ苗への移行には、ハウスの増設や地下水源の確保といった多額の設備投資を要しますが、現行の国庫補助は半額にとどまり、多くの家族経営や中小事業者が投資をちゅうちょしている現状にあります。育苗期の適正な肥培管理と適期移植が将来の生存率を左右することは研究でも実証されており、現場の人手不足が将来の木材不足に直結することは明白であります。

　道は、この現場の危機感をどのように認識しているのでしょうか。設備投資に対する道独自の単独補助の拡充を含め、今後の具体的な対応について所見を伺います。

○岡田遼副委員長　森林整備課長佐藤康弘君。

○佐藤森林整備課長　苗木生産に対する支援についてでありますが、本道の人工林が利用期を迎える中、伐採後の着実な植林に向けて優良種苗の安定供給が必要でありますが、苗木の生産現場においては、担い手不足が課題となっているとともに、燃油調達価格等の上昇により、苗木生産者は厳しい経営環境に直面していると認識しております。

このため、道としては、通常の苗木と比較して少ない労働力で効率的に育苗できるコンテナ苗の増産が図られるよう生産施設等の整備に支援するほか、道独自の物価高騰対策として、苗木生産者が使用する低燃費な機械の導入に支援するとともに、試験研究機関と連携して生産性向上のための技術的な助言を行うなど、コンテナ苗をはじめとした優良種苗の生産量が確保されるよう取り組んでまいります。

○白川祥二委員　次に、種苗業界における就労促進に向けた環境整備について伺います。

他の主要産業が特定技能などの在留資格で外国人材を幅広く受け入れる中、林業分野は2024年春に対象となったばかりであり、育苗現場での受入れはいまだ限定的です。さらに、特定技能の林業区分の評価試験において、種苗に関する設問が極めて限定的であるため、海外からの就労希望者に対して苗木生産の認知度が上がらず、人材確保の大きな障壁となっています。

林業の持続可能性を高めるためには、造林のみならず、育苗の専門プロセスへ確実に人材を誘導する仕組みが不可欠であり、将来的には特定技能試験における種苗分野の設問見直しや特有の技術区分設置なども必要と考えます。

そうした中、種苗業界における外国人材の就労促進は喫緊の課題でありますが、道としてどのように対応していくのか、伺います。

○岡田遼副委員長　森林計画担当局長本阿彌俊治君。

○本阿彌森林計画担当局長　苗木生産への外国人材の受入れについてでありますが、令和６年３月に特定技能制度に林業分野が追加され、令和７年９月に林業の評価試験が道内で初めて実施されるなど、育苗において外国人材の活用が可能となって間もないことから、現行制度による外国人材の受入れに向けた取組を苗木生産者の理解を得ながら実施する必要があると認識しております。

道といたしましては、業界団体と連携して、外国人材を受け入れる際の課題の把握に努めるとともに、研修会の開催を通じて先行事例の紹介や制度の周知を行うほか、苗木生産の役割や魅力を伝えるＰＲ動画を活用し、認知度向上を図るなど、外国人材の就業促進に向けた環境整備を進め、将来にわたって優良種苗が安定的に生産されるよう取り組んでまいります。

○白川祥二委員　まだまだ新しい分野ですから、これから本当にＰＲしていかなきゃならないのかなと思っています。まさしく苗木の生産現場は、今、手を止めれば50年後の山が丸裸になるという強い危機感と誇りの下、限界に近い経営状況の中で日々奮闘されています。

道においては、この切実な現場の声をしっかりと受け止め、育苗・造林事業者が将来にわたり希望を持てるよう、知事などによる強力なトップセールスをはじめ、本道独自の実効性ある多角的な支援を速やかに実行に移されるよう強く指摘しておきます。

最後に、持続可能な資源管理について伺います。

本道の基幹産業である漁業は、今、地球温暖化に伴う海水温の上昇や黒潮大蛇行の終息など、かつてない環境変化に直面しています。魚種による好不漁の波が激しく、従来の経験則が通用しない不安定な状況が続いており、国際的なサンマの漁獲枠交渉における不十分な規制や、国内で

のスルメイカの漁獲可能量――ＴＡＣの在り方をめぐっては、目先の漁獲利益と将来の資源保護という相反する課題の間で極めて難しい局面を迎えています。

さらには、アキサケやマイワシの記録的な不漁、ブリやマグロといった新魚種の台頭など、海の生態系は刻一刻と変化しており、漁業現場からは経営の先行きを不安視する声が上がっています。漁業者が将来にわたり安定して生計を営み、誇りを持って操業できるようにするためには、科学的エビデンスに基づく資源管理と環境変化に対応できる強靭な基盤づくりが不可欠であります。そこで、伺います。

初めに、国際的な資源管理における道の主導的な役割について、北太平洋のサンマ資源をめぐり、本年の漁獲枠は前年比５％減で合意したものの、実態は昨年の漁獲実績を大きく上回る緩い規制にとどまっており、資源の枯渇は関係国全ての共倒れを意味します。

資源の枯渇を防ぐためには、科学的根拠に基づく国際規制を求めるべきと考えますが、道として、国への働きかけを含め、今後どのように対応していくのか、伺います。

○岡田遼副委員長　漁業管理課長物見文雄君。

○物見漁業管理課長　国際的な資源管理への対応についてでありますが、本年４月に開催された北太平洋漁業委員会の年次会合では、サンマの資源管理について議論が行われ、日本が提案した、漁獲上限を昨年から10％削減することは認められなかったものの、５％の削減としたことに加え、2027年は、2026年より10％削減することで合意され、資源の持続的利用に向け、一歩前進したものと受け止めています。

サンマ資源の回復には、関係する国や地域が科学的根拠に基づく資源管理に取り組むことが重要であり、道としては、引き続き、関係団体等と連携しながら、資源状況を踏まえ、適切な資源管理が実現されるよう国に対して働きかけるなど、サンマ資源の持続的利用に向けて取り組んでまいります。

○白川祥二委員　次に、科学的データに基づく漁獲可能量の設定について伺います。

昨期の水産庁による採捕停止命令を経て、今期のスルメイカの総量――ＴＡＣは、昨期の漁獲量の2.5倍に増枠されました。現場には、取れるときに取らなければ生活が成り立たないという切実な思いがある一方で、過剰な捕獲は資源枯渇の危険性をはらんでいます。

周期の短いスルメイカの的確な資源把握には、ＩＣＴ等を用いた新しい手法での資源評価の精度向上や適切な資源管理が必要と考えます。そのため、新しい資源調査の結果に基づく資源評価の実施と適切な漁獲管理が必要と考えますが、道の認識を伺います。

○物見漁業管理課長　ＴＡＣの設定などについてでありますが、これまで、国の水産研究機構と都道府県の水産試験場は、試験調査船による資源量や産卵場調査に加え、漁業者の漁獲データなどを基に資源評価を行ってきましたが、１年魚であるスルメイカは、海洋環境の変化による資源変動が大きいことから、最新の科学的知見を用いて適切に評価を見直すとともに、迅速な漁獲状況を把握する必要があると認識しております。

このため、道としては、資源評価の精度向上や急激な資源変動にも柔軟に対応できるＴＡＣ制

度の運用を国に求めるとともに、漁獲量を速やかに把握するため、関係団体と連携し、１か月ごとの報告から10日ごとに改めるなど、本道漁業者が将来にわたり安心して漁業を営むことができるよう取り組んでまいります。

○白川祥二委員　今の答弁にあったとおり、今までの１か月ごとの報告から10日ごとということで、かなり前進した動きかなというふうに捉えております。

最後に、新たな水産業への支援について伺います。

道内では、アキサケの深刻な不漁が続く一方、かつては本州の魚であったブリやマフグの漁獲が急増するなど、魚種交代が顕著になっています。現場の漁業関係者は、漁具の改良や加工、流通ルートの開拓など、想定外の出費と対応に苦慮されています。

この急激な環境変化に対し、従来の取る漁業のみに依存するのではなく、高度な環境制御による養殖業へのシフトや環境耐性のある稚魚の開発など、攻めの水産政策への転換を急がなければなりません。変化に対応した漁業生産体制の強化や養殖業の推進に向け、部長の所見を伺います。

○岡田遼副委員長　水産林務部長野村博明君。

○野村水産林務部長　状況変化への対応についてでありますが、近年、海洋環境の変化などにより、アキサケをはじめとする主要魚種の生産低迷が続いており、本道水産業を取り巻く環境は厳しさを増しております。

このため、道では、計画的な生産が可能であり、漁業経営の安定化に資する養殖業を推進するため、飼育技術の開発やコスト削減など、採算性の確保に向けた実証試験を進めるとともに、アキサケの稚魚の適期放流や親魚の確保対策、昆布漁場の造成や高水温に対応した育種の研究、ホタテガイの採苗技術の改良など、生産回復と安定化に向けて取り組んでいるところであります。

道としては、今後とも、本道水産業をめぐる状況変化に対応し、サケ・マス類の海中養殖やウニの陸上養殖など、地域の特性を生かした養殖業を推進するとともに、アキサケや昆布資源の早期回復やホタテガイの採苗安定化に取り組むなど、漁業者の方々が意欲を持って漁業を続けていけるよう取り組んでまいります。

○白川祥二委員　本当に激変する海洋環境の中で、漁業者の方々が本道漁業の未来に確信を持てるよう、科学的エビデンスに基づく迅速かつ実効性のある政策展開を強く求め、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○岡田遼副委員長　白川委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって、水産林務部、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会並びに内水面漁場管理委員会所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後２時４分休憩

午後２時８分開議

○岡田遼副委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

１．農政部所管審査

○岡田遼副委員長　これより農政部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

藤井辰吉君。

○藤井辰吉委員　道産野菜の振興について伺います。

道内では、地域の特色を最大限に生かした野菜づくりが行われており、令和６年の北海道における野菜の農業産出額は2375億円と、平成18年以降、全国１位を維持しております。北海道は全国有数の野菜産地であります。

道は、道産野菜の振興に向け、今後どのように対応していくのか、順次伺ってまいります。

まずは、野菜種ごとの作付面積等についてお聞きします。

道内では様々な野菜が作付されていますが、野菜全体の作付面積は、10年前と比較してどのような状況になっているのかを伺います。

また、作付面積が増加傾向、または減少傾向にある野菜は主にどのようなものであるか、併せて伺います。

○岡田遼副委員長　園芸担当課長横山達人君。

○横山園芸担当課長　野菜の作付面積についてでありますが、国の統計調査によりますと、道内の野菜の作付面積は、令和６年は６万2000ヘクタールと、平成26年の７万1000ヘクタールに対し、9000ヘクタール減少しているところでございます。

この間、タマネギやブロッコリーなど、機械化により省力化が進んでいる品目や市場価格が安定している品目は作付面積が増加傾向にあります一方、重量野菜と呼ばれる白菜、カボチャのほか、ホウレンソウやアスパラガスなどは、労働力不足により他作物への転換が進みまして、作付面積が減少しているところでございます。

以上でございます。

○藤井辰吉委員　野菜生産は、天候に左右されやすいことに加え、保存性が乏しく、生産量や価格が変動しやすい特性を持っていることから、国は、農業経営の安定化につながるセーフティーネットとして野菜価格安定制度を実施していますが、この制度の概要を伺います。

○横山園芸担当課長　野菜価格安定制度についてでありますが、野菜価格安定制度は、野菜の生産と供給の安定を図るため、野菜生産出荷安定法に基づき、昭和41年に創設された国の制度でございます。

国は、タマネギやバレイショ、ニンジンなどの主要な野菜の生産、出荷を計画的に推進する産地を指定しまして、野菜の価格が著しく低下した場合に、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者や国、都道府県があらかじめ積み立てた資金を財源としまして、生産者に補給金を

交付しているところでございます。

以上でございます。

○藤井辰吉委員　この価格安定制度には、特定野菜というものと指定野菜というものがありますけれども、指定野菜のメリットについて伺っていきます。

道内でもブロッコリーの作付面積が増加しているということでありますが、国は、本年４月、全国的に生産量、消費量ともに大きく伸びているブロッコリーを、野菜価格安定制度の特定野菜から指定野菜へ追加いたしました。

ブロッコリーが指定野菜に追加されたことで、道内の生産者にはどのようなメリットがあるのかを伺います。

○横山園芸担当課長　指定野菜についてでありますが、指定野菜と特定野菜では、野菜価格安定事業における積立てに必要な生産者の拠出割合などに違いがありまして、ブロッコリーが特定野菜から指定野菜に位置づけられたことにより、拠出割合は、従来までの25％から20％に軽減されましたほか、価格が下落した場合の補塡割合や発動基準も特定野菜より有利となっているところでございます。

また、指定野菜については、国が産地に需給見通しを示しますとともに、全国の供給量を調整する仕組みとなっておりまして、産地としては、あらかじめ需要量を把握した中で、計画的かつ安定的に生産、供給を行うことができるなどのメリットがあるところでございます。

以上でございます。

○藤井辰吉委員　ブロッコリーの生産者の方にとって、今、メリットが高くなっている状態となっています。

このブロッコリーの人気と、それから、指定野菜に追加されたことを背景にしまして、今後、ブロッコリーの栽培を始めようとする農業者の増加が見込まれるところでありますけれども、ブロッコリーの安定生産に向けてどのように取り組んでいくのかを伺います。

○岡田遼副委員長　生産振興局長花岡弘毅君。

○花岡生産振興局長　ブロッコリーの安定生産についてでございますが、ブロッコリーは、野菜全体の消費量が減少傾向にある中、家庭での消費が大きく伸び、安定した需要が見込まれますことから、今後とも安定生産を図ることが重要です。

道といたしましては、近年の暑熱の影響に対応するため、暑さに強い品種の導入や適切な病害虫防除の実施など、普及センターによる生育条件に応じた栽培技術指導を行うとともに、生産者などを対象とした研修会の開催によります優良事例の普及啓発や、国の補助事業を効果的に活用した集出荷施設の整備による生産体制の強化、さらには、野菜価格安定制度や収入保険制度への加入促進を図るなど、今後ともブロッコリーの安定生産・供給に取り組んでまいります。

以上でございます。

○藤井辰吉委員　では、次は、新顔冬野菜というジャンルといいますか、コンテンツといいますか、この推進について伺います。

道では、冬期間の栽培が可能で、寒さにより甘みが増すなどの特徴がある野菜を新顔冬野菜として選定し、生産の拡大と認知度の向上に取り組んでいると承知しておりますけれども、本年度は、新顔冬野菜としてどのような取組を行おうとしているのか、伺います。

○岡田遼副委員長　農業付加価値向上担当課長太田訓英君。

○太田農業付加価値向上担当課長　新顔冬野菜の推進に向けた取組についてでありますが、道では、令和６年度より新顔冬野菜推進事業を措置し、先進産地の事例集を活用した営農指導や、道内外の飲食店と連携し、特別メニューを提供する「北の新顔冬野菜フェア」の開催、道外のどさんこプラザでの催事販売に取り組んできたところです。

本年度においては、こうした取組を引き続き行うとともに、さらなる新顔冬野菜の需要拡大を図るため、新たに道外の小売店と連携した催事販売やＰＲを行うなど、認知度向上の取組を進めてまいります。

以上でございます。

○藤井辰吉委員　野菜は、体の調子を整える働きを持つ栄養素であるビタミンやミネラル、食物繊維などを豊富に含んでおり、私たちの健康維持に欠かせない重要な食品であるということもあり、安定生産、安定供給が必要であります。

道は、道産野菜の振興に向け、今後どのように取り組んでいくのかを伺います。

○岡田遼副委員長　農政部長鈴木賢一君。

○鈴木農政部長　道産野菜の振興に向けた今後の取組についてでございますが、本道の野菜は、農産物全体の産出額の約４割を占め、本道農業にとって重要な作物でありますが、近年、労働力不足などにより作付面積は減少傾向にありますことから、今後とも、健康な食生活に不可欠な野菜の安定供給に向け、一層の生産振興を図る必要がございます。

このため、道では、普及センターによります栽培技術指導をはじめ、低コスト・省力化技術の導入による生産性の向上、本州の端境期に合わせた生産、出荷や、新顔冬野菜の振興によります所得の向上などに取り組んできたところでございます。

道といたしましては、こうした取組に加え、暑熱など近年の気候変動に的確に対応するとともに、スマート農業技術の導入による生産者の方々の負担軽減、野菜価格安定制度などの活用によります経営の安定化、さらには、道産野菜の消費拡大など、各般の施策を総合的に進め、将来にわたり安定した野菜の生産・供給体制の確立に取り組んでまいります。

以上でございます。

○藤井辰吉委員　では、次は、６次産業化の推進について伺います。

国が実施した６次産業化総合調査によると、農産物の加工販売や直売所、観光農園、農家レストランなどの農業の６次産業化による令和６年度の全国における年間販売・売上金額は２兆2244億円と、過去最高を記録しました。

北海道は、全国有数の食料供給地域でありますが、こうした農業の６次産業化を進めながら、地域活性化と農業所得向上に取り組むことも必要と考えます。道は、農業の６次産業化の推進に

向け、どのように対応していくのか、順次伺ってまいります。

農業の６次産業化による北海道の年間販売・売上金額の過去３か年度の推移と令和６年度の販売・売上金額の業態別の状況について伺います。

○太田農業付加価値向上担当課長　６次産業化の取組状況についてでありますが、国の６次産業化総合調査によると、道内における農業関連の年間販売・売上金額は、令和４年度が1639億円、５年度が1598億円、６年度が1501億円と減少傾向で推移しています。

また、６年度における業態別の販売・売上金額は、農産加工が1151億円と全体の４分の３を占め、直売所が295億円、農家レストランが28億円などとなっております。

以上でございます。

○藤井辰吉委員　北海道の令和５年の農業産出額は１兆3478億円と、全国１位でありますが、令和５年の本道における食品工業の製造品出荷額等に占める付加価値額の割合、いわゆる付加価値率は26.9％となっており、全国平均より3.8％低い状況にあります。

農業者の所得向上を図るために農産物の付加価値を高めていくことも重要と考えますが、農業者が農産物の加工販売などの６次産業化に取り組むに当たり、どのような課題があると認識しているのかを伺います。

○太田農業付加価値向上担当課長　６次産業化の課題についてでありますが、６次産業化は、農林水産物の生産活動を行いながら、加工や販売などの専門的な知識、技術を習得していく必要があることや、生産活動と両立するために必要な労働力の確保に加え、開発した商品の販路の確保や施設の整備、改修等に多額の資金を要することなどの課題があるものと認識しております。

以上でございます。

○藤井辰吉委員　それらの課題を認識していたとしまして、道では、６次産業化に取り組む農業者等を支援するため、北海道６次産業化サポートセンターを委託により設置、運営していますが、サポートセンターの運営体制及び支援内容がそれら課題を解決するに至る内容であるかどうか、内容について伺いたいと思います。

また、昨年度の相談件数と主な相談内容についても併せて伺います。

○太田農業付加価値向上担当課長　６次産業化サポートセンターについてでありますが、道では、６次産業化を推進するための相談窓口として、公益財団法人北海道農業公社に北海道６次産業化サポートセンターを設置しており、専任職員４名のほか、新商品の開発や販路の開拓に精通した外部人材４名を企画推進員として委嘱し、運営しています。

サポートセンターでは、農林水産物の加工、販売などを検討している農林漁業者等からの相談対応に加え、課題に応じた専門的な指導助言や計画づくりをサポートする地域プランナーの派遣などの支援を行っています。

また、令和７年度の相談件数は延べ201件となっており、相談内容は、事業計画の策定関係が48件、制度への照会が45件と、この二つで全体の２分の１を占めています。

以上でございます。

○藤井辰吉委員　農林漁業者等と多様な事業者が連携した６次産業化の取組を推進するためには、それぞれの立場を生かしたネットワークづくりや経営感覚を備えた人材育成が必要と考えますが、道では、これまでどのような取組を実施してきたのか、また、本年度、どのような取組を行おうとしているのか、伺います。

○岡田遼副委員長　食の安全・みどりの農業推進局長佐々木秀弥君。

○佐々木食の安全・みどりの農業推進局長　ネットワークづくりなどの取組についてでございますが、生産者が安定的に６次産業化に取り組んでいくためには、生産だけではなく、加工や販売などの様々なノウハウが必要であり、こうしたノウハウは、農林漁業者はもとより、２次・３次産業の方々とのネットワークを通じて身につけていくことが効果的と認識しております。

このため、道では、６次産業化に意欲のある農林漁業者等が必要な知見を得るため、グループワークや道内の先進事例を対象とした視察研修などに取り組んできたところでございます。

道といたしましては、今年度は、こうした取組に加えまして、６次産業化に取り組む農林漁業者を対象に交流会を新たに開催し、課題解決に向けた人脈づくりを支援するなど、６次産業化のさらなる推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○藤井辰吉委員　６次産業化は、地域の資源を活用しながら新たな付加価値を生み出し、農業者の所得向上を図る重要な取組の一つであります。

道は、農業の６次産業化の推進に向け、今後どのように取り組んでいくのかを伺います。

○岡田遼副委員長　農政部食の安全・みどりの農業推進監野口正浩君。

○野口農政部食の安全・みどりの農業推進監　６次産業化の推進についてでありますが、自ら生産した農畜産物を活用し、加工や直売などを行い、新たな付加価値を生み出す６次産業化は、農業者の所得の向上はもとより、加工や流通、観光などの関連産業と結びつき、地域の活性化を図る上でも重要な取組と認識しております。

このため、道としましては、６次産業化サポートセンターが行う販路拡大や人材確保など、様々な課題の解決に向けたきめ細やかな支援をはじめ、農業者同士、あるいは農業者と異業種とのネットワークづくりや施設、機械の整備に対する支援を行うなど、農業者が知見を蓄積しながら意欲的に６次産業化に取り組み、地域の農業・農村が持続的に発展していけるよう、各般の施策をより一層推進してまいります。

以上でございます。

○藤井辰吉委員　では、次は、海外から来る悪性の伝染病に対する防疫対応について伺います。

アジア地域をはじめとした海外では、アフリカ豚熱や口蹄疫などの家畜の悪性伝染病が各地で発生しており、特に、アフリカ豚熱については、平成30年８月にアジアで初めて中国で発生して以降、日本を除くアジア地域に感染が拡大しており、日本国内への侵入リスクが高まっているかと思われます。

アフリカ豚熱は、国内で発生が確認されている豚熱に酷似していますが、豚熱よりも致死率が

高く、また、有効なワクチンや治療法がないことや、肉製品においても他のウイルスよりも極めて長い時間残存する特徴があり、国内に侵入させないよう、あらゆる防疫対策の徹底が重要です。こうした状況を踏まえ、道では、海外悪性伝染病にどのように対応していくのかを順次質問してまいります。

令和７年度以降、近隣諸国での主な海外悪性伝染病の発生状況について伺います。

○岡田遼副委員長　家畜衛生担当課長菅野宏君。

○菅野家畜衛生担当課長　近隣諸国における発生状況についてでありますが、口蹄疫は、韓国において昨年４月に豚飼養農場で５例、本年１月から２月には牛飼養農場で３例と継続的に発生し、中国においても、令和７年度以降、牛飼養農場の２例を含む３例の発生があり、モンゴルやカンボジアなどでも発生しています。

アフリカ豚熱は、国内未発生ですが、中国、韓国、香港、台湾などで発生しており、特に韓国では、豚や野生イノシシでの発生が相次ぎ、令和７年度以降に豚飼養農場で27例発生したほか、台湾では、昨年10月に豚飼養農場で１例発生しましたが、本年２月には清浄化が宣言されております。

高病原性鳥インフルエンザは、国内はもとより、韓国や台湾、フィリピンなどで発生しており、特に韓国では、令和７年９月以降、アヒル17例を含む家禽飼養農場62例で発生しており、約712万羽が殺処分されております。

以上でございます。

○藤井辰吉委員　近隣諸国での海外悪性伝染病の発生や日本を訪れる外国人旅行者が増加する中、海外悪性伝染病の侵入リスクが高まっていることから、ウイルスを国内に侵入させない水際対策が極めて重要であります。

道内の空港や港湾では、どのような水際対策が講じられているのかを伺います。

○菅野家畜衛生担当課長　空港等での水際対策についてでありますが、近年、道内への訪日客が増加する中、本年４月には、中国から新千歳空港に持ち込まれた畜産物から国内で初めて口蹄疫ウイルスが分離されるなど、これまで以上に侵入リスクが高まっていると認識しております。

道内の空港や港湾では、農林水産省動物検疫所において、携帯品の検査や靴底消毒などが実施されており、道においても、肉製品等の持込禁止キャンペーンや動物検疫の重要性に関する周知などに協力しているところです。

また、先般改正された家畜伝染病予防法では、家畜防疫官に食材店への立入検査や輸入禁止品の廃棄に関する権限を付与するなど、検疫体制の強化が図られております。

以上でございます。

○藤井辰吉委員　農場における侵入防止対策について伺います。

海外悪性伝染病の発生を予防するためには、農場での侵入防止対策の徹底も重要であります。

道は、農場に対し、どのような侵入防止対策の指導を行っているのかを伺います。

○菅野家畜衛生担当課長　農場への侵入防止対策の指導についてでありますが、海外悪性伝染病

の発生を予防するためには、農場において適正な飼養衛生管理を徹底し、病原体の侵入を防ぐことが何よりも重要であると認識しています。

こうした中、道では、家畜保健衛生所が定期的に農場を巡回し、家畜の所有者が国の飼養衛生管理基準を遵守し、適切に衛生管理に取り組んでいるか確認しているところでございます。

また、病原体が農場に持ち込まれないよう、国の指針に即して策定した飼養衛生管理指導等計画に重点的に指導すべき事項を設定し、関係者以外の立入り制限、不要な物品の持込み制限並びに農場へ出入りする者や車両、搬入される物品の消毒徹底、野生動物対策などについて指導しております。

以上でございます。

○藤井辰吉委員　防疫訓練の実施について伺います。

万一発生してしまった場合、すぐに効果的な対処ができるように、地域において防疫訓練を定期的に実施することも必要と考えます。

地域では、どのような防疫訓練を実施しているのか、伺います。

○菅野家畜衛生担当課長　地域における防疫訓練の実施状況についてでありますが、海外悪性伝染病が発生した際、蔓延防止を迅速かつ的確に講じていくためには、関係者と連携して、地域の実情に応じた防疫訓練を定期的に行うことが重要です。

こうした中、各振興局では、市町村をはじめ、関係機関・団体、民間事業者や家畜飼養者などの参画の下、通報の受理から農場立入りまでの初動対応や防疫衣の着脱、殺処分の手順確認、車両消毒などの防疫訓練に取り組んでおり、本年度は計42回実施することとしています。

このほか、道では、毎年、本庁と振興局がオンラインで対策本部指揮室の設置や運営に関する訓練を実施しているほか、年度当初や秋の渡り鳥飛来シーズンに警戒本部幹事会を開催し、これまでの発生や対応状況などの情報共有を図っているところでございます。

以上でございます。

○藤井辰吉委員　海外悪性伝染病が日本に侵入してしまうと、国内の畜産業に甚大な被害をもたらすだけではなく、発生地域の社会経済活動にも大きな影響を及ぼすことから、関係機関や団体が連携し、防疫対策に万全を期すことが重要です。

道は、今後どのように対応していく考えか、伺います。

○野口農政部食の安全・みどりの農業推進監　防疫対策に関する今後の対応についてでありますが、海外悪性伝染病の発生は、畜産業はもとより、関連産業や消費生活にも大きな影響を及ぼすことから、その侵入防止と蔓延防止の対策を徹底していくことが重要であります。

このため、道としましては、侵入防止に向けて、引き続き、国が取り組む空港や港湾での水際対策に協力するほか、地域の自衛防疫組織と連携した研修会の開催などを通じて、農場の防疫体制の強化を図るとともに、飼養衛生管理指導等計画に基づく農場への指導を徹底してまいります。

また、蔓延防止に向けては、異常家畜の早期発見と通報の徹底を指導するとともに、これまで

の防疫作業から提起された課題を踏まえた、より実践的な防疫訓練の実施や備蓄資材の拡充、企業との連携など、全道一丸となった防疫体制の整備に万全を期してまいります。

以上でございます。

○藤井辰吉委員　次は、農業・農村整備の着実な推進について伺っていきます。

本道の農業・農村が地域経済を支える基幹産業として持続的に発展し、今後とも我が国の食料安全保障に貢献していくためには、担い手の減少や地域における労働力不足への対応に加え、異常気象に備えるための排水対策や農業水利施設の適切な保全管理を図る農業・農村整備を着実に進めていくことが重要と考えます。こうした中、道では、農業・農村整備をどのように推進していくのか、伺ってまいります。

まずは、事業の大本であります予算の措置状況について伺いたく思います。

農業・農村整備を着実に推進していくためには、必要な国費予算を安定的に確保していくことが重要と考えますが、北海道への本年度の予算措置状況はどのようになっているのか、また、その規模が地域からの要望に応えられるものとなっているのかを伺います。

○岡田遼副委員長　農村設計課長熊井隆二君。

○熊井農村設計課長　国費予算の措置状況についてでありますが、本道農業の生産力、競争力の強化や農村地域の強靱化を図る上で農業・農村整備は重要な役割を果たしておりまして、地域からは、農地の大区画化や排水対策、高温少雨による影響を軽減する畑地かんがい、農業水利施設の老朽化対策など、多くの整備要望が寄せられておりますことから、こうした整備を着実に進めていくため、安定的に国費予算を確保することが必要です。

こうした中、昨年12月に成立しました令和７年度補正予算と本年４月に成立しました８年度当初予算におきまして、農業農村整備事業などの公共予算に加えまして、農地耕作条件改善事業などの非公共予算が計上されましたことから、本年度の国費予算は、道が要望した570億円を上回る592億円が措置されたところでありまして、地域からの整備要望に十分応えられるものと考えております。

以上でございます。

○藤井辰吉委員　農業・農村整備の着実な推進を図るためには、それらを効果的に推進できる執行体制の充実強化が重要と考えますが、どのように対応しているのかを伺います。

○熊井農村設計課長　農業・農村整備における道の執行体制についてでありますが、地域から寄せられる多くの整備要望に応えていくためには、事業を円滑に実施するための執行体制を確保することが重要でありますが、道をはじめ、市町村や土地改良区では、少子化の影響や就職先の多様化などによりまして、技術職員の確保が厳しさを増しており、農業・農村整備を支える人材不足や技術継承が課題となっております。

このため、道では、ホームページやＳＮＳを活用し、農業・農村整備の魅力を広く発信することで技術職員の確保につなげますとともに、各種研修を通じまして、道職員はもとより、関係機関や団体の職員の技術力の向上を図っておりますほか、外部委託やデジタル技術の活用により業

務の効率化などを進めながら、執行体制の充実強化に努めております。

以上でございます。

○藤井辰吉委員　農業の担い手の減少や労働力不足が進行する中、ＩｏＴなどの先進技術を活用するスマート農業の導入促進に向け、大区画化等の整備が必要かと思うところです。

道は、これらをどのように進めていこうとしているのか、伺います。

○岡田遼副委員長　農地整備課長岸田隆志君。

○岸田農地整備課長　スマート農業の導入促進についてでありますが、農家戸数の減少や高齢化の進行、経営規模の拡大などに伴う労働力不足が顕在化する中、本道農業が持続的に発展していくためには、先進技術を活用し、農作業の省力化や効率化を図るためのスマート農業技術に対応した整備を推進することが重要です。

このため、道では、自動走行農機などの能力を十分に発揮させる農地の大区画化や畑地の緩傾斜化をはじめ、トラクターなどの旋回、移動がスムーズとなるターン農道の設置、用排水路の管路化、農地周りの管理作業を省力化し、水管理の遠隔操作が可能となる自動給水栓の設置、加えて、中山間地など条件不利地においては、リモコン式草刈り機の導入が可能となるのり面の傾斜緩和など、先進技術の導入に対応した整備を進めてまいります。

以上でございます。

○藤井辰吉委員　次は、農業にとって欠かすことのできない水利施設の保全管理について伺います。

昨年施行されました改正土地改良法では、農業水利施設の連携管理保全計画、いわゆる水土里ビジョンが位置づけられるなど、農業水利施設の老朽化が進行する中、農業生産を安定的に維持していくためには、施設の適切な保全管理の実施が重要と考えますが、どのように取り組んでいるか、老朽化の状況と併せて伺いたいと思います。

○岡田遼副委員長　指導管理担当課長藤田幸司君。

○藤田指導管理担当課長　農業水利施設の保全管理についてでありますが、道内にある約4000の基幹水利施設のうち４割が耐用年数を超過しており、老朽化に伴う機能低下や突発事故の発生が懸念されておりますことから、道では、施設を管理する土地改良区や市町村と連携しながら、長寿命化を図る予防保全や計画的な補修、更新を行ってきたところです。

こうした中、昨年、土地改良法が改正され、農業生産基盤の保全が位置づけられたことから、道内で多くの施設を管理する土地改良区では、市町村や地域の関係者と連携して水土里ビジョンを策定し、基幹から末端施設までの保全に取り組むこととしたところです。

道としましては、今後とも農業水利施設の予防保全などに取り組むとともに、水土里ビジョンに基づき、土地改良区など地域の関係者が一体となって保全管理が実施されるよう支援してまいります。

以上でございます。

○藤井辰吉委員　本道の農業・農村が今後とも我が国の食料安全保障に貢献していくため、農

業・農村整備をどのように推進していくのか、伺います。

○鈴木農政部長　農業・農村整備の推進についてでございますが、本道の農業・農村が将来にわたり我が国の食料供給地域としての役割を果たしていくためには、農業の生産力の向上や農村地域の強靱化を図る農業・農村整備を着実に推進することが重要であります。

こうした中、道では、スマート農業技術の効果を最大限発揮させる農地の大区画化などの整備を進めますとともに、異常気象による大雨や高温少雨に備え、農業水利施設の適切な保全管理や長寿命化対策に取り組んでいるところであります。

道といたしましては、今後とも、地域からの整備要望を踏まえ、必要な予算を確保いたしますとともに、市町村や土地改良区など関係機関・団体の皆様と連携し、事業の円滑な実施に向け、執行体制の充実を図りながら、農業・農村整備を計画的かつ効果的に進め、我が国の食料安全保障の強化に最大限貢献してまいります。

以上でございます。

○藤井辰吉委員　では、最後の項目に入ります。

農作業中の事故の防止について伺っていきたいと思います。

札幌管区気象台の資料によりますと、北海道の夏の平均気温は100年当たり1.58度上昇し、また、昨年の夏の平均気温は、1898年の統計開始以降歴代１位の高温となり、2023年以降、顕著な高温の夏が続いています。また、３か月予報でも、道内の６月から８月の気温は高くなると予想されています。高温時の農作業は熱中症になりやすく、また、疲れやすくなるため、農作業中の事故の発生リスクが高まることから、注意が必要です。道は、こうした状況を踏まえ、農作業事故防止にどのように取り組んでいくのか、順次伺ってまいります。

道内における過去３か年の農作業による負傷事故及び死亡事故の発生状況、それと主な発生要因について伺います。

○岡田遼副委員長　技術普及課長山根敏史君。

○山根技術普及課長　道内における農作業事故の発生状況についてございますが、市町村からの報告によりますと、負傷事故は、令和４年度が2136件、５年度が2186件、６年度が2051件となっており、主な発生原因は、牛との接触など家畜の飼養管理中のものが最も多く約４割、次いで、トラクターの操作中の事故など農業機械によるものが約３割、人の転倒や高所からの転落によるものが約２割となっております。

また、死亡事故は、４年度が９件、５年度が10件、６年度が17件となっており、主な発生原因は、トラクターの横転によるものや作業機からの転落、降車時の転倒など、農業機械によるものが７割を占め、次いで、高所からの転落によるものなどとなっております。

以上でございます。

○藤井辰吉委員　道では、農作業事故防止に向け、関係機関・団体と連携しながらどのような取組を行ってきたのか、伺います。

○山根技術普及課長　農作業事故防止に向けた取組についてでございますが、道では、農業団体

や農業機械メーカーなどと北海道農作業安全運動推進本部を組織し、農繁期である４月から６月と、９月から10月までの期間を農作業安全運動強調月間と定めまして、チラシの配布やポスターの掲示、ラジオ放送などにより農作業の事故防止に向けた啓発活動を行っております。

また、市町村や農業協同組合などの職員を対象とした研修会を開催し、安全指導担当者としての資質向上を図りますとともに、農業者の皆様に対する注意喚起や指導などの事故防止活動に取り組んでおります。

以上でございます。

○藤井辰吉委員　近年の夏は、過去に例のない命に関わる暑さの日が頻発しており、気象庁は、最高気温が40度以上の日を酷暑日として、予報用語に追加したところです。

2024年に全国で発生した農作業中の熱中症による死亡者は59人、前年よりも22人増え、過去最悪となりました。

この夏も暑くなることが予測されており、熱中症対策の強化が必要と考えますが、道は、農作業中の熱中症対策についてどのように取り組んでいくのかを伺います。

○山根技術普及課長　農作業における熱中症対策についてでございますが、近年、夏の平均気温が上昇傾向にあり、生産現場における熱中症の発生リスクが高まっておりますことから、道では、ホームページにおきまして、農作業中の予防策や応急処置などに関する情報を発信しますとともに、普及センターによる農業者の皆様への技術指導と併せて、熱中症予防の普及啓発を行うなどの取組を進めているところでございます。

さらには、本年度より新たに、熱中症警戒アラートが発表された際に、炎天下で働く１次産業従事者の方々に向けた注意喚起をラジオの気象情報の中で行うことにしたところでございます。

道といたしましては、今後とも、関係機関や団体などと連携しながら、農業者の皆様に対する安全意識の向上に取り組みますとともに、タイムリーに情報発信を行うなど、熱中症対策に万全を期してまいります。

以上でございます。

○藤井辰吉委員　熱中症は、自分でいろいろ体調を見ながら注意していかなければいけません。そういう状況におきましても、農作業事故を不意に起こさないようにというのが一番なのですけれども、思わぬ事故やけがというのは本当に一瞬に起こってしまいますので、そういった場合のことについて伺います。

事故やけがが起こった場合、治療費の支払いや農業収入が減少し、生活に多大な影響が生じることがあります。万一の事故に備えまして、労災保険等に加入しておくことが肝要かと思います。

国は、現在、任意となっている小規模個人農家にも労災保険加入を義務づけることなどを盛り込んだ労働者災害補償保険法の改正案を、本年４月７日に閣議決定し、2031年度をめどに、全農業経営体で労働者の労災保険加入が義務化される見通しとなっていますが、万一の事故に備え、できるだけ早く加入することが必要と考えます。

道と関係機関・団体が連携し、農作業安全の観点からも、労災保険等への加入促進を進めていくことが重要と考えますが、道の所見を伺います。

○岡田遼副委員長　技術支援担当局長畠山透君。

○畠山技術支援担当局長　労災保険などへの加入についてでありますが、農作業による不慮の事故により障がいを負ってしまったり、不幸にして亡くなられた場合、その後の農業経営に大きな影響を及ぼすことから、農業者にとって労災保険や傷害保険などに加入することは重要と認識しております。

道では、これまで、北海道農作業安全運動推進本部の取組と一体となって、労災保険の制度や意義などの周知に取り組んできたところであり、今後とも、農作業の事故防止に向けた啓発活動などを通じ、万が一の事故に備えた労災保険などへの加入について農業者の理解の醸成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○藤井辰吉委員　農作業中の熱中症などの農作業事故の発生リスクが高まる中、関係者一丸となって農作業事故ゼロを目指した取組を進めることが重要でありますが、農業者をはじめ、農業関係者の方々が事故やけがなく無事に豊穣の秋を迎えることができるよう、道は、今後、農作業事故防止に向け、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○鈴木農政部長　農作業事故の防止に向けた今後の対応についてでございますが、農作業を担う人材が農作業事故に遭われて死亡あるいは負傷することは、大切な働き手を失うばかりではなく、農業経営の継続にも支障を来すものでありますことから、地域の農業・農村の振興を図る上でも、農作業事故の防止に関係者が一体となって取り組むことが重要であります。

このため、道では、農業団体の皆様などと連携し、農作業安全運動の啓発活動をはじめ、事故防止に向けた注意喚起や万が一に備えた労災保険などへの加入を呼びかけ、さらには、夏場の高温に備えた農作業中の熱中症予防や熱中症警戒アラートを踏まえた情報発信などに取り組んできたところであります。

道といたしましては、今後とも、貴い命が失われることがないよう、農業者の安全意識の一層の向上に努め、農作業事故の発生防止に取り組んでまいります。

以上でございます。

○藤井辰吉委員　終わります。

○岡田遼副委員長　藤井委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後２時52分休憩

午後３時12分開議

○滝口直人委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

農政部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

岡田遼君。

○岡田遼委員　それでは、次はこちらから順次質問いたします。

初めに、米国産生バレイショの輸入解禁における課題と畑作農業対策などについてです。

アメリカ政府は、生食用バレイショの輸入解禁を日本に求めています。本年３月末、米国産生バレイショの輸入解禁に向けた協議が進展しているとの報告書を公表しました。これを受け、本道の主要産地では、病害虫の蔓延防止のみならず、畑作の輪作体系の崩壊にもつながりかねない問題であると危機感を強めています。拙速な輸入解禁に踏み切らないよう、日本政府には毅然とした対応を求めていくべきとの前提の下、本道の畑作生産現場が直面する様々な課題などについて、以下、伺います。

農水省は、米国産生バレイショの輸入解禁において、必要に応じて生産現場への説明を行うとしていますが、本道畑作農業の基幹作物であるバレイショにおいては、単なる経過説明ではなく、生産現場が納得できるリスク評価と丁寧な合意形成が求められます。

また、本道では、バレイショ生産において甚大な被害を及ぼすジャガイモシロシストセンチュウの発生原因がいまだ解明されておらず、原因究明も不十分なままとなっていることから、新たな病害虫の侵入リスクが懸念される輸入解禁の協議が進められていることについて、まずは現状認識を伺います。

○滝口直人委員長　技術普及課長山根敏史君。

○山根技術普及課長　バレイショ生塊茎の輸入解禁に向けた協議についてでございますが、国は、ＷＴＯの国際ルールにのっとり、植物防疫法で輸入を禁止している植物について輸入解禁に係る手続を定めており、他国から解禁要請のあった場合、要請国と科学的な根拠に基づき協議を行っております。

こうした中、国は、令和２年３月に米国からバレイショ生塊茎の輸入解禁要請を受けまして、現在、リスク管理措置に関する協議が必要な病害虫の特定作業が進められていると承知しております。

今後、国は、特定した病害虫を公表し、科学的に認められる侵入防止などのリスク管理措置を利害関係者の意見を聞いた上で策定しますとともに、米国の輸出体制などについての評価を行い、これらを踏まえた解禁条件の策定について両国で協議されるものと認識しております。

以上でございます。

○岡田遼委員　確かに、米国産生バレイショの輸入解禁に関する検疫協議は国の責任で行われるものであり、道としての現状答弁には、総論として異論はありません。

しかし、本道のバレイショ生産量は全国の約８割を占めており、このことは道庁農政部が一番理解しているものと思います。植物防疫上の観点からも、極めて不確実性の高い生バレイショの輸入解禁で最大の影響を受ける本道が、国の判断を待つだけでよいのかという点については懸念が残ります。

道として、ＪＡ道中央会や道農連の農業団体を基軸とした各関係機関・団体と連携し、米国産

生バレイショの拙速な輸入拡大には反対する、あるいは、シロシストセンチュウの原因究明が完了するまでは輸入解禁の凍結を求めるなど、明確な意思表示を行うべきと考えますが、本道のバレイショ振興の在り方も含め、認識を伺います。

○滝口直人委員長　生産振興局長花岡弘毅君。

○花岡生産振興局長　輸入解禁への対応についてでございますが、本道のバレイショは、全国の生産量の約８割を占め、小麦や豆類、てん菜とともに本道の畑作農業における主要な輪作作物の一つであり、我が国の食料安全保障に最大限貢献していくためにも、引き続き、安定的に生産、供給していくことが重要であると認識しています。

こうした中、バレイショ生塊茎の輸入は、本道のバレイショ生産に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、道では、国に対し、本道の畑作農業に支障を来さないよう、また、植物防疫上の観点からも慎重な対応を求めているところです。

道といたしましては、先日、輸入解禁に向けた手続が前進するとの報道があったことを受け、国に対し、これまでの経過や手続の状況など丁寧な説明を求めるとともに、国の動向を注視しながら、関係機関・団体の皆様とも連携し、課題の把握や対応の検討に努めてまいります。

以上でございます。

○岡田遼委員　畑作物の直接支払いの交付金制度では、生産コストが大幅に上昇しているにもかかわらず、でん粉原料用のバレイショなどでは実質的な支援強化にはつながっていないと私は認識をしております。

生産現場からは、努力して単収を上げても交付金が減るとの声がありますが、現行の交付金制度が本道畑作農業の再生産可能な所得確保につながっていると考えているのか、直近５か年の本道畑作生産者の所得水準と併せて伺います。

○滝口直人委員長　農産振興課長植村一郎君。

○植村農産振興課長　畑作農業の所得などについてでございますが、国の統計調査によりますと、本道の畑作経営における農業所得は、令和２年の789万円から、小麦が豊作であった３年には1176万円と387万円増加いたしましたが、その後は、農業経営費の上昇や高温、干ばつによる収量減などから減少傾向にございまして、４年は830万円、５年は734万円、６年には520万円と、２年に比べ269万円減少いたしました。

このような中、国では、３年ごとに畑作物の直接支払交付金の交付単価の見直しを行っておりますが、地域からは、生産者の努力や急激な生産費の上昇が反映されていないのではないかといった不安の声があると承知しております。

本交付金は、本道畑作農業において、再生産可能な所得を確保する上で重要な役割を果たしている一方、生産資材価格の高騰などが交付単価に直ちに反映されにくいなどの課題があるものと認識しております。

以上でございます。

○岡田遼委員　本道の畑作における所得は、令和５年から減少し、また、畑作物の直接支払制度

については、再生産可能な所得を確保する上で重要な役割を果たしている一方で、生産資材価格の高騰などが交付単価に反映されにくいなどの課題があると認識をしているとの答弁でありました。

長引く生産費高騰が続く中で、国における畑作物の直接支払制度だけでは再生産可能な所得確保は困難であると、我が会派は歴年にわたりただしてきました。

私は、本道独自の負担軽減策を検討すべきではないかと考えますが、本道の畑作主産地形成を担ってきた生産現場に、再生産可能な所得確保策を今後どのように示していくのかも含め、再度、認識を伺います。

○植村農産振興課長　畑作農業における所得の確保についてでございますが、道では、農業経営費が上昇する中、農業者の所得確保を図るため、令和７年度補正予算で、重点支援地方交付金を活用し、病害の発生に伴い、追加の防除が必要となったてん菜を栽培した畑作経営に対しまして、農薬費の増加分を支援したところでございます。そのほか、国の事業を効果的に活用し、バレイショや豆類などの安定生産に向けた新品種の導入や、麦類の施肥・防除体系の構築を支援したところでございます。

道といたしましては、今後とも、再生産可能な所得確保に向け、関係機関・団体の皆様と連携いたしまして、生産現場の実態や課題を把握し、必要な対応を検討するとともに、国に対し、地域の実情を踏まえた施策が講じられるよう求めてまいります。

以上でございます。

○岡田遼委員　国が改定した食料・農業・農村基本計画では、主要穀物である麦、大豆の増産が求められている一方で、麦や大豆の輪作体系に不可欠なてん菜やバレイショなどの作付は減少傾向となっています。このままの状況では、麦、大豆に作付が偏重するだけではなく、輪作体系の崩壊と地力低下を招きかねません。

このような状況において、本道畑作農業の再生産確保と適正な輪作体系の確立に向けて、今後、どのような諸般の対策を講じる考えなのか、所見を伺います。

○花岡生産振興局長　畑作物の輪作体系などについてでございますが、小麦や豆類、バレイショ、てん菜といった畑作４品を中心とした本道の輪作体系は、良好な土づくりや農薬使用量の低減など、環境に配慮した持続的な生産を推進する上でも重要です。

こうした中、てん菜やバレイショは、麦や大豆と比べ労働時間が長く、近年の猛暑や病害による品質の低下などが収入にも影響しており、作付面積が減少傾向にあります。

道といたしましては、関係機関・団体の皆様と連携し、地球温暖化に適応した品種や生産技術の開発導入への支援を図るほか、スマート農業技術の導入によります生産性の向上、さらには、バレイショやてん菜などの需要の拡大に取り組むなど、生産から消費に至る各般の施策を総合的に推進しながら、適切な輪作体系が維持拡大されるよう努めてまいります。

以上でございます。

○岡田遼委員　先ほど、輪作体系維持に向け、国の事業を活用しながら支援する旨の答弁もあり

ました。前段もそうでありましたが、総論としては理解をいたします。厳密に言えば、そういった見解や答弁になるであろうと、これまでの経過からも推測をしておりました。しかし、本道の畑作農業は、今、大きな局面変化を迎えており、単に個別品目の問題ではなく、食料安全保障そのものの問題であると、生産現場は強い危機感を募らせております。

もう一度申し上げさせていただきますけれども、本道で国内初のシロシスト問題が発生をし、未解明のままで米国産生バレイショの輸入解禁協議が進み、さらに生産コストが高止まりとなることは、輪作体系が崩壊するのではないかと危惧をされます。このような状況の中で、本道が主体的な行動を各関係機関と連携して示さなければ、本道の農業・農村を守ることなどできないと考えます。

本道の畑作生産者が、意欲ある農業・農村の担い手が、この先も安心して営農を継続できる環境をどのように構築しようと考えているのか。今春、第７期北海道農業・農村振興推進計画を策定し、おおむね10年後の本道農業・農村の目指す将来像を示しました農政部長に、この点について、最後に覚悟を含めてお伺いいたします。

○滝口直人委員長　農政部長鈴木賢一君。

○鈴木農政部長　畑作農業の振興についてでございますが、本道の畑作農業が、我が国の食料安全保障に貢献しながら持続的に発展していくためには、小麦や豆類、バレイショ、てん菜を中心とした適切な輪作体系を基本に、生産性の向上を図り、需要に応じた畑作物を安定的に生産、供給していくことが重要であります。

道では、農地の大区画化や勾配修正など基盤整備による農作業の効率化や、スマート農業技術の活用による省力化、集出荷貯蔵施設の整備による供給体制の強化、さらには、農業団体や実需者の皆様と連携した需要の拡大などに取り組んできたところでございます。

道といたしましては、今後とも、こうした取組を着実に進めますとともに、気候変動に適切に対応するなど、本年３月に道が策定した第７期北海道農業・農村振興推進計画で掲げた目指す姿の実現に向け、生産者が再生産可能な所得を確保し、将来にわたり安心して営農を継続できるよう、本道畑作経営の安定と生産体制の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○岡田遼委員　よろしくお願いいたします。

次に、北海道鳥獣被害対策タスクフォースについてです。

北海道を代表する野生動物であるエゾシカにおいては、推定生息数は令和６年度には約73万頭と推計されており、農業被害をはじめ森林被害、自動車や鉄道との衝突事故、市街地への出没、生態系への影響など、様々なあつれきが生じております。

道では、2024年１月から３年間をエゾシカ対策推進条例に基づく緊急対策期間に設定し、捕獲強化や防鹿柵の整備等を進めていますが、捕獲実績は目標頭数を大幅に下回るなど、本来の生態系のバランス回復には程遠い状況にあります。

このような中、道内での農業被害額は近年、増加傾向にあり、特に、エゾシカによる被害が全

体の約８割と深刻な状況にあることから、道は、野生鳥獣による農業被害の低減に向け、先月、全国で初めての鳥獣被害対策タスクフォースを設置し、５月29日に道庁赤れんが庁舎にて本部チーム会議の初会合を開催したと承知しております。

道は、設置をしたタスクフォースにより、今後、エゾシカをはじめとした鳥獣による農業被害の低減に向け、どのように取り組んでいくのか、以下、伺います。

初めに、道のエゾシカによる農業被害額の直近３か年の状況と、甚大な被害を受けた生産現場からはどのような切実な声が届いているのか、お伺いをいたします。

○滝口直人委員長　みどりの食料システム戦略室長柴洋志君。

○柴みどりの食料システム戦略室長　エゾシカによる農業被害についてでありますが、道内のエゾシカによる農業被害額は、令和４年度は48億円、５年度は51億1000万円、６年度は52億6000万円と、３年間で４億6000万円、約１割増加しております。

地域からは、苗を植えても次々と食べられてしまい、営農意欲が減退してしまう、草地更新を行っても新芽の食害が著しく、エゾシカ対策を進めてほしいといった声が寄せられているところでございます。

以上でございます。

○岡田遼委員　あえて、今、基本認識として被害額の推移をお伺いさせていただきましたけれども、過去５年間を遡っても農業被害額は増加しているものと認識をしております。

生産現場では、この５年間で、バレイショやニンジンの３割以上が売り物にならなくなったとの声も聞こえており、このままでは、答弁にあったように、営農意欲の低下が懸念をされます。

緊急対策期間により、昨年のエゾシカの捕獲頭数は過去最多であったにもかかわらず、農業被害は増加に歯止めがかからない状況にありますが、道では、エゾシカによる農業被害の低減に向けてこれまでどのような農業被害防止対策を講じてきたのか、伺います。

○柴みどりの食料システム戦略室長　農業被害防止対策についてでありますが、道では、エゾシカによる農業被害を防止するため、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、市町村が作成した被害防止計画に沿って、とる、まもる、よせつけないといった３本柱を基本に、地域が取り組む被害対策への支援を進めてきたところであります。

主な内容としましては、捕獲活動をはじめ、侵入防止柵の整備や緩衝帯の設置、ハンターの育成や技術向上のための講習会の開催、捕獲したエゾシカをジビエ料理として活用するための処理加工施設の整備に加え、令和５年度からは、新たに創設されたシカ特別対策事業を活用し、これまで捕獲が進まなかった区域や期間でのエゾシカの集中捕獲などへの支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○岡田遼委員　地域が取り組む被害対策への支援を進めてきたとのことですけれども、農作物や牧草などへの食害は依然として大きな課題であります。

鳥獣による農業被害、特にエゾシカによる被害の深刻化を受けて、対策の高度化に意欲のある

市町村を重点的に支援する北海道鳥獣被害対策タスクフォースが今回設置をされました。

この北海道鳥獣被害対策タスクフォースにおいては、重点支援対象市町村として５市町を選定していますが、どのように選定をしたのか。また、今後はどのような強化体制で連携をして取り組んでいくのか、併せて伺います。

○滝口直人委員長　食の安全・みどりの農業推進局長佐々木秀弥君。

○佐々木食の安全・みどりの農業推進局長　重点支援対象市町村の選定等についてでございますが、道では、タスクフォースの設置に当たり、あらかじめ道内の全市町村に対し、意向調査を実施し、旭川市、富良野市、清里町、池田町、足寄町の５市町から支援の希望があったところでございます。

これを受けまして、道は、農業被害の状況や対策の高度化の内容等を基準とした選定要領に基づく審査や国との調整を行い、今年度、意向のありました５市町全てを重点支援の対象に選定したところでございます。

また、タスクフォースは、道や５市町のほか、北海道立総合研究機構やＪＡ北海道中央会、関係ＪＡ、北海道森林管理局、北海道猟友会、農林水産省等を構成員とし、各市町がそれぞれの鳥獣被害対策強化プログラムに基づく被害防止対策や捕獲活動などの取組を円滑に推進できるよう、道段階の本部チームと市町ごとの地域チームに編成した上で、技術的助言などの支援を行うこととしております。

以上でございます。

○岡田遼委員　全国で初となる北海道鳥獣被害対策タスクフォースの設置は、道内外の関係者から大きな期待が寄せられております。また、その先には、先進的な対策の実証や効果検証を行い、その成果を道内へどのように展開するのかが課題となっております。

道は、今後、このタスクフォースにより、重点支援対象市町村に対し、どのような支援を行っていくのか、また、得られた成果を全道にどのように波及させ、横展開を図っていく考えなのか、この点について、最後に推進監にお伺いをいたします。

○滝口直人委員長　農政部食の安全・みどりの農業推進監野口正浩君。

○野口農政部食の安全・みどりの農業推進監　タスクフォースによる今後の対応についてでありますが、エゾシカをはじめとする野生鳥獣による農業被害額が年々増加する中、被害防止対策の強化を図り、生産者の方々が安心して営農に取り組める環境を整えることが重要であります。

道としましては、今後、タスクフォースにより、関係機関・団体と一体となって、各市町の実態に応じ、ＩＣＴを活用した生息調査やわなの設置に対する技術的助言のほか、国有林や道有林内での円滑な捕獲に向けた関係機関との調整を行うとともに、それぞれの取組の進捗や課題、実績等について情報共有を図るなど、５市町において、対策の高度化や捕獲頭数の増加、農作物被害の低減が円滑に図られるよう支援してまいります。

またあわせて、被害に悩む他の市町村の参考となるよう、こうした取組を、適宜、ホームページで発信するなど、広く全道に周知を図ることで、より効果的な被害防止対策を推進し、農業被

害の低減に取り組んでまいります。

以上でございます。

○岡田遼委員　今ほど、推進監から、エゾシカ被害における対策の決意を伺わせていただきました。

御承知のとおり、道南地区でも、直近のエゾシカ推定生息数が10年前の約３倍、最大18万頭にも上る推計でありまして、農業被害額は１億8000万円となっており、渡島・檜山エリアからも、対策、インフラの整備が望まれている状況でございます。引き続き、エゾシカ対策におけるタスクフォースの設置を契機に、意欲を持ち、安心して営農に取り組める環境整備に向けて、フェーズを上げて、道内全体への波及効果を目指し、ＩＣＴ技術の最大利活用並びに運用体制の充実などを求め、指摘とさせていただきます。

最後の項目の酪農経営についてです。

道による「北海道における酪農経営の離脱状況」の調査結果において、本年２月１日時点の生乳出荷戸数は、前年同期比181戸減、減少率はマイナス4.1％となり、4211戸となっています。減少率は、記録が残る1989年以降、過去５番目に高い水準であり、４年連続で４％を超える減少となっており、離農に歯止めがかからない状況であります。また、今般の物価高騰により、資材不足の影響も相まって、所得回復や経営継続への道筋が依然として見通せない状況であることから、以下、伺わせていただきます。

道の調査によると、離脱要因は、高齢化と後継者問題による離農が32.0％と最も多く、労働者不足による離農が10.7％、将来への不安が8.1％となっており、この三つで全体の半数を占めております。また、飼養頭数規模別の離脱戸数では、100頭未満の階層が189戸で全体の95.9％となっており、小規模の事業者ほど離脱している傾向が見られますが、道の認識を伺わせていただきます。

○滝口直人委員長　環境飼料担当課長上野健君。

○上野環境飼料担当課長　酪農経営の離脱状況についてでございますが、道では、離農や経営転換などにより生乳の出荷を中止する酪農家を把握するため、毎年、酪農経営の離脱状況について調査を実施しており、直近の１年間では197戸が離脱しております。

このうち、経産牛100頭未満の酪農家の離脱戸数は189戸と全体の９割以上を占めており、その主たる要因は、高齢化と後継者問題及び経営転換がそれぞれ約３割、労働力不足が約１割となっており、地域の生産力を維持するためには、新規就農者など担い手の育成確保はもとより、コントラクターやＴＭＲセンターといった営農支援組織の体制強化など、労働負担の軽減が重要であると認識しております。

以上でございます。

○岡田遼委員　経営転換により事業を継続している事業者も含め、収益性の低下、労働負担、後継者不足、設備投資、資金問題などといった経営上の課題があり、こういった選択をせざるを得ない状況になっていると私は推察しているところでございます。

続きまして、集乳された生乳は、主にその約半分が牛乳として、残りがバターやチーズなどの乳製品として処理されていると承知をしておりますけれども、令和７年度における全国の生乳生産量と用途別の処理量を伺うとともに、脱脂粉乳の直近の在庫量が、前年と比べ、どのような状況にあるのか、今後の見通しも併せて伺います。

○上野環境飼料担当課長　生乳の用途別の処理状況などについてでございますが、農林水産省が公表しております牛乳乳製品統計によりますと、全国の令和７年度の生乳生産量は740万トンとなっており、用途別には、牛乳等向けが378万トン、脱脂粉乳・バター等向けが189万トン、チーズ向けが46万トン、クリーム向けが71万トンとなってございます。

また、脱脂粉乳の直近の在庫量は、令和８年４月時点で７万3000トンと、前年同時期よりも１万7000トン増加しており、一般社団法人Ｊミルクによる予測では、今年度末時点の在庫量は９万6000トンと、過去10年間で令和３年度の９万8000トンに次ぐ在庫量となる見通しが示されているところでございます。

以上でございます。

○岡田遼委員　生乳の生産量は、需要に応じて飲用と乳製品の仕向量を調整することが不可欠となりますけれども、昨年８月の乳価引上げに伴う値上げにより、牛乳の消費が低迷、飲用向けの生乳が減少し、脱脂粉乳の在庫が増えたと承知をしております。

脱脂粉乳の適正在庫量は５万トンから６万トンとされており、現在、Ｊミルクが、脱脂粉乳の在庫削減のため緊急対策を行っておりますけれども、それでも、今年度末の在庫量は、先ほども９万6000トンとありましたけれども、適正在庫とは乖離している状況となっております。

関係者は、このままだと脱脂粉乳として処理できなくなり、飲用向けにするしかない、安価な牛乳が供給され、乳価の引下げにもつながり、酪農の生産基盤を損なうと危機感を示しております。脱脂粉乳の過剰在庫は、放置すると農家の手取りに影響することから、道としても、状況をしっかりと注視し、対策の検討が図られるべきであると指摘をさせていただきます。

次に、円安と中東情勢の悪化による原油価格の高騰が直撃をし、調達コストが膨らんでいることなどから、配合飼料の高騰が続いております。酪農経営は、飼料費が生産コストの大きな割合を占めておりますけれども、配合飼料価格の高騰が酪農経営にどのような影響を与えていると認識しているのか、伺います。

○上野環境飼料担当課長　配合飼料価格高騰の影響についてでございますが、本道酪農経営におきまして、飼料費が生産コストの中で最も大きな割合を占める中、配合飼料価格は、不安定な国際情勢を背景に、令和２年度以降、急激に上昇し、令和４年をピークにその後も高止まりが続いており、さらに、本年１月以降、主原料の国際価格の上昇や円安などの影響によりまして配合飼料価格は上昇傾向にあり、配合飼料の給与量が多い酪農経営ほど経営状況が厳しさを増しているものと認識しております。

以上でございます。

○岡田遼委員　そうなのです。経営状況は本当に厳しさを増しております。

ＪＡ全農は、今月の19日、家畜の餌となる配合飼料について、７月から９月期の農家への供給価格を、４月から６月期の前期と比べまして、全国の全畜種平均で１トン当たり約3700円の引上げを発表しました。前年同期と比較すると約8600円の値上がりとなります。プール乳価が上がっても、飼料をはじめ、肥料、燃油、生産資材なども高止まりが続いており、酪農経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況となっていることに加え、中東情勢などにより、さらなる高騰も懸念をされるところでございます。

これまで、道では、物価高騰などへの緊急対策として飼料価格の高騰に対する支援を講じてきましたけれども、今まさに飼料価格の高騰が緊急事態というふうになっており、早急な道独自の支援策が必要であると考えますが、所見を伺います。

○花岡生産振興局長　飼料価格の高騰に対する支援についてでございますが、本道の酪農は、長引く飼料価格の高止まりに加え、中東情勢が緊迫化する中、燃油や石油由来の生産資材の価格が上昇するなど、厳しい経営環境にあるものと認識しています。

こうした中、道では、本年３月、物価高騰などへの緊急対策として、国の配合飼料価格安定制度の生産者積立金の全額を支援する対策を措置したほか、自給飼料の生産、利用の拡大に必要な施設の整備や機械の導入などを支援してきたところであります。

道といたしましては、配合飼料価格の動向や経営への影響などを注視しつつ、国に対し、配合飼料価格安定制度の円滑な運用に向けて、十分な予算の確保を求めるとともに、本道の恵まれた土地資源を生かし、外的要因に左右されにくい酪農経営の確立を進めるなど、酪農経営の安定に向け必要な対応を検討してまいります。

以上でございます。

○岡田遼委員　答弁にあった、第１回定例会において予算計上された配合飼料価格安定制度の生産者積立金の全額支援と自給飼料の生産、利用の拡大支援は、経営の安定や継続に効果があることは認めますけれども、さらなる高騰が続いていることから、酪農経営の安定に向けた必要な対応の検討を加速すべきであるということを強く求め、指摘とさせていただきたいというふうに思います。

最後に、酪農戸数の減少や脱脂粉乳の在庫問題などの課題がある中、北海道の酪農、乳業の持続的な発展に向けて、担い手対策と出口対策である需要拡大がこれまで以上に重要となると考えますが、道として、今後の展望をどのように描き、どう取り組んでいくのか、農政部長にお伺いをいたします。

○鈴木農政部長　本道酪農の振興についてでございますが、我が国の生乳生産量の約６割を占める本道が、今後ともその役割を果たしていくためには、生産基盤の強化と消費拡大に取り組み、酪農家の皆様方が安心して生乳を生産できる環境を整えていくことが重要であります。

道では、計画的な草地の整備による生産性の向上をはじめ、スマート農業技術や酪農ヘルパーの活用による労働負担の軽減、円滑な事業継承や法人化などによる担い手の育成確保、さらには、関係団体や企業などの皆様と連携し、スキムミルクの無償配付や牛乳・乳製品を使用した親

子料理教室など、消費拡大に取り組んできたところであります。

道といたしましては、今後とも、こうした取組を着実に進めますとともに、本年３月に策定した第９次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画で掲げた生乳生産量445万トンなどの目標の達成に向け、本道の恵まれた土地資源を生かした道産飼料の生産拡大や牛乳・乳製品の国内外における一層の消費拡大を図りながら、次代を担う生産者の方々が夢と希望を持って営農に取り組めるよう、本道酪農の持続的な発展に力を尽くしてまいります。

以上でございます。

○岡田遼委員　ただいま、農政部長から、今後の本道酪農に対し、今後の展望における答弁をいただきましたが、率直に申し上げまして、本道の酪農地域が置かれている危機の深刻さに対して、道としての認識も対応も、なお至らないと言わざるを得ません。

部長や農政部の皆さんに申し上げておきたいのは、本道の農業・農村は、支援を検討する段階をとうに過ぎ、再生産を守る緊急段階にあるということです。外的要因に左右されず、安心して営農を継続できるという体制の確立を目指すのであれば、対策を検討してまいるではなく、農家所得を守るための資金繰りや価格補塡、担い手確保の数値目標を示すべきであります。

そのため、国への要望にとどまらず、本道農業・農村に対し、本気度を上げて守り抜くため、具体の答弁に踏み込むことのなかった本道独自の財源措置の裏づけとなる生産現場への影響を試算し、各関係機関・団体と連携した上で、緊急支援策を示すよう強く求めます。

様々議論させていただきましたけれども、酪農経営については、改めて知事に所見を伺いたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいをお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○滝口直人委員長　岡田委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

中野渡志穂君。

○中野渡志穂委員　通告に従いまして、以下、農政部所管事項について伺います。

初めに、小麦の普及についてであります。

北海道の小麦は、全国の約７割の生産量を占めるとともに、畑作物の輪作体系を維持する上で欠かせない作物であります。北海道で栽培されている小麦には、秋に種子をまいて翌年の夏に収穫する秋まき小麦と、春に種子をまいて同じ年の夏に収穫する春まき小麦があり、それぞれの特徴を生かして主にうどんなどの麺やパンなどに利用されております。

こうした中、北海道で初めて、菓子用の秋まき小麦の品種「北見95号」が令和２年に道の優良品種として認定されておりますが、栽培状況や今後の対応について、以下、伺ってまいります。

まず、「北見95号」の栽培拡大についてであります。

道産小麦の志向が高まる中、お菓子などに使用する薄力粉の専用品種である秋まき小麦「北見95号」が道内各地で栽培され、スポンジケーキやクッキーといったお菓子に使用されております。「北見95号」は、菓子専用の貴重な品種でありますが、純然たる北海道産としてのスイーツ

づくりなどに活用され、商品化がより一層進むなど、北海道に根差した品種となることを期待しております。

地元の菓子店からも、さらなる増産を求める声が聞こえますが、道は、こうした声に対しどのように対応していくのか、所見を伺います。

○滝口直人委員長　農産振興課長植村一郎君。

○植村農産振興課長　「北見95号」の生産拡大についてでございますが、「北見95号」は、北海道初の菓子用に適した薄力粉用品種であり、製粉会社や菓子製造者からの期待も大きいことから、その特性を十分に発揮できるよう、生産の振興を図るとともに、認知度の向上に向け、消費者にＰＲすることが重要でございます。

このため、道では、今後とも、普及センターによる安定的な品質や収量の確保に向けた栽培技術指導を行いますとともに、農業団体や製粉会社の皆様と一体となって、ホクレンが取得した「北見95号」の登録商標「北海道白」のホームページやＳＮＳを活用したブランディングに取り組むほか、菓子業界と連携し、菓子コンテストを開催するなど、一層の生産拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中野渡志穂委員　「北海道白」とのことで、菓子コンテストも開催すると。いろいろなスイーツが出ることを楽しみにしておりますけれども、今後の対応についても伺います。

世界的な食料需要の増加や異常気象の頻発化などにより、食料の安定供給への懸念が高まる中、国内需要の８割以上を海外に依存している小麦は、生産拡大や品質の向上を図りながら、安定的な生産、供給が求められております。

道は、「北見95号」をはじめとする小麦の安定生産、安定供給に向け、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○滝口直人委員長　生産振興局長花岡弘毅君。

○花岡生産振興局長　今後の対応についてでございますが、輸入に大きく依存している小麦については、食料安全保障の観点からも、さらなる生産の拡大が重要であり、全国一の生産量を誇る本道の役割はますます大きくなるものと認識しています。

このため、道では、適切な輪作体系の維持確立を基本に、小麦の作付拡大が図られるよう、勾配修正など基盤整備による農作業の効率化や、スマート農業技術の活用による省力化、乾燥調製貯蔵施設の整備などの支援に取り組んでいるところです。

道といたしましては、今後とも、関係機関・団体の皆様と連携し、こうした取組を着実に進めるとともに、秋まき小麦「北見95号」をはじめ、本年、優良品種に認定された春まき小麦「春紬」など、お菓子やパン、うどんといった様々な用途の作付推進と需要の拡大に向けて、生産から消費に至る各般の施策を総合的に推進しながら、道産小麦の生産体制の強化と安定供給に努めてまいります。

以上でございます。

○中野渡志穂委員　「春紬」が認定されたとのことで、これも楽しみにしております。

では、重ねて、農作物の新たな優良品種について伺ってまいります。

本道農業が、我が国の食料の供給基地としての役割を果たしながら地域の基幹産業として持続的に発展していくためには、安全な農作物の安定的な生産や供給が重要であり、その基本となる優良な種子の安定的な供給が不可欠であります。

道総研農業研究本部などの試験研究機関において、本道の気候や土壌条件などの栽培環境に適し、多収で品質がよく、病虫害に強いなどの優れた特性を持つ優れた品種の育成が行われております。道では、こうして育成された優れた品種を、北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例、いわゆる種子条例に基づき、優良品種として認定し、普及を図っているところであります。

そこで、新品種の認定状況や今後の普及推進等について、以下、伺ってまいります。

初めに、新たな優良品種の認定状況についてであります。

種子条例に基づき設置された北海道優良品種認定審議会において、優良品種の認定について調査審議されていると承知しておりますが、令和７年度に認定された新たな優良品種について、作物別の認定件数を伺います。

○植村農産振興課長　優良品種の認定状況についてでございますが、道では、北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例、いわゆる種子条例に基づきまして、学識経験者などの有識者で構成する北海道優良品種認定審議会を設置いたしまして、新たに開発された品種について、収量や品質、栽培上の特性などを審議し、既存の品種と比べて優れており、道内で広く普及すべき品種を北海道優良品種として認定しております。

令和７年度は、水稲、小麦、バレイショがそれぞれ１品種、てん菜、牧草類がそれぞれ２品種、飼料用トウモロコシが４品種、合わせて11品種を新たに認定したところでございます。

以上でございます。

○中野渡志穂委員　水稲についてでありますが、１件認定されたということであります。どのような特性がある品種なのか、伺います。

○滝口直人委員長　水田担当課長松村由貴君。

○松村水田担当課長　水稲の新品種についてでございますが、水稲の優良品種として新しく認定された系統名「空育198号」は、多収品種である「空育187号」と直播向け品種である「えみまる」を交配して開発された品種であり、多収であることに加え、食味は「ななつぼし」並み、また、直播栽培での倒伏や割れもみが少ないという特性を持っております。

以上でございます。

○中野渡志穂委員　では、ネーミングについて伺います。

商品が売れる際に影響が高いのは、意外にもネーミングであり、実際、ネーミングを変えただけで商品の売上げが変わったという話をよく耳にいたします。系統名は「空育198号」ということでありますが、ブランド品種として確立していくためにはネーミングは大変重要と考えます。

今後、どういう品種名とする考えなのか、伺います。

○松村水田担当課長　品種名についてでございますが、道では、「空育198号」に係る品種名候補の選定に当たり、道総研など品種の育成者をはじめ、関係機関・団体で構成し、道が事務局を務める品質評価協議会で定めた選考方法に基づき、品種名を募集したところです。

道といたしましては、今後、協議会の構成員である集荷や卸団体など米の販売者の方々と協議を行いながら、「空育198号」の販売戦略やブランド化を見据え、普及促進や販売拡大に資する品種名として10点ほどの候補を選定することとしておりまして、その候補の中から育成者により品種名が決定されます。

以上でございます。

○中野渡志穂委員　水稲の優良品種には、現在、「ゆめぴりか」や「ななつぼし」といった品種がありますが、今後、「空育198号」をどのように普及していくのか、伺います。

○花岡生産振興局長　「空育198号」の普及についてでありますが、農業従事者の減少や高齢化が進行する中、全国有数の米産地であります本道が、今後とも食料供給地域としての役割を果たしていくためには、水稲栽培の省力化につながる品種を育成し、業務用や加工用など多様なニーズに応じた米づくりが重要と認識しています。

こうした中、「空育198号」は業務用などとして実需者からの期待が大きいことから、道といたしましては、現在、直播向け品種として道内で栽培されている「大地の星」や「えみまる」からの置き換えを進めることで4000ヘクタールの普及を見込んでおり、今後、安定生産に向け、普及センターによる栽培技術指導に取り組むほか、農業団体の皆様と連携しながらブランド化を図るなど、需要の拡大に向け、積極的に普及してまいります。

以上でございます。

○中野渡志穂委員　どのような品種名となるのか、楽しみにしております。

次に、種子の安定生産・供給についてであります。

本道農業の発展を支えてきた農作物の優良な種子の供給は、農業振興上、最も基本的であり、かつ、最も重要なものであります。今後とも、農業者の方々が安定的に利用できるように、安定生産、安定供給していくことが必要であります。

道では、種子条例に基づき、水稲や小麦といった主要農作物の優良品種の原原種及び原種の生産を行っておりますが、こうした種子の安定生産、安定供給に向け、今後どのように取り組むのか、所見を伺います。

○滝口直人委員長　農政部長鈴木賢一君。

○鈴木農政部長　主要農作物の種子の生産、供給についてでございますが、本道農業が、将来にわたって我が国の食料の安定供給を担いながら、持続的に発展していくためには、消費者ニーズに対応した食味や品質、収量などに優れた品種を育成するとともに、農業生産の基本となる優良な種子を安定的に生産、供給することが重要であります。

道では、道総研農業研究本部などの研究機関が開発した新品種について、種子条例に基づき、優良品種の認定や原原種、原種の計画的な生産、種子生産圃場や生産物の審査などに加え、種子

の最上流に当たる育種家種子の分散保管などを進めてきたところであります。

道といたしましては、今後とも、関係機関・団体の皆様と一体となってこうした取組を適切に進めるとともに、優良品種の普及に努めながら、水稲や小麦、大豆といった主要農作物の生産に必要な、健全で優良な種子の安定的な供給に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中野渡志穂委員　終わります。

○滝口直人委員長　中野渡委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

白川祥二君。

○白川祥二委員　御苦労さまでございます。今日の最終バッターです。

近年、国内で、過去に発生した農場での再発、大規模農場での発生が多数確認されていますが、道内農場でも発生が相次いでいる高病原性鳥インフルエンザに対する防疫対策や家畜伝染病予防法の改正状況等について、順次伺ってまいります。

まず初めに、高病原性鳥インフルエンザでありますけれども、過去２シーズンの発生状況等について、令和６年秋から令和７年春にかけての令和６年シーズン及び令和７年秋から令和８年春にかけての令和７年シーズンの、道内における家禽での高病原性鳥インフルエンザの発生状況と防疫措置の状況について伺います。

○滝口直人委員長　家畜衛生担当課長菅野宏君。

○菅野家畜衛生担当課長　高病原性鳥インフルエンザの発生状況等についてでありますが、令和６年シーズンは、道内で２例の発生があり、10月に厚真町の肉用鶏で約２万羽、11月に旭川市の採卵鶏で約４万4000羽の殺処分や汚染物品処理、清掃消毒等の防疫措置を実施したところでございます。

７年シーズンは５例の発生があり、10月に白老町の採卵鶏で約45万3000羽、11月に恵庭市の採卵鶏で約23万2000羽、12月に由仁町の採卵鶏で約6000羽、本年３月には、安平町の肉用鶏で約18万4000羽、千歳市の採卵鶏で約45万7000羽の殺処分等の防疫措置を実施したところでございます。

以上でございます。

○白川祥二委員　今、２シーズンの発生状況等を聞きましたけれども、発生状況で、全国的に見て過去のシーズンとの違いはあるのか、あるとすれば、道はどのように分析しているのか、伺います。

○菅野家畜衛生担当課長　過去の発生状況との違い等についてでございますが、農林水産省が公表している資料によりますと、令和７年シーズンは、大規模農場や過去に発生した農場での再発生が多い傾向とされてございます。

道内においても、７年シーズンに発生した５例のうち、２例は過去に発生した農場であることから、発生歴のある農場やその隣接地域については、今後とも一層の防疫対策の徹底が必要と認識しております。

以上でございます。

○白川祥二委員　道内の農場で、令和６年シーズンが２例、令和７年シーズンが５例の高病原性鳥インフルエンザが発生したということですが、発生した主な要因について伺うとともに、道は、発生農場に対し、どのような指導を行ってきたのか、併せて伺います。

○菅野家畜衛生担当課長　発生要因等についてでございますが、国による疫学調査では、発生農場において、鶏舎内へのスズメやネズミ、イタチが侵入していた事例や、鶏舎の壁や鳥よけネットに小動物が侵入可能な隙間があった事例、鶏舎を出入りする際に長靴の履き替えが不徹底だった事例など、飼養衛生管理基準を遵守していない事例が確認され、これらが要因と考えられています。

こうした中、道では、発生農場に対し、現地指導を複数回行い、鶏舎の改修による野生動物の侵入防止対策や立木の伐採による野鳥の飛来防止対策、農場内の作業道の舗装など、粉じん対策などを指導してきたところでございます。

また、本年１月に、農林水産大臣が、本病の発生リスクが高い地域を指定したことを受けまして、道内の４地域に所在する農場に対し、新たに消毒薬の備蓄や入気口へのフィルターの設置などを指導してきたところでございます。

以上でございます。

○白川祥二委員　本年１月に、農林水産大臣が発生リスクが高い地域を指定されたということですが、消毒薬の備蓄について、今まで発生したところに備蓄はあったのでしょうか。

○菅野家畜衛生担当課長　今回発生した農場の消毒薬の備蓄状況等でございますけれども、再発生した２例におきましては、特段、消毒薬の備蓄というのはしてございませんでした。

以上でございます。

○白川祥二委員　これについては、今後はしっかりと備蓄する体制を取るということですね。

令和７年シーズンで発生した農場の中には、先ほど言われたように、過去に発生した鶏舎を改修し、換気装置を含め、最善策を施しても再発生した事例があるとのことです。

道は、再発生した要因をどのように分析しているのか、伺います。

○菅野家畜衛生担当課長　再発生の要因についてでございますが、過去に発生した農場では、家畜保健衛生所の指導の下、カラスやネズミといった野生動物の侵入防止対策を追加するとともに、鶏舎周辺の舗装や入気口へのフィルター設置などの粉じん対策を実施してございましたが、再発生した要因は特定されてございません。

以上でございます。

○白川祥二委員　本当にかなり難題なことだというふうに思います。

昨シーズンの発生傾向を踏まえ、道はどのような取組を行うのか、伺います。

○菅野家畜衛生担当課長　昨シーズンの発生傾向を踏まえた取組についてでございますが、昨シーズンは、大規模農場や過去に発生した農場での再発生が多い傾向とされていることから、道では、大規模農場に対し、迅速な防疫措置のため、異常家禽の早期発見と通報の徹底や発生に備え

た対応計画の策定等について指導しているところでございます。

また、再発生した農場については、周辺地域を含めて大臣指定地域となっていることから、地域内の農場に求められる消毒薬の備蓄や入気口へのフィルター設置などを指導しております。

以上でございます。

○白川祥二委員　次に、防疫作業状況について伺いますけれども、令和７年シーズンから防疫措置に関わる外部委託に取り組んでいるところですが、発生農場ごとの道職員及び外部委託による防疫作業人数について伺います。

○滝口直人委員長　農政課長和泉雅也君。

○和泉農政課長　発生農場ごとの防疫作業人数についてでありますが、白老町の発生農場において殺処分などの防疫作業に従事した延べ人数は、道職員は約2000人、外部委託は約1500人、恵庭市では、道職員は約900人、外部委託は約1000人、由仁町では、道職員のみで約200人、安平町では、道職員は約500人、外部委託は約600人、千歳市では、道職員が約800人、外部委託は1900人となっております。

以上でございます。

○白川祥二委員　道職員の方々の努力には、本当に感謝するところであります。

人数は分かりましたけれども、発生から緊急を要することから、道職員や発生農場地域の方々にお世話になっていることは承知していますが、道職員が防疫作業に従事した場合に支給される手当の単価はどのようになっているのか、伺います。

○和泉農政課長　防疫作業に従事した場合の道職員の手当についてでありますが、北海道職員の特殊勤務手当に関する条例に基づき、防疫救治作業手当として、作業に従事した日１日につき1470円が支給されております。

以上でございます。

○白川祥二委員　本当にはっきり言って低過ぎます。これが僕の感想です。確かに、道職員ですから、それぞれの給料はいただいて、別の仕事ということかもしれません。

でも、熊の問題も含めて、やはり、緊急性がある、そして、原子力のときの苛酷事故等、これらに対しても上限が何万円というのがありますよね。

これも防疫措置で、国が、家畜衛生上、強制的に殺処分、埋設するということでありますから、このことについては、やはり、これは特殊だということで、こういうものではないのだということを訴えていただきたいなと。これは所管が違いますから、私は、ただここで意見を言うだけなのですけれども、そこは、条例等のことについても、やはり、所管部局ともしっかり議論していただきたいなと思っています。

あわせて、今回の白老町のことでも、ポータルサイトで見ましたら、時給2500円で13時間、通勤時間も日給の対象、そして、交通費も2000円を上限として支給する、そのような内容でありました。やはり、かなり特殊な仕事だというふうに思いますので、それをちょっと私の思いとして受け止めていただければありがたいと思います。

次に、令和６年シーズン及び令和７年シーズンにおける発生農場の防疫措置に要した経費と国費充当見込額について伺います。

○菅野家畜衛生担当課長　防疫に要した経費等についてでありますが、防疫資材の確保や周辺農場への損失補助を含めた農場防疫措置に要した経費は、令和６年シーズンは、合計で約１億7700万円、そのうち国費は約9600万円、７年シーズンは、現時点で約14億円、そのうち国費は約７億4000万円が見込まれておりまして、いずれのシーズンも、国費を除いた道費負担分につきましては約８割が特別交付税として措置されることとなってございます。

以上でございます。

○白川祥二委員　今、経費等について伺いました。これは、本来は全額、国費負担なのですよね。農場での高病原性鳥インフルエンザの防疫措置は家畜伝染病予防法に基づくものであり、防疫措置に要した経費は国が負担すべきだというふうに思っております。

道は、国に対して負担方法の見直しを求めるべきと考えますが、道の所見を伺います。

○菅野家畜衛生担当課長　防疫に要した経費の国費負担についてでございますが、国は、家畜伝染病予防法に基づき、その全部または一部を負担し、防疫措置が迅速かつ的確に講じられるよう、予備費の計上など、財政上の措置を講ずるよう努めることとされてございます。

道では、これまでも、国に対し、国費の全額負担となっていない防疫対策に係る経費の補助率の引上げや補助対象経費の拡大、関連対策の拡充に必要な法改正を求めてきており、今後とも、道の負担割合の低減に向け、国に働きかけてまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員　本当にこれは重要なことなのですよ。皆さん方は、公務員として入庁して道民のために尽くしている、それは本当に重々分かっています。

でも、こういう家畜伝染病予防法に基づいた国の策として、しっかりと迅速にしなきゃならないのです。ですから、迅速にするということは、外部委託よりも、まずは道職員が率先して動いていかなきゃならぬ。そのことによって蔓延を防止する。そして、一日も早い、要するに鶏舎の再興、再建をしなきゃならぬという、一刻の猶予もない状況だというふうに思いますので、そこはしっかりと国のほうによろしくお願い申し上げます。

次に、家畜伝染病予防法の改正について伺います。

まず初めに、家畜伝染病予防法が改正され、農場で豚熱が発生した場合の殺処分範囲が見直されました。見直しに至った背景と見直し内容について伺います。

○菅野家畜衛生担当課長　豚熱発生時の殺処分に関する見直しについてでございますが、国は、これまで、ワクチン接種により発生の予防を図るとともに、発生時には全頭殺処分を実施してきましたが、発生農場の経営への影響や防疫対応関係者の負担軽減を視野に、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会で、ワクチン接種農場における発生事例を検証し、殺処分の範囲の見直しについて、科学的知見に基づく検討を進めてきたところでございます。

その結果、本病発生時に、農場内において適切なワクチン接種により免疫を獲得した豚につい

ては、一定期間の移動制限や監視などのリスク管理措置を行うことで蔓延防止が可能との評価を得たことから、疑似患畜から除外し、殺処分の範囲はワクチン接種前の子豚や発育不良豚などに限定する見直し内容となったところでございます。

以上でございます。

○白川祥二委員　次に、牛のランピースキン病について、届出伝染病から家畜伝染病に格上げされましたが、牛のランピースキン病とはどのような病気なのか、伺います。

また、家畜伝染病に格上げされたことに伴い、どのようなことが期待されるのか、併せて伺います。

○菅野家畜衛生担当課長　牛のランピースキン病についてでございますが、この病気は、サシバエやマダニなどによる吸血や、ウイルスに罹患した動物との接触により感染し、全身の皮膚にこぶができ、発熱や乳量の減少などの症状を引き起こす感染症です。

本病は、令和６年に国内で初めて福岡県で確認されて以降、牛の移動により発生が拡大したことから、国の検討会において、これまでの防疫対応を検証した結果、届出伝染病のため、殺処分などの強制力を持った対応ができなかったことが拡大要因として指摘されたところでございます。

本病が家畜伝染病に格上げされたことで、緊急のワクチン接種や殺処分、移動制限などの強力な蔓延防止措置が迅速かつ的確に実施できるため、今後発生した場合、感染拡大の防止が期待されるところでございます。

以上でございます。

○白川祥二委員　ちょっと余分なことかもしれませんけれども、昨年、たしか全国のホルスタイン共進会が10年ぶりに行われましたよね。そのときの来場者数が３万数千人だったというふうに聞いています。

ただ、問題なのは、来年、和牛の一大イベントが十勝であります。想定によれば、その10倍以上が来場するということでありますけれども、そのために、来年に向けての防疫体制、それをどのようにしようとしているのか、ちょっと伺います。

○菅野家畜衛生担当課長　和牛全共北海道大会に係る防疫対応についてでございますが、北海道大会には、全国各地から500頭近い肉用牛が出品されることから、実行委員会では、伝染性疾病の発生を予防するため、本年秋頃までに家畜衛生対策要領を作成することとしてございます。

この衛生対策要領では、出品牛は、移動前に獣医師による呼吸器病のワクチン接種や臨床検査を、会場への到着時には家畜保健衛生所または北海道農業共済組合の獣医師による臨床検査を行いまして、異常がないことを確認の上、会場内に係留することとしてございます。

さらに、会場においては、家畜運搬車や施設の消毒に加え、ランピースキン病を媒介する吸血昆虫対策として、殺虫剤による駆除や成長抑制剤を散布することとしておりまして、伝染性疾病の発生予防に万全を期してまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員　道内では、家禽での高病原性鳥インフルエンザの発生が相次いでおり、また、道外でも、高病原性鳥インフルエンザのほか、豚熱が発生していることから、防疫対策の徹底が重要であります。

また、国内で発生していないアフリカ豚熱については、隣国の韓国の農場での発生が相次いでいることから、国内で発生させないためにも、空港等での水際対策の徹底が不可欠であります。先ほど言ったように、来年は和牛の一大イベントが十勝管内で開催されることから、なお一層の水際対策が必要だと思います。

道では、関係機関・団体等と連携しながら、今後、こうした海外悪性伝染病への防疫対策にどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

○滝口直人委員長　農政部食の安全・みどりの農業推進監野口正浩君。

○野口農政部食の安全・みどりの農業推進監　今後の防疫対策についてでありますが、海外悪性伝染病の発生は、畜産業はもとより関連産業に大きな影響を及ぼすことから、水際対策はもとより、農場における侵入防止と蔓延防止の対策を徹底していくことが重要であります。

このため、道としましては、侵入防止に向けて、引き続き国が取り組む空港や港湾での検疫に協力するとともに、関係機関・団体と連携し、空港やフェリーターミナルでの靴底消毒などを実施するほか、飼養衛生管理指導等計画に基づく農場への指導を徹底してまいります。

また、蔓延防止に向けては、異常家畜の早期発見と通報の徹底を指導するとともに、防疫訓練の実施や備蓄資材の拡充、企業との連携強化を進めるなど、全道一丸となった防疫体制の整備に万全を期してまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員　次に、農業課題について伺います。

食料品消費税減税に伴う本道中小農家への影響等については、先日も報道されましたけれども、今回の１％減税案が実行されれば、全国農業者の約85％、およそ70万人に上る免税対象の小規模生産者は、販売価格に含まれる税金相当額が減少するため、実質的な手取りが大きく目減りします。その一方で、農機具や肥料の仕入れに係る10％の税負担はそのまま据え置かれ、これでは現場の経営努力は一瞬で吹き飛んでしまいます。

こうした本道の中小免税農家の存続を揺るがす経営圧迫などのリスクに対し、道としての現在の認識を伺います。

さらに、現場の実態に即した仕入れ税額の負担軽減措置などを国へ強く働きかけるべきと考えますが、道内の農業者を守るため、今後どのように対応していくのか、伺います。

○滝口直人委員長　農業経営課長佐藤孔則君。

○佐藤農業経営課長　消費税減税に伴う中小農家への影響などについてでありますが、政府・与党は、２年間に限った食料品の消費税減税について検討を加速するとしており、現在、超党派や有識者などで構成する社会保障国民会議を中心に、実現に向けた諸課題に関して検討が進められていると承知しています。

本道の農業者の多くは、免税事業者や簡易課税事業者となり得る売上げが5000万円以下の経営体であることから、食料品の消費税が減税となった場合、資材購入時などに負担した消費税について還付を受けることができないといった課題があると認識しています。

道といたしましては、農業分野における影響など、今後の国の動向を注視するとともに、必要な情報の収集に努めてまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員　今回は、報道どおり、僅か２年限定の措置のために、減税時と増税時の計２回にわたり短期間にシステム改修を強いることになれば、中小農家や農業法人等に対して極めて重い費用負担と過大な事務負担が伴うことになります。システム改修が必要となった場合は、こうした状況にならないよう、道は、農業者が不利益を生じないよう、しっかりと国に対して求めるべきと指摘しておきます。

次に、緊迫化する中東情勢に伴う本道農業の危機管理について伺います。

情勢緊迫化のあおりを受け、農業用ビニールや畑用マルチの高騰、トラクター用潤滑油の不足、さらには化学肥料の大幅な値上げなど、生産コストの暴騰は限界を超え、現場には深刻な営農不安が広がっています。

こうした事態に対して、道は、流通業者への働きかけをはじめとする供給の安定化にさらにどう取り組んでいくのか、また、経営のセーフティーネットを今後どのように構築していくのか、所見を伺います。

○滝口直人委員長　技術普及課長山根敏史君。

○山根技術普及課長　農業生産資材の安定確保などについてでございますが、中東情勢が緊迫化する中、燃油や石油由来の生産資材の価格高騰に加え、一部の資材で欠品や納期の遅延が見られ始め、地域からは今後の営農に対する不安の声が上がるなど、農業経営への影響が深刻化していると認識しております。

道では、今月８日、農業関係機関・団体との連絡会議を開催し、農業現場の実情や流通の目詰まり解消に向けた国の取組など情報を共有しますとともに、生産資材の安定的な流通や供給に向けて、引き続き、連携して取り組んでいくことを確認したところでございます。

道といたしましては、今後とも、生産資材価格の動向などを注視しながら、関係機関・団体と連携し、必要な対応を国に求めますとともに、経営状況に応じて各種制度資金の円滑な融通に努めるなど、農業者の皆様が安心して営農を継続できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員　直近の肥料価格の大幅な引上げは、農業経営の根幹を揺るがす深刻な事態です。背景にある中東情勢を受けた尿素等の国際相場の急騰を見れば、従来の調達先分散という手法だけでは対応し切れないことは明白です。

資源の海外依存からの脱却に向け、家畜排せつ物や下水汚泥を活用した肥料の国産化の社会実装を国とともに加速させ、また同時に、ＡＩや衛星データを駆使した可変施肥技術の普及によっ

て現場のコスト削減を支援していくことが不可欠と考えます。

これら生産体制の構造転換に向けた道の今後の具体的な取組方針について、所見を伺います。

○滝口直人委員長　食の安全・みどりの農業推進局長佐々木秀弥君。

○佐々木食の安全・みどりの農業推進局長　肥料の国産化などについてでございますが、輸入に依存する化学肥料から、堆肥や稲わら、下水汚泥等の国産資源への置き換えを進めながら、土壌条件に応じて過不足なく効率的に施肥を行うことは、農業経営の安定と環境負荷の低減を図る上で極めて重要であります。

このため、道といたしましては、こうした認識の下、関係機関や団体と連携いたしまして、土壌診断に基づく適切な施肥や国内資源の利用拡大に向けた堆肥のペレット化などの施設整備への支援、センシングやＩＣＴを活用した可変施肥技術の普及、生産者や消費者に対するクリーン農業や有機農業への理解促進など、環境保全型農業の普及拡大に向けまして、生産から消費に至る施策を着実に推進し、外的要因に左右されにくい持続可能な本道農業の確立に取り組んでまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員　よろしくお願いします。

次は、米政策についてです。

令和の米騒動に端を発した政府の場当たり的な備蓄米放出や、水田活用の直接支払交付金、いわゆる水活交付金の抜本的見直しは、これまで国の生産調整に実直に協力してきた農業者のはしごを外すものであり、理不尽極まりません。気候変動や資材高騰という深刻な逆境の中、本道農業をどこへ導くのか、今こそ道の明確なグランドデザインと確固たる姿勢が問われています。

そこで、水田活用の直接支払交付金の見直しに伴う本道農業への影響について伺います。

新たな水田政策は、水田を対象とした面積一律支給から、水田、畑にかかわらない収量連動型へとかじを切り、生産性向上への大転換を迫るものです。

しかし、水田の約６割を他作物への転作に充ててきた本道にとって、この見直しは死活問題です。転作畑は、本来の畑地に比べて収量性が低く、一律の収量基準が導入されれば、気象条件等による支給額の乱高下は避けられず、経営の予見可能性は完全に失われてしまいます。

特に、本道農業を支えてきた産地交付金の配分額が大幅に減少すれば、営農基盤そのものを根底から揺るがしかねません。本道農業の持続可能性を確保するためには、生産現場の実態を反映した単価設定や予算配分が不可欠であります。

道として、これらの見直しに関し、国へどのように働きかけていく方針なのか、伺います。

○滝口直人委員長　生産振興局長花岡弘毅君。

○花岡生産振興局長　米政策についてでございますが、国が検討を進める新たな水田政策においては、非主食用米や麦、大豆について、面積当たりの定額単価から、収量に応じた単価での支援とするなど、水田活用の直接支払交付金を抜本的に見直すこととしていると承知しております。

道内では、幅広く地域の関係者の方々と合意形成を図りながら、国の交付金を効果的に活用

し、需要に応じた生産と活力ある産地づくりに取り組んでおり、政策の見直しに当たっては、今まで地域が進めてきた取組との整合性や、裁量を持って活用できる産地交付金の維持などが必要と認識しております。

道といたしましては、今後とも、意欲ある生産者が将来にわたって安心して営農が継続できるよう、地域の声を積極的に伺いながら、政策の見直しに関する課題を把握し、対応を検討するとともに、国に対し、本道の実情を踏まえた制度設計や十分な規模の予算確保などを求めてまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員　国の米政策はまさに朝令暮改であり、生産現場を迷走させ続けています。

道においては、国の不透明な需給見通しや場当たり的な政策に振り回されることなく、道独自に精微な需給動向を把握し、主食の供給を支える農家の誇りと尊厳を断固として守り抜く覚悟で、国への働きかけはもとより、独自の政策を力強く展開されることを強く求めます。

最後に、南米メルコスールとのＥＰＡ交渉について伺います。

政府が打ち出したメルコスールとの交渉開始方針は、長引く生産コスト高騰に耐え忍んできた本道の畜産・酪農経営にとって、まさに存亡の危機ともいうべき重大な脅威です。言うまでもなく、ブラジルやアルゼンチンなど巨大な畜産大国を相手に聖域なき市場開放や安易な関税引下げが行われれば、本道が誇る乳用種肉や和牛の市場は瓦解し、地域経済が甚大な打撃を被ることは火を見るより明らかです。国益の名の下に、地方の基盤産業が切り捨てられるような事態は、断じて容認できません。道として、今回の政府方針が本道農畜産業に与える影響をどう分析し、国に対して、譲れない一線をどのように主張していくのか、以下、伺います。

国際基準に基づく厳格な検疫体制の維持について伺います。

現在、本道の農家が最も警戒しているのは、検疫制度、いわゆるＳＰＳ措置の政治的な緩和です。ブラジル等からの牛肉輸入は、口蹄疫などの家畜伝染病リスクから厳格に制限されてきており、国際基準に基づく清浄国ステータスの維持は、我が国畜産業の存続に不可欠な防壁であります。万が一にも検疫が緩和され、伝染病の侵入を許せば、北海道の畜産は一瞬にして壊滅の危機に瀕してしまいます。経済的利益や通商拡大の交渉材料として、食の安全や公衆衛生が取引されるようなことは、決して許されるものではありません。

厳格な検疫体制の堅持を国に強く働きかけるべきと考えますが、所見を伺います。

○佐々木食の安全・みどりの農業推進局長　検疫体制の堅持についてでございますが、外国から畜産物について輸入解禁の要請があった場合、国は、家畜伝染病が国内に侵入することがないよう、相手国と技術的な検疫協議を行っていると承知してございます。

この協議は、大学教授や研究者などで構成される国の食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会が、科学的知見に基づき実施する伝染病の侵入リスクの評価等を踏まえ、ＥＰＡに係る議論とは別に行われるものと認識してございます。

口蹄疫などの海外悪性伝染病の国内への侵入は、畜産業はもとより、地域経済に大きな影響を

及ぼすことから、道といたしましては、今後とも、厳格な検疫協議について、国に万全な対応を求めてまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員　次に、国益死守の働きかけと重要５品目の堅持について伺いますけれども、メルコスール加盟国との交渉においては、牛肉はもとより、米や甘味資源作物など、北海道農業の根幹をなす重要５品目の関税維持が絶対条件です。現場が強く求めているのは、大量輸入時に発動するセーフガードの確実な設定であり、なし崩し的な市場開放ではありません。

仮に大幅な関税引下げが行われれば、国内の畜産物価格は急落し、特に、国産乳用種牛の生産現場へ破壊的な打撃を与えることは必至です。事後対策では、必ず手後れとなります。

国に対し、重要品目の聖域死守や万全な激変緩和措置を交渉の前提条件とするよう、国に強く働きかけるべきと考えますが、道の所見を伺います。

○滝口直人委員長　農政部長鈴木賢一君。

○鈴木農政部長　メルコスールとの交渉についてでございますが、本道農業が、将来にわたり安全、安心で良質な農畜産物を安定的に生産、供給し、我が国の食料供給地域としての役割を着実に果たしていくためには、いかなる国際交渉にあっても、再生産を確保し、持続的に発展していくことが何よりも重要であります。

道といたしましては、本道農業を取り巻く国際環境が厳しさを増す中、一層の危機感を持ち、今後の交渉の動向を注視いたしますとともに、生産者の皆様が安心して営農を続けられるよう、関係機関・団体の方々と連携しながら、本道の重要品目である農畜産物に対する必要な国境措置の確保など、万全な対応を国に求めてまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員　今、部長から力強いお言葉をいただきました。

でも、やはり、このメルコスールについては、北海道の基幹産業である農業、まさしく国の食料基地である北海道、この運命を左右する課題だというふうに思いますので、このことを含めて、知事に直接ただしたいというふうに思っております。どうか委員長の対応をよろしくお願い申し上げまして、私からの質問を終わります。

ありがとうございます。

○滝口直人委員長　白川委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、農政部所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝口直人委員長　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

６月29日月曜日の分科会は午後１時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時46分散会